

第 133 回長崎県市長会議 会議次第

日時：令和 5 年 8 月 21 日(月)14 時～
場所：サムソンホテル本館

I 開 会

II 会長あいさつ

III 開催市長あいさつ

IV 議 事

1 審議事項

- (1) 議案審議（国・県への提言）
- (2) 九州市長会提出議案の選定について
- (3) 令和 4 年度長崎県市長会収支決算書（案）について

2 協議事項

- (1) 九州・長崎 IR について
- (2) 長崎県市長会の予算について

3 報告事項

- (1) 副市長会からの報告について
- (2) その他

4 そ の 他

- (1) 次期開催市について
- (2) 「建設業を巡る最近の話題
～働き方改革と適正な取引～」
(国土交通省九州地方整備局)
- (3) 「ながさきピース文化祭 2025 について」
(長崎県文化観光国際部)

V 講 演

テーマ「平戸市の協働のまちづくりに関する取り組み」
平戸市長 黒田 成彦 様

VI 閉 会

(1) 議案審議(国・県への提言)

1 国・県への提言(重点項目)

国	県	件 名	市長会議での説明市
1		施設整備事業に対する財政措置等について	雲仙市
2	-	保育料の完全無償化について	諫早市
3	-	小中学校等におけるICT環境整備に係る財政支援について	対馬市
4	-	学校給食費の無償化について	長崎市
-	1	中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について	大村市

2 国・県への提言

番号	国	県	件 名	市長会議での説明市
1			都市財政の拡充強化に関する提言	
	1	-	都市財政の充実強化について(国(4)施設整備事業に対する財政措置等について)	(重点: 雲仙市)
	1	1	〃 (上記 国(4)を除く)	
	2	-	地方消費者行政の拡充への支援等について〔更新〕	
	3	-	国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について	
	4	2	浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について	
	5	3	公共下水道への財政措置の拡大について	
	6	4	廃棄物処理対策の強化について〔更新〕	
	7	5	海岸漂着物対策の財政支援措置について	
	8	6	治水事業に対する財政措置等について〔更新〕	
	9	7	地方バス路線維持対策について	
	10	-	水道事業に対する財政措置の強化について	
	11	-	急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について〔更新〕	
	-	8	自然災害等対策事業に対する財源確保について〔更新〕	
	12	9	離島航路事業に対する財政支援の拡充等について〔更新〕	
	13	10	離島航空路線の維持について	
	14	-	離島地域における燃油コスト等の格差是正について	
	15	11	半島航路の維持・確保について〔更新〕	
	-	12	国指定・選定の文化財の保存等に係る財政支援について	
	16	-	世界遺産保護のための財政支援措置について	
	17	13	市街地再開発事業に対する財政支援措置について	
	-	14	空き家対策への支援について	
	18	15	大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について〔更新〕	
	○	○	公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について〔第11号議案へ〕	
	19	-	公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)の期間撤廃について	
	20	16	ふるさと納税に係る返礼品について	
	-	○	小中学校等におけるICT環境整備に係る財政支援について〔第11号議案へ〕	
	21	17	自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について	
	22	-	デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)の自由度向上について	
	23	18	犯罪被害者等支援の充実について	
	24	19	ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について	
2			国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言	
	1	-	医療保険制度改革について	
	-	1	国民健康保険制度について	
	2	-	当面の措置及び制度運営について	
	3	-	特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて	
	4	-	保険者努力支援制度の評価指標(法定外繰入の解消等)の配点基準の見直しについて	
3			地域医療保健の充実強化に関する提言	
	1	1	地域医療提供体制の確保について	
	2	2	がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について	
4			子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言	
	1	1	子ども・子育て施策の充実強化について(国(5)、県(4)保育料の完全無償化について〔新規〕)	(重点: 諫早市)
	1	1	〃 (上記 国(5)、県(4)を除く)	
	2	-	福祉施策等の充実強化について	
	3	-	障害者福祉施策の充実強化について〔更新〕	

番号	国	県	件 名	(市長会議での 説明市)
5			介護保険制度等に関する提言	
	1	1	第1号被保険者の保険料について	
	2	2	介護従事者の人材確保について	
6			生活環境の保全・整備等の充実に関する提言	
	1	-	九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける火山観測・研究体制の強化について	
7			九州新幹線等の整備促進に関する提言	
	1	1	九州新幹線西九州ルートの着実な整備について	
	2	2	県下幹線鉄道の整備改善について	
	3	3	地域鉄道に対する支援策の充実について	
8			高速道路網等の整備促進に関する提言	
	1	-	道路整備の安定的財源確保について	
	2	1	道路網の整備について	
	3	-	道路事業における補助制度の拡充について	
	4	-	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の緩和について	
	5	2	地方における無電柱化事業の促進について	
	6	3	港湾の整備促進について	
	7	-	公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料の免除制度の拡充について	
9			農林水産業の振興に関する提言	
	1	1	農業の振興対策について	
	2	2	水産業の振興対策について	
	3	-	物価高騰対策の強化について	
10			地域経済の活性化に関する提言	
	1	1	地域経済牽引事業への支援措置について	
	2	-	国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について	
	-	2	工業団地の整備について	
	-	3	V・ファーレン長崎への支援について	
	-	4	県と市町の連携による広域観光の活性化について〔新規〕	
11			学校教育の充実に関する提言	
	-	1	全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置の拡大について	
	-	2	少人数学級編制に伴う財政支援措置について	
	-	3	派遣指導主事の配置に伴う財政支援措置について	
	-	4	養護教諭の配置について	
	-	5	学校事務職員の配置について	
	-	6	小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）」等配置に係る財政支援措置について	
	-	7	学校栄養教員・栄養教諭の配置について	
	-	8	学校図書館充実のための司書教諭の配置について	
	-	9	ICT教育環境整備に係る教職員に対する研修の充実とICT支援員配置のための財政支援について	
	-	10	長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について	
	-	11	特別支援学級編制基準の弾力化について	
	-	12	統合型校務支援システムの導入について	
	-	13	中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について〔更新〕	(重点：大村市)
	1	14	公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について〔第1号議案から〕	
	2	15	小中学校等におけるICT環境整備に係る財政支援について〔国第12号議案、県第1号議案から〕	(重点：対馬市)
	3	16	学校給食費の無償化について〔新規〕	(重点：長崎市)
12			デジタル化の推進に関する提言	
	1	-	自治体情報システムの標準化・共通化について	
	2	-	地域社会のデジタル化の推進について	
	3	-	社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について	
	○	-	小中学校等におけるICT環境整備に係る財政支援について〔第11号議案へ〕	
13			地方自治体の円滑な行政運営に関する提言	
	1	-	「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知の徹底について	
	2	-	自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供について	

(2) 九州市長会議提出議案の選定について(5件以内を選定)

- 第 4 号議案 子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言
- 第 7 号議案 九州新幹線等の整備促進に関する提言
- 第 8 号議案 高速道路網等の整備促進に関する提言
- 第 9 号議案 農林水産業の振興に関する提言
- 第 12 号議案 デジタル化の推進に関する提言

第 1 3 3 回長崎県市長会議議案審議目次

国への提言(重点項目)

- 1 施設整備事業に対する財政措置等について ----- P 4
- 2 保育料の完全無償化について ----- P 6
- 3 小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について ----- P 8
- 4 学校給食費の無償化について ----- P 9

国への提言

- 第 1 号議案 都市財政の拡充強化に関する提言 ----- P 13
- 1 都市財政の充実強化について ----- P 13
 - 2 地方消費者行政の拡充への支援等について (更新) ----- P 15
 - 3 国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について ----- P 16
 - 4 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について ----- P 16
 - 5 公共下水道への財政措置の拡大について ----- P 17
 - 6 廃棄物処理対策の強化について (更新) ----- P 17
 - 7 海岸漂着物対策の財政支援措置について ----- P 19
 - 8 治水事業に対する財政措置等について (更新) ----- P 20
 - 9 地方バス路線維持対策について ----- P 20
 - 10 水道事業に対する財政措置の強化について ----- P 21
 - 11 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について (更新) ----- P 22
 - 12 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について (更新) ----- P 22
 - 13 離島航空路線の維持について ----- P 24
 - 14 離島地域における燃油コスト等の格差是正について ----- P 24
 - 15 半島航路の維持・確保について (更新) ----- P 24
 - 16 世界遺産保護のための財政支援措置について ----- P 26
 - 17 市街地再開発事業に対する財政支援措置について ----- P 26
 - 18 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について (更新) -- P 26
 - 19 公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)の期間撤廃について ----- P 27
 - 20 ふるさと納税に係る返礼品について ----- P 27
 - 21 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について ----- P 27
 - 22 デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)の自由度
向上について ----- P 28
 - 23 犯罪被害者等支援の充実について ----- P 28
 - 24 ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について ----- P 28
- 関連資料(資料 1-1 ~ 資料 1-14) ----- P 30
- 第 2 号議案 国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言 ----- P 50
- 1 医療保険制度改革について ----- P 50
 - 2 当面の措置及び制度運営について ----- P 51
 - 3 特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて ----- P 51
 - 4 保険者努力支援制度の評価指標(法定外繰入の解消等)の配点基準の
見直しについて ----- P 52
- 関連資料(資料 2-1) ----- P 53
- 第 3 号議案 地域医療保健の充実強化に関する提言 ----- P 54
- 1 地域医療提供体制の確保について ----- P 54
 - 2 がんと共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について ----- P 56
- 関連資料(資料 3-1) ----- P 57

第4号議案	子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言	P 58
1	子ども・子育て施策の充実強化について（一部新規）	P 58
2	福祉施策等の充実強化について	P 59
3	障害者福祉施策の充実強化について（更新）	P 60
	関連資料（資料 4-1 ～ 資料 4-2）	P 62
第5号議案	介護保険制度等に関する提言	P 64
1	第1号被保険者の保険料について	P 64
2	介護従事者の人材確保について	P 64
	関連資料（資料 5-1）	P 65
第6号議案	生活環境の保全・整備等の充実に関する提言	P 66
1	九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける 火山観測・研究体制の強化について	P 66
第7号議案	九州新幹線等の整備促進に関する提言	P 67
1	九州新幹線西九州ルートの着実な整備について	P 67
2	県下幹線鉄道の整備改善について	P 67
3	地域鉄道に対する支援策の充実について	P 68
	関連資料（資料 7-1）	P 69
第8号議案	高速道路網等の整備促進に関する提言	P 70
1	道路整備の安定的財源確保について	P 70
2	道路網の整備について	P 70
3	道路事業における補助制度の拡充について	P 72
4	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の 緩和について	P 72
5	地方における無電柱化事業の促進について	P 73
6	港湾の整備促進について	P 73
7	公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の 交付手数料の免除制度の拡充について	P 74
	関連資料（資料 8-1 ～ 資料 8-3）	P 75
第9号議案	農林水産業の振興に関する提言	P 83
1	農業の振興対策について	P 83
2	水産業の振興対策について	P 84
3	物価高騰対策の強化について	P 85
	関連資料（資料 9-1 ～ 資料 9-2）	P 86
第10号議案	地域経済の活性化に関する提言	P 88
1	地域経済牽引事業への支援措置について	P 88
2	国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について	P 88
	関連資料（資料 10-1）	P 89
第11号議案	学校教育の充実に関する提言	P 90
1	公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について	P 90
2	小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について	P 91
3	学校給食費の無償化について（新規）	P 91
第12号議案	デジタル化の推進に関する提言	P 92
1	自治体情報システムの標準化・共通化について	P 92
2	地域社会のデジタル化の推進について	P 92
3	社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について	P 92
第13号議案	地方自治体の円滑な行政運営に関する提言	P 94
1	「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知の徹底について	P 94
2	自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供について	P 94

県への提言(重点項目)

1 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について	P 97
------------------------------	------

県への提言

第1号議案 都市財政の拡充強化に関する提言	P 101
1 都市財政の充実強化について	P 101
2 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について	P 103
3 公共下水道への財政措置の拡大について	P 103
4 廃棄物処理対策の強化について (更新)	P 104
5 海岸漂着物対策の財政支援措置について	P 106
6 治水事業に対する財政措置等について (更新)	P 106
7 地方バス路線維持対策について	P 107
8 自然災害等対策事業に対する財源確保について (更新)	P 108
9 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について (更新)	P 108
10 離島航空路線の維持について	P 110
11 半島航路の維持・確保について (更新)	P 111
12 国指定・選定の文化財の保存等に係る財政支援について	P 112
13 市街地再開発事業に対する財政支援措置について	P 113
14 空き家対策への支援について	P 113
15 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について (更新)	P 113
16 ふるさと納税に係る返礼品について	P 114
17 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について	P 114
18 犯罪被害者等支援の充実について	P 114
19 ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について	P 115
関連資料 (資料 1-1 ～ 資料 1-10)	P 116
第2号議案 国民健康保険制度に関する提言	P 129
1 国民健康保険制度について	P 129
第3号議案 地域医療保健の充実強化に関する提言	P 130
1 地域医療提供体制の確保について	P 130
2 がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について	P 133
関連資料 (資料 3-1)	P 134
第4号議案 子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言	P 135
1 子ども・子育て施策の充実強化について (一部新規)	P 135
第5号議案 介護保険制度等に関する提言	P 137
1 第1号被保険者の保険料について	P 137
2 介護従事者の人材確保について	P 137
関連資料 (資料 5-1)	P 138
第6号議案 欠番 (県への提言がないため)	P 139
第7号議案 九州新幹線等の整備促進に関する提言	P 140
1 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について	P 140
2 県下幹線鉄道の整備改善について	P 140
3 地域鉄道に対する支援策の充実について	P 141
関連資料 (資料 7-1)	P 142
第8号議案 高速道路網等の整備促進に関する提言	P 143
1 道路網の整備について	P 143
2 地方における無電柱化事業の促進について	P 146
3 港湾の整備促進について	P 146
関連資料 (資料 8-1 ～ 資料 8-2)	P 147

第9号議案 農林水産業の振興に関する提言	P 154
1 農業の振興対策について	P 154
2 水産業の振興対策について	P 155
関連資料（資料9-1 ～ 資料9-2）	P 157
第10号議案 地域経済の活性化に関する提言	P 159
1 地域経済牽引事業への支援措置について	P 159
2 工業団地の整備について	P 159
3 V・ファーレン長崎への支援について	P 159
4 県と市町の連携による広域観光の活性化について（新規）	P 160
関連資料（資料10-1～ 資料10-2）	P 161
第11号議案 学校教育の充実に関する提言	P 163
1 全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置 の拡大について	P 163
2 少人数学級編制に伴う財政支援措置について	P 163
3 派遣指導主事の配置に伴う財政支援措置について	P 163
4 養護教諭の配置について	P 164
5 学校事務職員の配置について	P 164
6 小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（SC）、スクール ソーシャルワーカー（SSW）」等配置に係る財政支援措置について	P 164
7 学校栄養職員・栄養教諭の配置について	P 165
8 学校図書館充実のための司書教諭の配置について	P 165
9 ICT教育環境整備に係る教職員に対する研修の充実とICT支援員配置 のための財政支援について	P 165
10 長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について	P 165
11 特別支援学級編制基準の弾力化について	P 166
12 統合型校務支援システムの導入について	P 166
13 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について	P 166
14 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について	P 167
15 小中学校等におけるICT環境整備に係る財政支援について	P 168
16 学校給食費の無償化について（新規）	P 168
関連資料（資料11-1 ～ 資料11-6）	P 170

1 審議事項

* * *

国への提言

（重点項目）

〔重点〕

提出市：島原市、雲仙市

1. 施設整備事業に対する財政措置等について

【提案・要望】

住民生活に直結する公共施設等の整備にあたり、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設について、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化に取り組んでいるところであるが、各自治体の財政規模も考慮しつつ、事業の円滑な執行が確保され、健全な財政運営が可能となるよう、十分な財政支援措置を講じること。

また、施設の廃止、統合などの再編を進めるため、不要となった公共施設の除却に係る地方債について、元利償還金に対する交付税措置を講じるとともに、財産処分基準の一層の弾力化を行うこと。

【現状・問題点】

- (1) 各市では、公共施設等管理計画及び個別施設計画に基づき財政負担の軽減・標準化、公共施設等の最適な配置の実現に向けた取組みを進めている。

しかしながら、当該計画の効果的な推進には不要な施設の除却は不可欠であるが、これには多額の経費が必要となり、財源として公共施設等適正管理推進事業債の活用も可能であるものの、除却事業における交付税措置がないことから、市によっては厳しい財政状況に配慮しながら進めていく中、後年度へ先送りせざるを得ない状況が生じる場合があるなど、計画どおりに進捗していない状況にある。

また、新施設への更新が条件となった財源措置では、自治体全体での施設規模が変わらず、将来的な財政負担の抑制につながらない場合が多い。

○長崎県内各市公共施設等総合管理計画による今後の財政負担見込額

市 名	計画策定 時期	計画改定 時期	推計期間 (年)	推計年平均額 (億円)	備考
長崎市	H28 年 2 月	R4 年 11 月	24	153.9	
佐世保市	H29 年 3 月	R4 年 3 月	40	114.4	
島原市	H29 年 3 月	R4 年 11 月	40	24.4	
諫早市	H29 年 8 月	R4 年 3 月	40	77.8	(道路、橋梁含む)
大村市	H29 年 4 月	R4 年 3 月	30	24.1	
平戸市	H29 年 3 月	R4 年 3 月	40	31.1	
松浦市	H29 年 3 月	R4 年 3 月	39	25.6	
対馬市	H29 年 3 月	R4 年 3 月	40	65.4	
壱岐市	H29 年 3 月	R4 年 3 月	40	27.5	
五島市	H29 年 3 月	R4 年 3 月	40	36.8	
西海市	H28 年 4 月	R4 年 3 月	40	34.4	
雲仙市	H29 年 3 月	R4 年 3 月	30	47.4	
南島原市	H29 年 3 月	R4 年 3 月	40	35.6	

推計年平均額については、長寿命化などを行わず、耐用年数経過時点で単純に更新する従来型の維持管理・更新等の費用で算出

(選定理由)

- ・都市財政を充実強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営をすすめるため「都市財政の充実強化について」を重点項目として提案するもの。(島原市)
- ・都市自治体においては、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の更新・統廃合・長寿命化に取り組んでいるが、特に施設の廃止、統合に関する財政負担が大きいため、統廃合が進まず、維持管理経費が膨らむ傾向にあるため(雲仙市)

〔重 点〕

2. 保育料の完全無償化について

【提案・要望】

だれもが安心して子どもを産み育てる環境づくりの実現に関し、国の責任において次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

保育料における全国的な動きとして、国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例が見受けられるが、本来、こどもを産み育てる環境は、~~地域によらず平等であるべきであり、自治体間によって差異があることは望ましくないため、全国一律国の制度として~~保育料の完全無償化を実施すること。

【現状・問題点】

保育料については、令和元年10月から、3～5歳の子ども及び市民税非課税世帯の0～2歳の子どもが無償化されているが、課税世帯等の3歳未満の子どもの保育料は無償化されておらず、保育料の負担が生じている。

少子化の進行に歯止めがかからない中、保育料の「完全無償化」や「第2子以降の無償化」など独自の子育て支援策を打ち出す自治体もあり、自治体の財政状況によって子育て施策に差異が生じる事態となっているが、各市において同様の無償化を実施するためには、多額の財政負担を要することとなる。

○長崎県内全市(13市)が保育料の完全無償化を実施する場合の所要額見込み

市 名	所要額 (単位:百万円)	市 名	所要額 (単位:百万円)
長崎市	1,100	対馬市	45
佐世保市	784	壱岐市	45
島原市	158	五島市	120
諫早市	336	西海市	100
大村市	322	雲仙市	157
平戸市	51	南島原市	121
松浦市	73	合 計	3,412

全市合計
約 34.1 億円

○長崎県内各市における独自の保育料負担軽減取組み

長崎市	・市民税所得割課税額97,000円未満の世帯について、最年長の子ども（概ね18歳まで）を第1子とし、第2子半額、第3子以降無料 ・ひとり親世帯の市民税所得割課税額77,101円未満の世帯について、最年長の子ども（概ね18歳まで）を第1子とし、第2子以降無料
佐世保市	・保育料を国基準から平均25パーセント減額 ・副食費の第2子目以降の無償化を実施（令和2年4月1日～）
島原市	・認可保育施設における所得制限と年齢制限を撤廃し、第2子以降の児童にかかる保育料の完全無料化【令和元年10月～】
諫早市	・認可保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和5年4月～】
大村市	・認可保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【平成9年度～（平成9年当時は保育料軽減事業として実施）】 ・認可外保育施設における同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和4年度4月～】
平戸市	・認可保育施設における3歳未満児保育料の完全無料化を実施【令和5年4月～】
松浦市	・2・3号支給認定児童について、認可保育施設を利用した場合の同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【平成27年4月～】 ・市町村の認定を受けた児童について、認可保育施設を利用した場合の同時在園児の第2子保育料の無料化を実施【令和元年10月～】
対馬市	・認可保育施設における多子世帯が施設を利用する際の保育料について、満18歳以下の子どもが複数人いる場合は、第2子保育料を半額（市民税非課税世帯は無料）、第3子以降の無料化を実施【平成27年4月～】
壱岐市	・保育施設（認可外含む）における各世帯の第2子以降の保育料無償化を実施【令和5年4月～】
五島市	・保育料を国の徴収基準額から22パーセント減額【平成17年4月～】 ・多子計算（第1子、第2子等）の範囲を中学生までに拡大し、第3子以降を無料化。第2子については、第1子と同時在園の場合は無料、同時在園以外の場合は半額【平成27年4月～】 ・多子計算の範囲（年齢制限）を撤廃【平成29年4月～】 ・副食費の全額補助【令和元年10月～】
西海市	・同一世帯で、2人以上の子どもが保育所等を同時に利用している場合の利用料は、2人目以降は無料（市独自の基準。国の基準は、2人目は半額、3人目以降が無料） ・同一世帯に保護者の監護下にある子どもが3人以上いる場合、第3子以降の子どもの利用料は、無料（市独自の基準。国の基準は所得制限あり）
雲仙市	・第2子以降の保育料の無料化を実施【平成28年4月～】 ・副食費の無償化を実施【令和元年10月～】
南島原市	・国基準額より負担を軽減した保育料を設定 ・2人以上の児童を扶養する多子世帯の第2子以降の保育料の無償化を実施【平成24年4月開始、平成31年度からきょうだい児の年齢制限を撤廃】 ・副食費負担金の無償化を実施【令和元年10月～】

（選定理由）

- ・子育て世代の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境の充実に図ることは、少子化対策として有効な施策と考えられるため、保育料の無償化を国において全国一律の制度として実施するよう要望するもの。（長崎市）
- ・副市長会議での協議結果を受け、最終的な目標である「完全無償化」を明記（事務局）

〔重点〕

3. 小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について

【提案・要望】

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

多くの地方自治体においては、国が掲げる「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒1人1台の端末整備と高速大容量の通信ネットワークの整備等を進めたところであるが、整備に係る国の財政支援については、初期の整備費用に限ることなく、今後想定される端末の更新費用等についても十分な財政支援を講じること。

また、1人1台端末に係るLTE回線使用料についても財政支援の対象とするよう改めること。さらに、情報格差是正のため早急に大容量インターネットサービスが利用できるよう施策を講じること。

【現状・問題点】

国が掲げる「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒1人1台の端末整備等を進めたところであるが、今後想定される端末の更新費用等については、現時点において支援策が示されておらず、また、回線使用料についても莫大な財政負担が生じている。

（選定理由）

- ・小中学校等におけるICT環境整備については、国が掲げる「GIGAスクール構想」に基づき進めたところであるが、端末更新や回線使用料に関して莫大な財政負担が見込まれることから国に対して財政支援を求めるもの。（対馬市）

〔重点〕

4. 学校給食費の無償化について

【提案・要望】

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、担っている。

少子化対策、子ども・子育て支援の観点からも、学校給食費の無償化は社会全体で安心して子育てできる環境を確保し、保護者の負担軽減となることから、~~全ての子どもたちに対して国の責任において実施すべきであると考えことから、保護者が負担する学校給食費を無償とし、~~国の責任と財源による学校給食費の完全無償化実現に向け、~~国の負担とすること~~必要な措置を講じること。

【現状・問題点】

学校給食は、各自治体において学校給食費を定め、保護者の負担により食材が賄われており、負担する額も自治体によりまちまちの状況である。

一部の市区町村においては、既に学校給食費を公費負担としている自治体もあるが、それぞれの自治体の財政状況に依存する。

各市において学校給食費の無償化を実施するためには、多額の財政負担を要することになる。

○長崎県内全市（13市）における学校給食費無償化の所要額見込み

（単位：百万円）

市 名	小学校	中学校
長崎市	858	481
佐世保市	559	334
島原市	120	67
諫早市	365	212
大村市	308	184
平戸市	72	45
松浦市	51	35
対馬市	59	38
壱岐市	70	44
五島市	76	47
西海市	54	34
雲仙市	105	59
南島原市	89	53
全市合計	2,786	1,633

小中学校合計 約 44.2 億円

(選定理由)

- 学校給食費は、学校給食法に基づく保護者負担として各自治体において額を定め、食材費等に充てられているが、その額は自治体により差異がある。
また、一部の自治体においては、保護者の負担軽減の観点から学校給食費を公費負担に切り替えるところも出現しており、負担のあり方そのものにも差異が生じる事態となっている。
このような状況の中、学校給食法に規定する目的を達成することは、我が国の子どもたちの健やかな発達を保障することであり、すなわち国の責務であると考えられ、このことは喫緊の課題であるため（長崎市）
- 副市長会議での協議結果を受け、学校給食の重要性、充実強化と併せて、少子化対策としても有効である旨の文言を追加するもの。（事務局）

国への提言

* * *

第 1 号議案

都市財政の拡充強化に関する提言

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 都市財政の充実強化について〔継続 6 回〕

(1) 地方税財源の充実強化について

① 都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを持続的に行うとともに、人口減少を踏まえた地方創生に積極的に取り組むため、地方が担う事務と責任に見合う一般財源を充実確保する観点から、偏在性の少ない地方税体系を構築すること。

② 地方法人課税の偏在是正については、地方法人税の引き上げ及び法人住民税法人税割の税率引き下げによる効果の十分な検証を行うとともに、地方法人課税の偏在是正措置による財源を効果的に活用すること。

また、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成 27 年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、速やかに改め、国において補填すること。

③ ゴルフ場利用税については、その税収の 7 割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、引き続きその現行制度を堅持すること。

(資料 1-1 参照)

④ 固定資産税については、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図るとともに、新たな特例措置を設けないこと。

また、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置については令和 4 年度末の期限到来をもって終了されることとなった一方で、生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置が新たに創設されるが、そもそもこうした政策的措置は、本来、市町村の基幹税である固定資

産税を用いて行うべきではないことから、現下の経済情勢を踏まえた対応であることに鑑み、2年間の期限の到来をもって確実に終了すること。

(2) 一般財源の総額確保等について

- ① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

また、地方交付税総額の算出基礎となる令和5年度の地方財政計画について、地域のデジタル化及び脱炭素化の推進、自治体の施設の光熱費高騰への対応が確保されている。

新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰対策はもとより、デジタル化や脱炭素社会の実現に向けた取組、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済の活性化・雇用対策、地域社会の維持・再生、人への投資、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実すること。

- ② 地方財政における巨額の財源不足及び借入金残高に対しては、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。

- ③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとすること。

また、令和3年度の算定から令和2年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正を行われているところであるが、継続的かつ急激な人口減少に直面している実態を踏まえ、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。

(3) 国庫補助負担金の見直し等について

- ① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。

- ② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。
- ③ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

(4) 施設整備事業に対する財政措置等について

義務教育施設等、住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設については、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化に取り組んでいるところであるが、各自治体の財政規模も考慮しつつ、事業の円滑な執行が確保され、健全な財政運営が可能となるよう、十分な財政支援措置を講じること。

義務教育施設については一定の改善がなされたものの、今後においても必要な財源及び国庫負担等の事業量を確実に確保するとともに、実態に応じた建設物価を反映した単価設定を行うこと。

また、施設の廃止、統合などの再編を進めるため、不要となった公共施設の除却に係る地方債について、元利償還金に対する交付税措置を講じるとともに、財産処分基準の一層の弾力化を行うこと。

2. 地方消費者行政の拡充への支援等について 〔更新〕

(1) 消費生活相談員の育成及び消費者被害防止対策について

地方においては、消費者安全法に定める専門の資格を有する消費生活相談員~~（みなし合格者を含む。）~~が少なく、消費生活相談員の確保が困難な状況であることから、資格を有しない者を任用して育成し、資格取得を目指す事例が多い状況にある。このため、相談員の確保と育成に向けたオンデマンド研修の拡大や地方での講習会の開催などの研修機会の確保~~や~~並びに資格試験の実施等について~~対策を講じる~~利便性の向上を図ること。

~~併せて、地方消費者行政推進交付金に代わり、平成 30 年度から導入された~~また、地方消費者行政強化交付金については、強化事業の対象となる事業が限定され、~~かつさらに~~2 分の 1 の地方負担が生じるなど地方の消費者行政の実情に沿ったメニューとは言い難い。~~必ずしも地方の消費者行政の実情に合致していない。~~人的・財政的基盤の弱い地方公共団体が多様化する消費者行政を安定的に推進させるためには、国の支援が必要不可欠であることから、対象事業の拡大~~や要件緩和に加え、及び令和 5 年度に新たに追加された「~~靈感商法を含めた悪質商法対策事業」と同様に全額補助とすること。（南島原市）

（資料 1-2 参照）

（説明）

提言する（佐世保市、島原市、壱岐市、雲仙市、南島原市）

・就労機会に恵まれない地域では生産年齢層の県外転出のため、相談員の確保もままな

らないことに加え、相談員向けのオンデマンド研修が実施され一定の成果があったものの、公共交通に恵まれず、研修開催市へのアクセス手段の制約があること、研修参加定員があるため、研修等への参加が容易ではないこと等の現状に鑑み、引き続き要望するもの。（南島原市）

- ・主管課長会議の協議結果を受け、要望内容の見直しをするもの。（南島原市）

提言しない（長崎市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、西海市）

- ・相談員の確保・育成については、消費者庁が令和２年度から「消費生活相談員担い手確保事業」によりオンラインによる養成講座や試験対策講座を実施しており、地方にも配慮した対策がなされている。なお、本事業は今年度も継続し一定事業として定着してきたと思料される。また、地方消費者行政強化交付金については、消費者教育・啓発への取り組みの支援など、対象事業の拡大が図られている。以上を踏まえ、提言していた内容について拡充への支援等が見られたことから、提言しない。（長崎市）

3. 国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について〔継続 5 回〕

（1）地方自治体負担経費の財政措置について

地方自治体が実施する国民保護のための措置に係る費用については、原則として国の負担とされているが、地方自治体の負担とされる職員の給与、管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、有事に備えて、資機材の整備や、国、都道府県、市町村、関係機関が連携した訓練を継続するとともに、自治体独自の訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とすること。

（2）NBC（核・生物・化学）攻撃に対する対応策の整備について

NBC（核・生物・化学）攻撃による被害想定及びこれに基づく対応策について、国の責任において十分な研究を行い、早期に示すとともに、資機材や特殊な薬品等の適切な備蓄、調達体制を早急に整備すること。

4. 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について〔継続

1 回〕

浄化槽設置にかかる市民の費用負担を軽減し、浄化槽の普及を図るため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備に係る財政措置の拡充を強く要請する。

また、浄化槽維持管理費に関しても下水道使用料との差があり、不公平が生じていることから、適正な浄化槽維持管理を実施してもらうための維持管理費に対する財政措置の制度を創設すること。

（資料 1-3 参照）

5. 公共下水道への財政措置の拡大について〔継続 5 回〕

(1) 公共下水道事業への財源確保について

下水道事業を計画的、継続的に遂行するためには、多額の財源が必要であることから、財政的な支援を図るよう要望する。特に、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、浸水対策、老朽化対策等を重点的に支援するとしている防災・安全交付金予算を十分かつ安定的に確保すること。

(2) 下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金は未普及対策を重点的に支援するとされており、その効果促進事業では、各戸排水設備の設置等についても加入促進事業への充当が可能とされているが、下水道整備が完了している自治体においても交付金の活用ができるよう新たな交付金の創設等、接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じること。

(資料 1-4 参照)

(3) 下水道事業に係る現行の国庫補助制度の堅持について

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、下水道事業に係る現行の国庫補助制度について、水道事業の補助制度等を参考に見直しの議論がなされ、平成 29 年 12 月 22 日、国土交通省から下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等の事業については重点化の方針が示された。下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を受けもつ、極めて公共性の高い社会資本であることから下水道法においても明確に施設の設置そして改築に対して、国が地方公共団体に補助できるとされており、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されている。

また、平成 5 年度には下水道事業を含む公共事業に係る補助率等が閣議了解で恒久化されており、下水道事業を実施する地方公共団体は、恒久化された補助率の下での国庫補助制度を前提とし、下水道の管理運営を行っている。

こうした下水道の特性を鑑み、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、現行の国庫補助制度を堅持すること。

6. 廃棄物処理対策の強化について〔更新〕（長崎市ほか全市）

(1) 廃棄物処理施設等について

- ① 旧焼却施設は、老朽化が進むことにより倒壊や環境汚染の恐れが高まることから、早急な解体撤去が必要である。施設の解体撤去工事は多額の費

用を要するが、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象とはならないことから、厳しい財政状況の中、市単独事業として実施が困難であるのが現状である。

今後、特に市町村合併により廃止した旧焼却施設の老朽化がさらに進むなど、環境汚染のリスクが高まることから、早急な解体撤去を行うことができるようにするため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とすること。

また、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

- ② 一般廃棄物処理施設の基幹的設備改進黨業に対する循環型社会形成推進交付金の交付要件は、二酸化炭素排出削減をするものに限定されており、延命化や施設の機能回復のための基幹的設備改良については交付の対象となっていない。

また、特にマテリアルリサイクル推進施設は、循環型社会の形成及び推進をしていくうえで重要な施設であることから、施設の延命化等の基幹的設備改良についても交付要件を緩和し財政措置の対象とすること。

- ③ 多額の建設費用を要する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額どおり交付されなければ、厳しい財政状況の中、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難になる可能性がある。また、施設建設に対する地元住民との合意について、多大な時間と労力を要しているが、を得た中で、財源予算額の不足により施設建設の遅れなどが生じることになれば、信頼を損なう恐れがあり、それがひいては市民生活に影響を及ぼす懸念がある。

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画的な実施が可能となるよう、予算確保を図り、循環型社会形成推進交付金制度の安定化を図ること。（長崎市）

~~（２）家電リサイクル法について~~

- ① ~~特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品のリサイクル費用については、製品購入時に支払う前払い方式に改めること。その制度が確立されるまでの間、収集運搬費用については、離島地区の負担増等に対して恒久的な助成制度の構築を図ること。~~

- ② ~~家電リサイクル法で定められた対象品目（現家電４品目）を拡大し、電子レンジ、マッサージチェア、オイルヒーター、冷媒ガスを使用した除湿器など市町村での再商品化等が困難な製品を対象品目とすること。~~

- ③ ~~家電の不法投棄については、国・事業者の責任により啓発を行うなど防止対策の徹底を図るとともに、地方自治体に財政負担が生じることをのらないよう、製造業者等の費用負担を含めた制度を構築すること。~~

~~（３）小型家電リサイクル法について~~

~~長崎県内の各市による小型家電リサイクル制度における認定事業者への引き渡しについて、地理的条件により逆有償となる割合が高く、財政負担が大きいことから、地域格差の無い継続的かつ安定的な再資源化の促進のため、国において新たな財政支援措置を講じること。~~

~~（４）廃スプリングマットレスのリサイクル・適正処理について~~

~~廃スプリングマットレスについては、販売される際に、リサイクル等の処理経費を製品価格に上乗せするなどにより、メーカー・販売店等の責任で回収する仕組みを構築すること。~~

~~また、回収後の再使用や再生利用しやすい製品構造の設計等によるリサイクルや適正処理の仕組みを整備すること。~~

（説明）

提言する（長崎市ほか全市）

・廃棄物処理施設の建設等について、昨今の経済状況等から、事業に要する費用の高騰に加え、全国的に多くの廃棄物処理施設が老朽化等により更新需要が高まっているなかで、環境省からも予算不足の事態が示唆される状況にある。このようなことから、財源確保に向けたより一層の働きかけが必要であることから、引き続き要望を行うもの（長崎市）

7. 海岸漂着物対策の財政支援措置について〔継続5回〕

（１）財政支援の継続について

海岸漂着物処理推進法第29条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、海岸漂着物処理については、補助率10分の10の全額国費により賄われていたが、平成27年度から実施されている「海岸漂着物等地域対策推進事業」では、漂流ごみ・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が引き下げられた。

よって、「海岸漂着物等地域対策推進事業」についても、従前の補助率10分の10に戻し、全額国費による対応とすること。

（資料1-5 参照）

（２）支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じること。

8. 治水事業に対する財政措置等について 〔更新〕（諫早市ほか全市）

（１）河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。については、治水事業の一環として河川の定期的な除草や浚渫を行うこと。

（２）治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、国においては、令和６年度までの時限措置として、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川等に係る浚渫について、特例債を活用できる地方財政措置を創設した。

しかしながら、自治体が管理している準用河川や普通河川の箇所は多く、継続的に実施する必要がある。よって、国においては、河川浚渫事業に対する財政措置を講じるとともに、防災の観点からの治水事業全般に係る財政措置の拡充を図ること。（諫早市）

（資料 1-6 参照）

（説明）

提言する（諫早市ほか全市）

・令和２年に創設された「緊急浚渫推進事業債」は令和６年度までの期限付き事業であり、令和７年度以降は一般財源のみで継続して行かなければならず、対応が非常に困難になることから、引き続き要望するもの。（諫早市）

9. 地方バス路線維持対策について 〔継続 2 回〕

（１）補助要件の緩和について

平成２３年度から「地域公共交通確保維持改善事業」を創設し、支援の充実が図られているが、地域間幹線系統路線及び地域内フィーダー系統路線の補助要件及び補助対象経費の緩和等、市町村が実施する路線撤退後の交通手段確保に対する財政措置の充実・強化を図ること。

また、地域内フィーダー系統確保維持改善事業の市区町村毎の国庫補助上限額の引上げ等補助要件の緩和を図ること。

（２）バス料金の低廉化について

バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、有人国境離島法の航路運賃の低廉化と同様にＪＲ並み運賃となるように支援できる制度を構築すること。

（３）特定有人国境離島地域の赤字路線バスに対する補助の特例措置について

特定有人国境離島地域の赤字バス路線に対する補助について、地域公共交通確保維持改善事業における補助が受けられるよう特例措置を講じること。

(4) バス事業者の慢性的な運転手不足の解消について

人口減少や高齢化により、公共交通ネットワーク構築の必要性が高まっているが、公共交通の担い手となる運転手が慢性的に不足している。公共交通ネットワークの維持、サービス低下を防ぐため、給与・労働条件の待遇改善や大型二種免許の取得など、運転手の確保、育成につながる支援制度を構築すること。

(資料 1-7 参照)

10. 水道事業に対する財政措置の強化について [継続 5 回]

(1) 再構築事業及び耐震化事業について

近年の水道事業は、高度経済成長期に整備された管を含む施設が一斉に法定耐用年数を迎え、更新需要の増大が見込まれている。また、東日本大震災や熊本地震など大規模地震が発生し、大きな被害をもたらしており、地震に備え、施設や管路の耐震化も喫緊の課題となっている。老朽化した施設の更新や耐震化については多額の費用を要し、人口減少に伴う収益減少等による厳しい財政状況等の理由から管路の経年化率は上昇する一方で、耐震化は思うように進んでいないのが現状であることから、水道基幹施設の再構築事業に対しては、浄水施設・送水施設等を始め、老朽化した施設や管の更新事業を含めた、耐震化事業に対する補助採択基準の拡大及び補助率の向上を行うこと。

(資料 1-8 参照)

(2) 水道未普及地域解消事業について

本県の水道普及率は 98.9 99.1% (令和 3 年度末時点) と高いものの、未だ水道を利用できず地下水や井戸水等を水源とする未普及地域では、近年の異常気象や土砂災害、鳥獣被害等により水源が枯渇する状況が生じている。このため未普及地域の早期解消を図り、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に資するため、水道未普及地域解消事業に対する補助採択基準の拡大及び補助率の向上を行うこと。(平戸市)

(説明)

・誤りのため訂正を行うもの (平戸市)

11. 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について〔更新〕（対馬市ほか全市）

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効率的に事業を進めることとしているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るため、所要の財源の確保と事業採択要件の緩和について、格別の配慮がなされることを要請する。

~~また、緊急自然災害防止対策事業債において、市町村分についても対象事業として拡充されたが、期限付きであるため、継続的な対象となるよう制度として格別の配慮がなされることを要請する。~~（対馬市）

（資料 1-9 参照）

（説明）

提言する（対馬市ほか全市）

- ・緊急自然災害防止対策事業債は市町村分の急傾斜地崩壊も対象となり、有利な財源が活用できるようになっているが、令和 7 年度までの期限付きであることから新たな制度としての確立を要請するもの。（対馬市）

12. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について〔更新〕（五島市、長崎市、佐世保市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市）

（1）補助制度の柔軟な対応等について

~~平成 23 年度より実施された地域公共交通確保維持改善事業の中に、離島航路に対する支援も盛り込まれているが、あらかじめ計画に計上されていない船舶の老朽化等に伴う想定外の経費についても補助の対象とするなど、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うこと。~~

地域公共交通確保維持改善事業の離島航路・離島航路運営費等補助においては、事前算定方式による内定制度が採用されているが、事前算定時には計上されていなかった船舶の突発的な故障等、想定外の経費についても、補助の対象とするなど、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うこと。

また、今後も更に離島航路補助への十分な財源を確保するとともに、ジェットフォイルや海上運送法第 20 条第 2 項に規定する人の運送をする不定期航路事業などについて離島航路補助制度を適用するよう見直しを行うこと。

~~旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）に基づき引き続き財源を確保するとともに、対象地域に限らず全ての離島航路について J R 等本土交通機関を比較基準に見直し、支援制度の拡充を図ること。~~

（2）旅客運賃低廉化の対象拡大について

旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全

及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）の対象地域に限らず全ての離島航路について JR 等本土交通機関を比較基準に見直し、支援制度の拡充を図ること。

また、離島住民だけでなく、観光客など離島航路を利用するすべての者に運賃低廉化が適用されるよう制度の拡充を図ること。

(3) ~~-(2)-~~貨物輸送運賃の低廉化について

本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、輸送コスト支援事業の対象品目を増やすなど支援制度の拡大を図ること。

また、本土から離島へ生活物資などを輸送する際にも、貨物輸送運賃が低廉化されるよう新たな支援制度を創設すること。

(4) ~~-(3)-~~貨物航路の安定的な運航について

ガソリン、プロパンガスなど住民の生活必需品を輸送する貨物航路について、航路変更又は廃止の場合における事前届け出の義務付けなど、航路の安定的運航の確保のために必要な法整備を行うこと。

(5) ~~-(4)-~~離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットフォイルは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットフォイルは、船齢がいずれも30年以上経過しており、更新時期を迎えているが、導入当時に比べ建造費が大幅に高騰しており、厳しい経営環境にある航路事業者の負担のみでジェットフォイルの更新を行うことは困難な状況にある。

ジェットフォイルの建造については、重要性をご理解いただき、建造が促進されるよう、改正離島振興法に基づき、高速度で安定的に航行することができるものその他の船舶の新造及び更新にかかる支援制度の創設を含めた航路事業者の負担軽減対策を早急に講じること。

(6) ~~-(5)-~~有事における離島航路の維持について

本土と離島を結ぶ基幹航路は、島民の暮らしにおいての命綱であり、観光事業など島の経済活動にも必要不可欠なものであることから、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の基幹航路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。 (五島市)

(資料 1-10 参照)

(説明)

提言する（五島市、長崎市、佐世保市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市）

- ・ (1) 補助対象期間中に船舶に突発的な故障等が生じ認定欠損額が増加した場合は、県と市町で補助しており財政負担が増大している状況であるため要望するもの。
- ・ (2) 離島地域の活性化を図るため、全ての離島航路を対象に、離島住民のみならず訪問する全ての者に対象拡大を求めるため要望するもの。
- ・ (3) 離島産業の振興のため、支援制度の拡大を図ることを提案するもの、また、生活物資などを輸送する場合に、住民の負担が増えることから新たな制度を要望するもの。
- ・ (4) 貨物輸送については、突然の休廃止となった場合、住民の生活に多大な影響を及ぼすため提案するもの。
- ・ (5) 離島振興法においても、配慮規定が明記されたことから、船齢が高いジェットフォイルの更新に係る補助制度を早急に創設していただきたいことから提案するもの。
- ・ (6) コロナ禍において、各航路事業者の業績が著しく低下し、運航に影響が出たことから、この経験を踏まえ安定した航路維持のため、恒常的な支援制度の創設を要望するもの。（五島市）

13. 離島航空路線の維持について〔継続 4 回〕

本土と離島を結ぶ航空路は、島民にとっての命綱であり、市民生活はもちろんのこと、島の経済に多大な影響のある観光事業を始め、様々な経済活動に必要な不可欠なものであることから、今般の新型コロナウイルス感染症に限らず、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の航空路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

（資料 1-11 参照）

14. 離島地域における燃油コスト等の格差是正について〔継続 5 回〕

離島のガソリン価格については、平成 23 年度から離島のガソリン流通コスト対策事業による補助制度が設けられ、補助単価の見直しも行われているが、依然として本土との価格差が大きい状況が続いている。

離島のように自家用車に大きく依存している地域においては、島民生活において大きな負担となっている。また、産業経済活動においてもガソリン価格差によるコスト増を販売価格等に転嫁できないため、本土との厳しい競争を余儀なくされている。

こうした状況を鑑み、地方財政に影響を及ぼさないよう配慮した上で、格差是正のための制度の見直しと、離島における揮発油税ガソリン税の減免等、新たな制度の早期創設に向けて、特段の措置を講じるよう強く要請する。

（資料 1-12 参照）

15. 半島航路の維持・確保について〔更新〕（島原市、平戸市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市）

国においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項につい

て特段の措置を講じるよう強く要請する。

(1) 価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

(2) 船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

(3) 貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

(4) 地方が実施する港湾使用料減免等の支援策に対する財政措置

減免額相当分に対する支援や、半島地域以外の対岸自治体への航路の確保維持に係る財政支援制度の創設などを行うこと。

~~**(5) 観光需要、交流人口の拡大等活性化に資する施策の拡充**~~

~~航路のPRや広域的な観光周遊ルート形成・旅行企画造成への支援など、施策の充実を図ること。~~

~~**(5) アフターコロナの旅行消費の掘り起こしを行うための施策の拡充**~~

~~コロナで観光消費が落ち込んでいる半島地域に対する、食のブランド化の推進や旅行支援の造成など、地域の魅力の掘り起こしや来訪を促す施策の拡充を図ること。~~

~~**(6) 燃油価格高騰の影響を受けている船舶事業者に対する公的支援の実施**~~

~~燃油価格や物価高騰により運航コストが増大している船舶事業者に対し、事業継続を図るため公的支援を実施すること。（島原市）~~

(資料 1-13 参照)

(説明)

提言する（島原市、平戸市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市）

- ・半島航路については、燃油高騰による輸送コストの上昇や利用者の減少など、依然として厳しい状況が続いており、引き続き提言していくもの。
- ・~~(5)~~については、アフターコロナという時代背景に沿った内容に改めるため削除するもの。
- ・(5)については全国的には観光客が戻りつつあるものの、本県内（例：島原市）ではコロナ前の6割程度の回復、各航路の利用者も4割から7割減少のままだという状況であることから、地域資源の活用により観光客を呼び込むことが地域振興を図る上で重要と考え、追加するもの。

- ・（６）については、燃油価格高騰前の平成 28 年度から令和 2 年度の平均単価と現在の価格を比較すると、船舶で利用する重油が 4 割、軽油が 2 割上昇しており、高止まりの状況。船舶事業者の事業継続、ひいては半島航路の維持・確保のためには公的支援が必須と考えるため、追加するもの。（島原市）

16. 世界遺産保護のための財政支援措置について〔継続 3 回〕

長崎県内には、平成 27 年に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」と平成 30 年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の 2 つの世界遺産がある。

これら世界遺産の保護を万全なものにするため、世界遺産の構成資産の修復・公開・活用のための整備及びガイダンス施設等の整備に対し、優先的な財政支援措置を講じること。

（資料 1-14 参照）

17. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について〔継続 3 回〕

市街地再開発事業は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、老朽建築物の建替えによる大震火災等の災害の抑制につながることであり、地方都市における安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上に寄与する一方で、財政負担も非常に大きく予算措置に苦慮しているため、必要な財源の確保を行うこと。

18. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について〔更新〕

平成 28 年 4 月の熊本地震を教訓とし、昭和 56 年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等については、早期に建替えを実施する必要がある。

しかしながら、新庁舎や総合支所等の整備は、財政負担が大きく、また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。

ついでには、大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る恒久的な財政支援制度を新たに創設すること。（大村市）

（説明）

提言する（大村市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、雲仙市、南島原市）

- ・新庁舎や総合支所等の整備は財政負担が大きく、また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とすることから、恒久的な財政支援制度を新たに創設することを要望する。（大村市）

19. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について〔継続 3 回〕

⇒ 第 11 号議案「学校教育の充実に関する提言」へ再編

20 19. 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の期間撤廃について〔継続 3 回〕

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設（インフラ）等の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向けた財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）等が講じられている。

このうち、インフラの長寿命化事業を対象とした公共施設等適正管理推進事業債について、平成 29 年度から令和 3 年度までの時限措置が令和 8 年度までの 5 年間延長されたところだが、長寿命化事業は計画的・継続的な取り組みが必要である。

このことから、早期に公共施設等適正管理推進事業債の期間を撤廃し、継続的な長寿命化事業への取り組みが可能となるようにすること。

21 20. ふるさと納税に係る返礼品について〔継続 2 回〕

平成 31 年 4 月の地方税法改正に伴うふるさと納税制度に関する規制の中で、寄附額に占める経費率 5 割以下と定められた。この経費率には、返礼品の送料も含めることとされているが、関東からの寄附が半数を占める現状の中で、地方と関東近県とでは送料に大きな差がある。このことから、当該送料に関しては経費率の対象から除外すること。

22 21. 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について

〔継続 5 回〕

避難所開設においては、~~ウイルス等の感染症発生全国的に新型コロナウイルス感染症が発生したこと~~により、3 密を避けるために分散避難が重要となり、より多くの避難所確保が求められている。

従来の公設避難所での受け入れには限界がきているため、地区所有の自治公民館など民間施設を活用できるように、避難所として安全性確保に向けた施設の改修費用に対する補助制度を創設すること。（松浦市）

（説明）

- ・新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが、いわゆる 2 類相当から 5 類感染症になされたが避難所開設に際しては、今後も新型コロナウイルスだけでなく、様々な感染症への配慮が引き続き必要であるという趣旨で要望を継続するもの（松浦市）

23 22. デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）の自由度向上について〔継続5回〕

デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、従来の地方創生関係交付金を再編し、「デジタル田園都市国家構想交付金」が創設されたが、同交付金の地方創生拠点整備タイプにおいて行われる地方創生に資する先導的な施設整備等への支援については、一般に複数年の事業期間を要することから、十分な執行期間を確保できるよう、地方が必要とする総額を当初予算において確保するとともに、補正予算分についても複数年にわたる施設整備事業が可能となるよう採択要件の緩和を図ること。

24 23. 犯罪被害者等支援の充実について〔継続5回〕

国の犯罪被害者等給付金については、給付申請から給付までに時間がかかっていることから、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、早期に支給できるように、更なる運用改善を図ること。

25 24. ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について

〔継続3回〕

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取組みが求められている中で、再生可能エネルギー導入拡大をはじめとする各分野の脱炭素社会の実現には、複数年にわたり「まちづくり」として一体的に実施する必要がある。

脱炭素社会の実現に向けた取組みを継続的かつ着実に推進するため、次の事項について財政支援の拡充等特段の配を図ること。

- (1) 既存の補助制度は、単年度ごとに補助対象が見直しとなり、複数年にわたる長期的な計画を立て機動的に取り組むことが困難となっている。また、脱炭素先行地域では複数年にわたる継続的、包括的な支援がなされる仕組みがあるが、ゼロカーボンシティ宣言を行った自治体が800 930以上ある中では選定数が限られている。

このことから、省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギーの導入・拡大など、地域の特性や実情に応じた脱炭素地域づくりに取り組む自治体を多年度にわたり安定的に支援できるよう、総合的な財政支援の拡充を図ること。

- (2) 地方財政計画において、各自治体を実施する脱炭素化に係る財政需要を適切に見込み、全ての自治体が脱炭素化に向けた取組みを着実に行うことができる

よう、必要な一般財源を確保すること。

- (3) 地域の脱炭素化の推進については、地域の現状、特性を踏まえた政策立案が必要であり、専門的知見を有する人材の確保・育成が課題となっている。令和4年度より地方創生人材支援制度においてグリーン専門人材の派遣が行われているが、これは主にマッチング支援であり自治体側の費用負担も大きいことから、国において地域の特性に応じたきめ細やかな対応を行う相談窓口の設置や、更なる人材育成支援の充実を図ること。 (長崎市)

(説明)

- ・時点修正を行うもの (長崎市、五島市)

県内各市のゴルフ場利用税交付金の現状

(単位:千円)

団体名	令和3年度	令和4年度
長 崎 市	49,308	52,377
佐 世 保 市	40,790	42,054
島 原 市	0	0
諫 早 市	43,204	39,486
大 村 市	21,177	21,186
平 戸 市	0	0
松 浦 市	0	0
対 馬 市	0	0
壱 岐 市	2,292	2,236
五 島 市	4,677	4,905
西 海 市	28,347	29,622
雲 仙 市	10,089	11,154
南 島 原 市	7,456	7,315
県内13市の合計	207,340	210,335

消費者行政の状況調査

	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
推計人口 (R5.4.1)	395,591	234,055	41,612	132,058	96,287	27,877	20,239	26,656	23,460	32,691	24,773	39,768	39,956
世帯数	186,072	102,965	16,937	54,315	40,676	11,797	8,643	12,250	9,498	16,185	10,779	15,240	15,745
(1)令和4年度消費者センター職員数(人)	27	8	3	5	6	5	2	3	1	5	2	5	7
(2) (1)うち、消費者行政に関する業務を行っている職員数(人)	11	8	3	5	6	3	2	2	1	2	2	4	6
(3) (2)うち、消費生活相談員数(人)	5	3	2	2	4	2	1	1	1	2	2	2	2
(4) (3)うち、資格保有者数(人) ※1	5	1	1	2	2	0	1	0	1	2	1	2	1
令和5年度消費者行政に関する予算額(正規職員の 人件費、計量行政費は除く)(千円)	41,968	14,374	6,887	13,724	14,004	4,698	5,657	3,966	4,311	8,143	6,092	7,725	7,136
特定財源:消費者庁基金(交付金)からの 充当等(千円)	6,532	604	813	654	4,830	50	398	1,766	802	4,093	251	1,930	546
(対予算の割合)	15.56%	4.20%	11.80%	4.77%	34.49%	1.06%	7.04%	44.53%	18.60%	50.26%	4.12%	24.98%	7.65%
うち消費者行政推進補助金により相 談員の人件費に充当する額(千円)	0	0	0	0	3,552	0	0	1,589	0	3,354	0	1,164	0
(対予算の割合)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	25.36%	0.00%	0.00%	40.07%	0.00%	41.19%	0.00%	15.07%	0.00%
一般財源(千円)	35,309	13,770	6,074	13,019	9,174	4,648	5,259	2,200	715	4,050	5,841	5,795	6,563
(対予算の割合)	84.13%	95.80%	88.20%	94.86%	65.51%	98.94%	92.96%	55.47%	16.59%	49.74%	95.88%	75.02%	91.97%
消費生活相談員報酬(含む共済費)(千円) 【補助金十一財】	19,450	11,417	5,838	5,525	12,165	4,174	2,339	3,178	2,794	6,712	5,334	6,307	5,610
(対予算の割合)	46.34%	79.43%	84.77%	40.26%	86.87%	88.85%	41.35%	80.13%	64.81%	82.43%	87.56%	81.64%	78.62%
4年度相談件数(件)	2,866	1,796	434	823	775	242	148	50	90	239	95	267	241
3年度相談件数(件)	2,925	1,835	475	724	653	256	195	44	72	236	114	286	270

※1 資格とは、①消費生活相談員 ②消費生活専門相談員 ③消費生活アドバイザー ④消費生活コンサルタント を指す。

※2 壱岐市は、消費生活相談員報酬を消費者行政ではなく通常の人事予算から支出している。

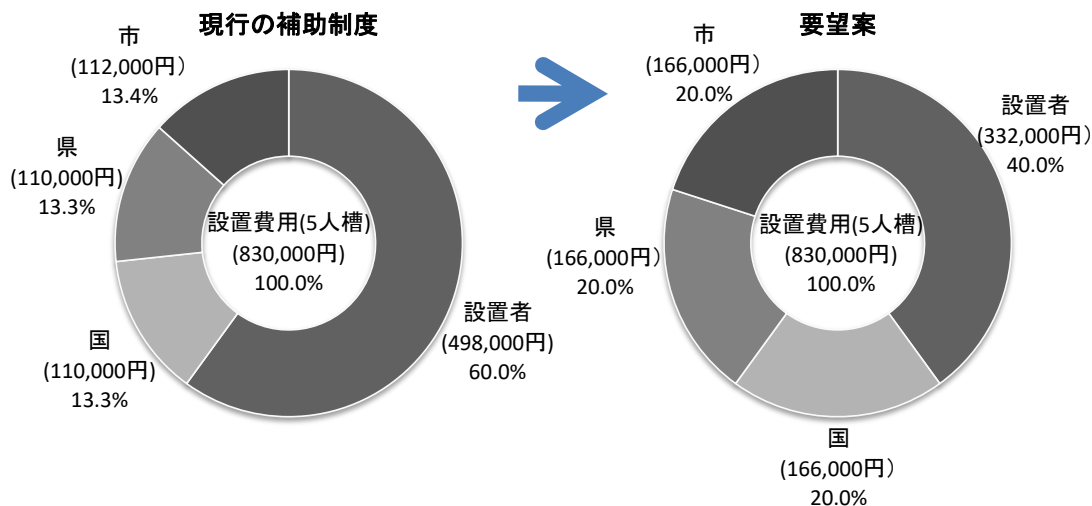
令和4年度 長崎県内(13市)における浄化槽基数等

市名	浄化槽基数(R5.3.31現在)									令和4年度実績	
	住宅用途(基数)			住宅用途以外(基数)			合計			国庫補助 基数	国庫補助 対象経費 (千円)
		合併	みなし		合併	みなし		合併	みなし		
長崎市	2,768	2,444	324	456	311	145	3,224	2,755	469	20	7,820
佐世保市	13,339	10,086	3,253	1,984	1,048	936	15,323	11,134	4,189	208	91,298
島原市	6,632	5,843	789	1,162	938	224	7,794	6,781	1,013	286	174,672
諫早市	7,623	7,153	470	1,036	704	332	8,659	7,857	802	116	46,617
大村市	1,229	1,196	33	258	208	50	1,487	1,404	83	10	4,188
平戸市	3,675	3,034	641	661	408	253	4,336	3,442	894	82	42,541
松浦市	1,559	1,410	149	352	219	133	1,911	1,629	282	37	3,817
対馬市	1,998	1,806	192	319	102	217	2,317	1,908	409	32	18,975
壱岐市	2,548	2,416	132	350	271	79	2,898	2,687	211	70	34,172
五島市	8,803	7,269	1,534	988	470	518	9,791	7,739	2,052	271	163,042
西海市	2,451	2,370	81	701	569	132	3,152	2,939	213	33	12,295
雲仙市	3,423	3,152	271	535	384	151	3,958	3,536	422	98	48,413
南島原市	5,514	4,801	713	60	43	17	5,574	4,844	730	135	68,351
合計	61,562	52,980	8,582	8,862	5,675	3,187	70,424	58,655	11,769	1,398	716,201

○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8～10人槽	1,370,000 円	822,000 円	182,000 円	182,000 円	184,000 円	548,000 円



要望案

補助基準額の引き上げ

補助基準額(40% → 60%)

補助率(補助基準額の1/3)

※ 補助基準額は、国+県+市

○【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費(佐世保市の場合)

(単位:円)

人槽	保守点検	清掃	法定検査		維持管理経費合計	
			1年目	2年目以降	()は下水道使用料との差	
					1年目	2年目以降
5人槽	15,000	20,000	10,000	5,000	45,000 (24,433)	40,000 (19,433)
7人槽	15,200	25,700	10,000	5,000	50,900 (30,333)	45,900 (25,333)
10人槽	15,400	37,100	10,000	5,000	62,500 (41,933)	57,500 (36,933)

※1世帯当たりの平均下水道使用料(R2年度)・・・年間約21,523円 水道局営業課業務係確認

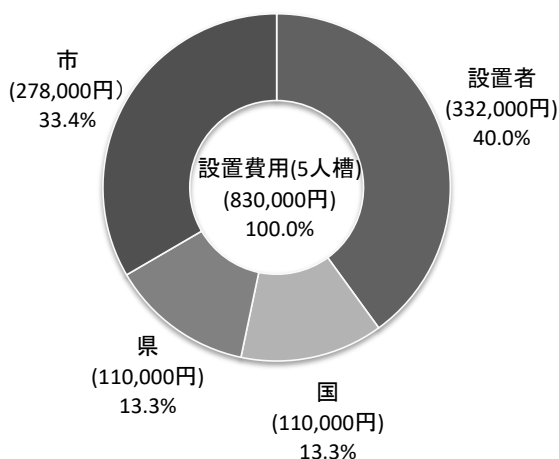
※維持管理費については、H22～R3年度の維持管理委託契約書からの平均値

※法定検査料改訂(平成28年4月1日) 5～10人槽(1年目 10,000円 2年目以降 5,000円)

【参考】佐世保市の補助制度(申請者居住住宅 改築の場合)

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8～10人槽	1,370,000 円	548,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度(改築の場合)



佐世保市浄化槽設置補助金額(国+県+市)

(単位:千円)

通常 人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	498	374	249	187
6～7人槽	621	466	311	233
8～50人槽	822	617	411	309

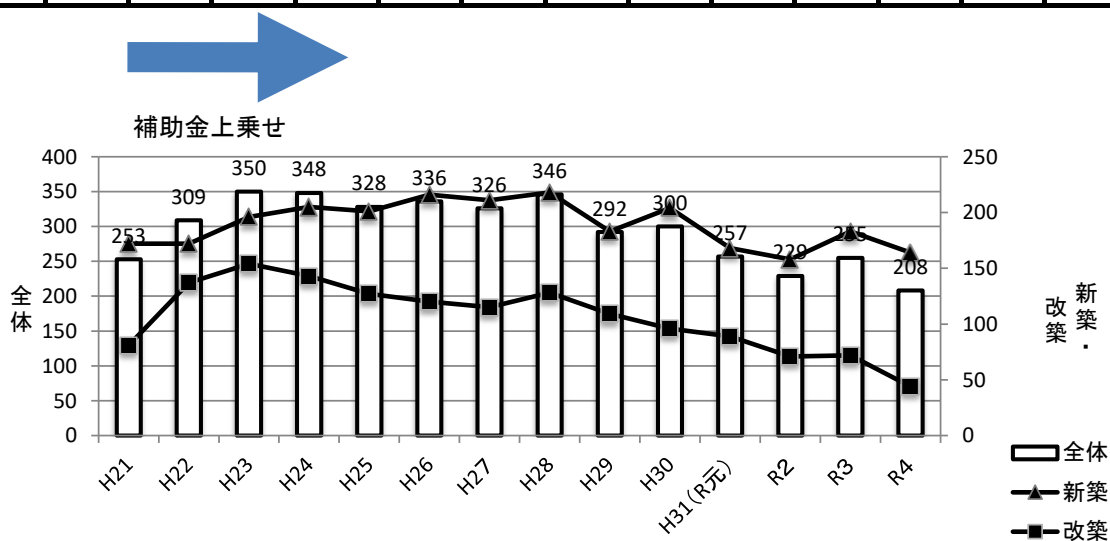
(単位:千円)

高度 人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	526	402	263	201
6～7人槽	669	514	335	257
8～50人槽	859	654	430	327

◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

(単位:基)

結果	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(R元)	R2年度	R3年度	R4年度
補助基数	253	309	350	348	328	336	326	346	292	300	257	229	255	208
うち改築	81	137	154	143	201	120	115	128	109	96	89	71	72	44
うち新築	172	172	196	205	127	216	211	218	183	204	168	158	183	164



公共下水道事業概要(R4.3.31現在)

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
(1) 行政区域内人口(人)(A)	403,628	240,871	43,283	134,949	97,704	29,509	21,537	28,483	25,171	35,093	26,146	41,911	43,120
(2) 下水道処理区域内人口(人)(D)	381,084	145,475	計画廃止	89,821	88,210	未着手	5,218	未着手	3,435	下水道計画廃止	3,285	13,916	5,679
(3) 水洗便所設置済人口(人)(E)	370,867	134,339		76,763	86,573		3,947		1,952		2,266	9,142	3,600
(4) 全体計画面積(ha)(H)	6,914	4,211		3,423	2,933		201		188		136	611	225
(5) 普及率													
ア 下水道普及率 $D/A \times 100(\%)$	94.4	60.4		66.6	90.3		24.2		13.6		12.6	33.2	13.2
イ 接続率 $E/D \times 100(\%)$	97.3	92.3		85.5	98.1		75.6		56.8		69.0	65.7	63.4
(6) 総事業費(千円)(J)	342,245,723	130,591,570		102,330,313	80,034,698		8,567,591		6,629,173		8,567,009	22,112,224	13,753,132
同上財源													
ア 国庫補助金(千円)	112,546,999	49,934,000		33,501,037	29,094,376		3,555,008		2,926,807		3,865,073	9,506,939	5,885,683
イ 企業債(千円)	182,593,753	67,477,840		51,342,466	41,169,004		4,073,500		3,033,500		3,916,083	9,968,500	5,653,500
ウ 受益者負担金(千円)	4,272,801	3,777,029		4,986,413	2,676,868		120,475		88,298		73,537	153,507	172,513
エ その他(千円)	42,832,170	9,402,701		12,500,397	7,094,450		818,608		580,568		712,316	2,483,278	2,041,436
同上のうち使途内訳													
ア 管きよ費(千円)	200,775,706	84,678,072		71,357,884	55,453,284		6,763,925		4,206,514		6,177,136	13,953,372	7,164,471
イ ポンプ場費(千円)	20,593,506	5,820,258		4,187,290	4,602,250				203,423			921,397	1,608,777
ウ 処理場費(千円)	106,440,408	38,744,340		20,763,475	19,380,823		1,770,801		2,211,536		2,389,873	6,808,854	3,906,134
エ 流域下水道建設費負担金(千円)	0	0		4,412,617	280,445				0				
オ その他(千円)	14,436,103	1,348,900		1,609,047	317,896		32,865		7,700			428,601	1,073,750
(7) 補助対象事業費(千円)(K)	211,302,403			67,103,725	53,028,817		6,892,269		0		7,803,357	17,962,151	11,604,089
(8) 補対率 $K/J \times 100(\%)$	61.7	0.0		65.6	66.3		80.4		0.0		91.1	81.2	84.4
(9) 下水管布設延長(km)	2,096	695		530	517		46		43		44	175	72
(10) 終末処理場数(ヶ所)	11	4		5	1		1		2		2	4	2
(11) 計画処理能力($m^3/日$)(L)	145,700	101,500		35,680	51,600		6,100		2,740		3,500	10,550	2,700

※算定根拠: 令和3年度決算統計(令和4年3月31日)

海岸漂着物対策の財政的支援措置に関する資料

市 名	事 業 費 （千円）			備 考
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	
長崎市	事業なし	9 5 0	9 6 2	
佐世保市	1 3, 1 5 2	1 5, 0 1 3	1 5, 5 1 3	
島原市	2, 6 2 7	2, 4 2 7	2, 4 9 9	
諫早市	事業なし			
大村市	2, 3 1 4	1, 5 7 9	1, 9 7 5	
平戸市	6, 9 3 6	7, 7 5 5	6, 5 7 3	
松浦市	1, 8 5 6	2, 0 8 6	1, 5 3 5	
対馬市	2 7 1, 3 1 3	2 8 4, 7 6 5	2 8 3, 3 6 3	
壱岐市	6 1, 0 9 0	5 0, 7 0 7	5 6, 1 7 8	
五島市	1 1 2, 4 8 1	1 0 4, 1 9 9	1 2 3, 9 3 2	
西海市	事業なし			26 年度まで実施
雲仙市	4, 1 9 3	2, 9 6 2	2, 8 8 4	
南島原市	1, 5 7 2	2, 0 1 0	2, 1 0 7	
合 計	4 7 7, 5 3 4	4 7 4, 4 5 3	4 9 7, 5 2 1	



各市における浚渫事業の現状

市	件 数		事 業 費(千円)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
長崎市	2	12	1,397	5,187
佐世保市	6	7	32,573	37,678
島原市	0	1	0	18,000
諫早市	27	42	24,870	79,362
大村市	2	7	54,700	120,000
平戸市	3	5	2,599	4,138
松浦市	1	4	301	712
対馬市	38	26	10,670	9,009
壱岐市	4	4	11,319	9,089
五島市	7	8	27,551	24,813
西海市	3	3	9,483	9,718
雲仙市	1	1	2,288	5,113
南島原市	6	27	125,000	210,000
計	100	147	302,751	532,819

※各市実績調査結果による。

(諫早市の場合の状況)



雑草が繁茂し土砂が堆積した河川



浚渫が完了した河川

令和4年度 地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

1. 乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単補助路線に関する補助		市単補助路線に関する補助	
		路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)
1	長崎市	8	0	0	0	10	95,913,065
2	佐世保市	1	7,820,000	0	0	7	41,624,000
3	島原市	0	0	1	982,000	9	16,227,000
4	諫早市	9	63,662,000	0	0	71	274,673,000
5	大村市	2	4,679,000	0	0	12	101,045,000
6	平戸市	3	51,785,000	0	0	3	30,504,000
7	松浦市	2	30,664,000	0	0	11	82,516,000
8	対馬市	3	30,135,965	2	4,591,128	25	91,230,557
9	壱岐市	0	0	1	2,708,000	30	75,399,000
10	五島市	3	7,012,720	2	4,448,079	24	96,637,201
11	西海市	1	597,413	0	0	9	80,314,587
12	雲仙市	0	0	0	0	26	24,204,000
13	南島原市	0	0	1	5,107,000	23	49,727,000
合計			196,356,098		17,836,207		1,060,014,410

2. 地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	31	21,747,612
2	佐世保市	2	4,376,751
3	島原市	0	0
4	諫早市	0	0
5	大村市	0	0
6	平戸市	0	0
7	松浦市	7	28,671,000
8	対馬市	5	1,536,568
9	壱岐市	0	0
10	五島市	1	3,685,973
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
合計		46	60,017,904

県内の水道管路の状況

	①上水道 管路延長(m)	②簡易水道 管路延長(m)	①+② ③合計(m)	④耐震適合 管路延長 (m)	④/③耐震 率 (%)
長崎市	2,642,585	－	2,642,585	517,966	19.6%
佐世保市	1,514,082	381,074	1,895,156	244,328	12.9%
島原市	343,565	15,176	358,741	183,223	51.1%
諫早市	1,005,856	41,165	1,047,021	287,497	27.5%
大村市	659,321	－	659,321	109,655	16.6%
平戸市	702,804	－	702,804	118,572	16.9%
松浦市	480,425	－	480,425	23,185	4.8%
対馬市	629,327	－	629,327	21,862	3.5%
壱岐市	887,135	－	887,135	5,557	0.6%
五島市	526,345	80,450	606,795	30,293	5.0%
西海市	662,340	32,139	694,479	27,168	3.9%
雲仙市	545,198	－	545,198	71,903	13.2%
南島原市	874,119	－	874,119	100,607	11.5%
合 計	11,473,102	550,004	12,023,106	1,741,816	14.5%

※ 令和3年度（令和4年3月末現在）長崎県水道事業概要より管路は導水管、送水管、配水管の計
 ※ 耐震適合管路延長（耐震管+耐震適合管）については令和3年度決算による

急傾斜地崩壊対策事業 市別箇所数一覧表

		急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数 (4年5月調査)	令和3年度事業 実施箇所数	県営・県費補助		急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数 (5年5月現在)	令和4年度事業 実施箇所数	県営・県費補助	
1	長崎市	303	34	県営	25	306	35	県営	26
				県費補助	9			県費補助	9
2	佐世保市	203	54	県営	29	215	75	県営	44
				県費補助	25			県費補助	31
3	諫早市	139	6	県営	1	141	7	県営	1
				県費補助	5			県費補助	6
4	大村市	20	0	県営	0	20	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
5	島原市	1	0	県営	0	1	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
6	松浦市	27	0	県営	0	27	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
7	対馬市	78	3	県営	3	85	3	県営	3
				県費補助	0			県費補助	0
8	壱岐市	68	2	県営	2	66	3	県営	2
				県費補助	0			県費補助	1
9	五島市	32	2	県営	2	32	1	県営	1
				県費補助	0			県費補助	0
10	平戸市	59	1	県営	0	60	1	県営	0
				県費補助	1			県費補助	1
11	南島原市	13	0	県営	0	134	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
12	雲仙市	40	0	県営	0	40	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
13	西海市	94	3	県営	2	93	3	県営	2
				県費補助	1			県費補助	1
合計		1077	105	県営	64	1220	128	県営	79
				県費補助	41			県費補助	49

国内のジェットフォイル（22隻）

【川崎重工製】

**KJ01** 929-117 つばさ

建造: 1989年3月
運航: 佐渡汽船

**KJ02** 929-117 S.I. 友

建造: 1989年6月
運航: 東海汽船

**KJ03** 929-117 ビートル三世

建造: 1989年9月
運航: JR九州高速船

**KJ04** 929-117 ペガサス

建造: 1990年3月
運航: 九州商船

**KJ05** 929-117 ビートル

建造: 1990年4月
運航: JR九州高速船

**KJ06** 929-117 ロケット3

建造: 1990年7月
運航: 種子屋久高速船/コスモライン

**KJ07** 929-117 ペガサス2

建造: 1990年10月
運航: 九州商船

**KJ08** 929-117 ビートル二世

建造: 1991年2月
運航: JR九州高速船

**KJ09** 929-117 ヴィーナス

建造: 1991年3月
運航: 九州郵船

**KJ10** 929-117 すいせい

建造: 1991年4月
運航: 佐渡汽船

**KJ11** 929-117 レインボージェット

建造: 1991年6月
保有: 隠岐広域連合 運航: 隠岐汽船

**KJ12** 929-117 トッピー2

建造: 1992年4月
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**KJ13** 929-117 トッピー3

建造: 1995年3月
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**KJ14** 929-117 S.I. 大漁

建造: 1994年6月
運航: 東海汽船

**KJ15** 929-117 ロケット

建造: 1994年6月
運航: 種子屋久高速船/コスモライン

**KJ16** 929-117 S.I. 結

建造: 2020年6月
運航: 東海汽船

【ボーイング製】

**BJ11** 929-115 トッピー7

建造: 1978年6月
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**BJ15** 929-115 ぎんが

建造: 1979年11月
運航: 佐渡汽船

**BJ17** 929-115 S.I. 愛

建造: 1980年8月
運航: 東海汽船

**BJ19** 929-115 S.I. 虹

建造: 1981年2月
川崎重工神戸工場にて上架中

**BJ23** 929-115 ロケット2

建造: 1984年6月
運航: 種子屋久高速船/コスモ

**BJ25** 929-117 ヴィーナス2

建造: 1985年4月
運航: 九州郵船

ジェットフォイルの就航状況

(2020年8月 現在)

川崎重工業建造ジェットフォイル

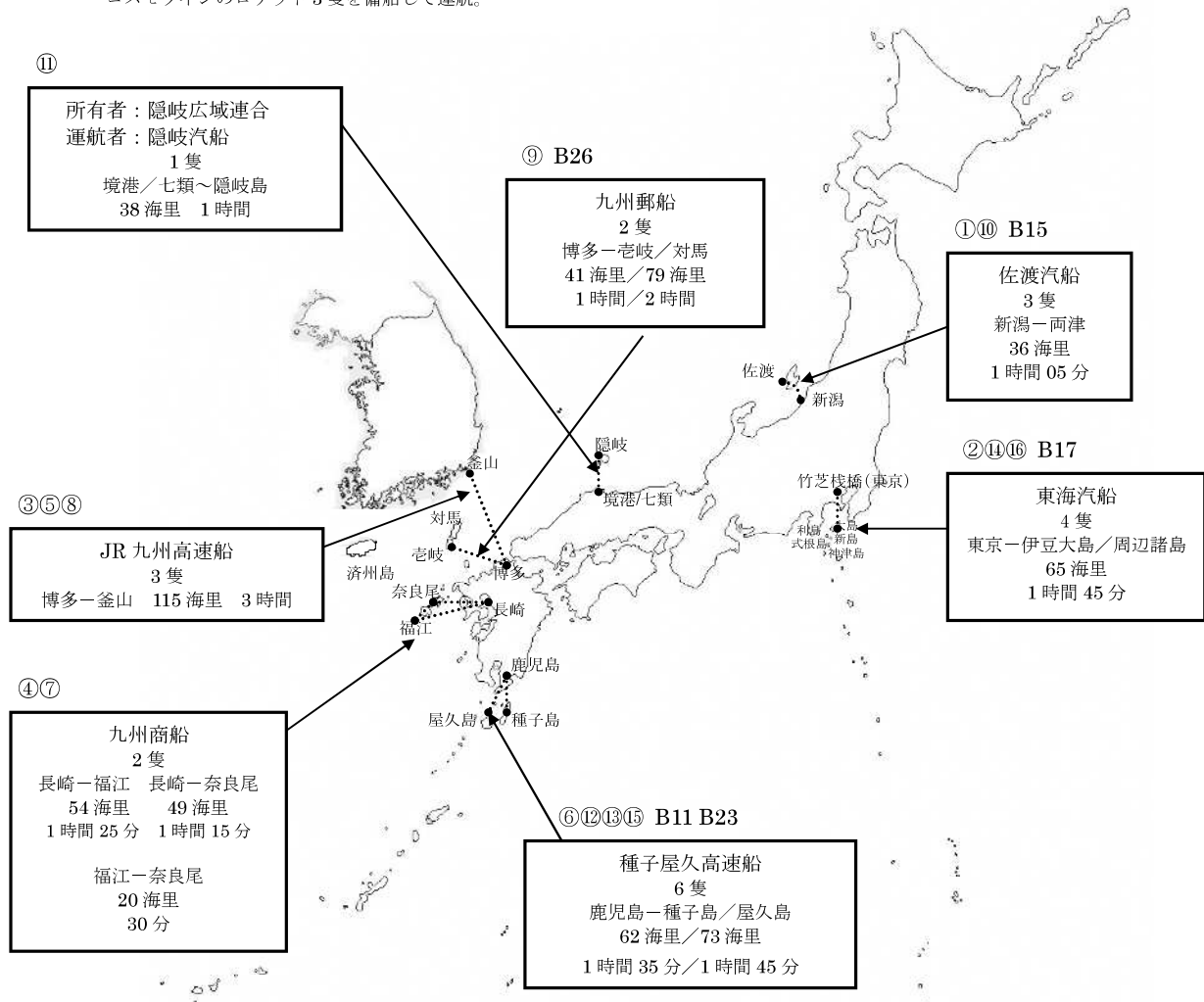
NO.(KJ)	オペレーター	船名	引渡
①	佐渡汽船	つばさ	1989/04/26
②	東海汽船	セブンアイランド友	2013/03/14
③	JR九州高速船	ビートル三世	2001/03/21
④	九州商船	ベガさす	1990/03/06
⑤	JR九州高速船	ビートル	1998/04/02
⑥	種子屋久高速船	ロケット3	2006/04/18
⑦	九州商船	ベガさす2	1997/02/01
⑧	JR九州高速船	ビートル二世	1991/03/25
⑨	九州郵船	ヴィーナス	1991/04/14
⑩	佐渡汽船	すいせい	1991/04/28
⑪	隠岐汽船	レインボージェット	2014/01/07
⑫	種子屋久高速船	トッピー2	1992/04/29
⑬	種子屋久高速船	トッピー3	1995/04/29
⑭	東海汽船	セブンアイランド大漁	2014/12/25
⑮	種子屋久高速船	ロケット	2004/10/15
⑯	東海汽船	セブンアイランド結	2020/06/30

ボーイング社建造ジェットフォイル

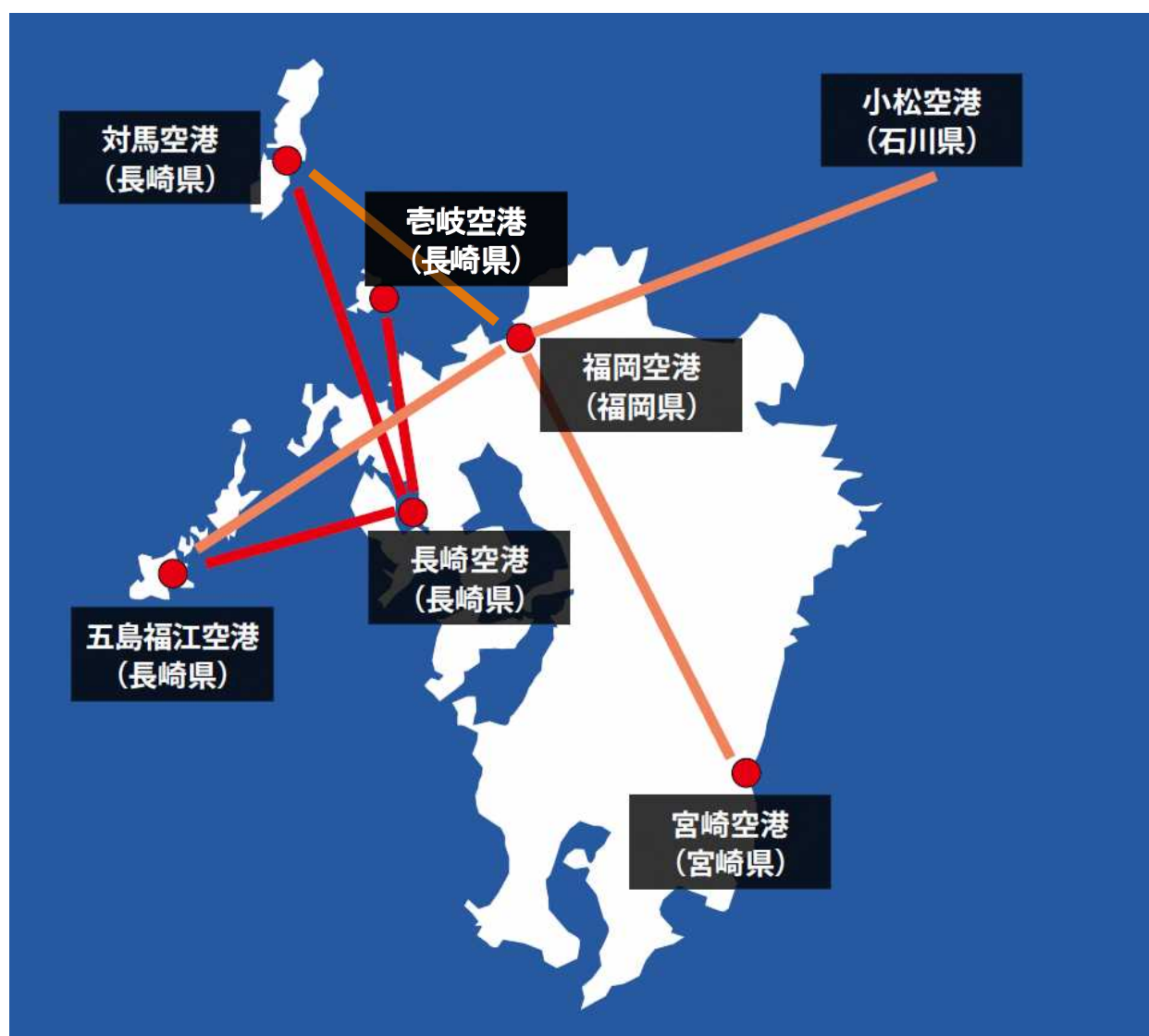
NO.(B)	オペレーター	船名	引渡
11	種子屋久高速船	トッピー7	2003/12月
15	佐渡汽船	ぎんが	1986/01月
17	東海汽船	セブンアイランド愛	2002/04月
19	川重神戸工場にて上架	セブンアイランド虹	2020/08月
23	種子屋久高速船	ロケット2	2005/04月
26	九州郵船	ヴィーナス2	2000/12月

◎ 船主名上の丸番号は川崎重工業建造ジェットフォイル番号を、
B××はボーイング社ジェットフォイル番号を示す。

【注】種子屋久高速船はいわさきコーポレーションのトッピー3隻及び
コスモラインのロケット3隻を傭船して運航。



オリエンタルエアブリッジ運行航空路線図



航空路線の機体整備による欠航の状況

年度	対馬－長崎	対馬－福岡	壱岐－長崎	五島－長崎	五島－福岡	福岡－宮崎	福岡－小松	計
H27	5	—	2	1	5	—	—	13
H28	4	—	1	8	5	—	—	18
H29	11	—	7	12	2	2	—	34
H30	18	—	6	6	5	6	2	43
R1	16	—	7	10	4	2	2	41
R2	4	2	10	12	3	5	5	41
R3	8	1	11	14	4	3	3	44
R4	9	5	—	1	8	2	2	27

レギュラーガソリンの店頭小売価格の推移

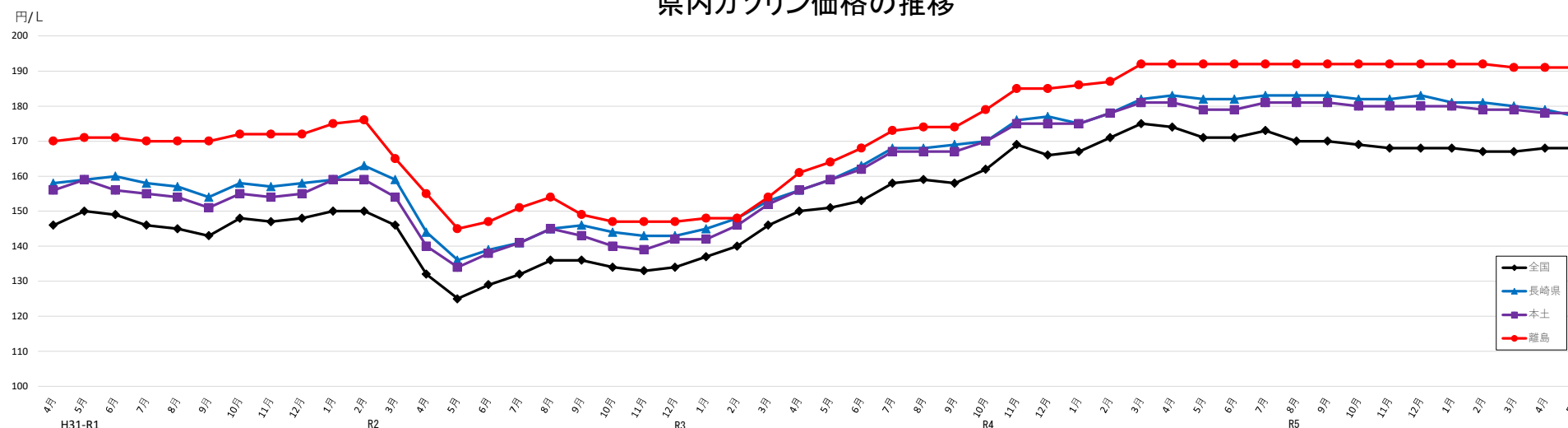
(単位:円/L)

年度	平成31年度・令和元年度												令和2年度												令和3年度											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	146	150	149	146	145	143	148	147	148	150	150	146	132	125	129	132	136	136	134	133	134	137	140	146	150	151	153	158	159	158	162	169	166	167	171	175
長崎県	158	159	160	158	157	154	158	157	158	159	163	159	144	136	139	141	145	146	144	143	143	145	148	153	156	159	163	168	168	169	170	176	177	175	178	182
本土	156	159	156	155	154	151	155	154	155	159	159	154	140	134	138	141	145	143	140	139	142	142	146	152	156	159	162	167	167	167	170	175	175	178	181	
離島	170	171	171	170	170	170	172	172	172	175	176	165	155	145	147	151	154	149	147	147	147	148	148	154	161	164	168	173	174	174	179	185	185	186	187	192
下五島	169	169	169	169	169	169	170	172	172	178	178	172	165	158	158	158	158	160	160	163	163	163	163	168	174	174	174	179	179	179	185	190	190	190	190	195
上五島	181	181	181	181	181	176	179	179	179	170	185	175	168	158	158	164	164	169	169	169	169	169	174	175	180	180	180	186	186	186	191	197	197	197	197	202
杵岐	165	167	166	166	166	165	168	169	170	175	175	167	162	151	153	154	157	159	159	159	162	163	169	173	173	176	180	180	180	187	190	190	191	191	195	
対馬	171	172	174	171	171	171	173	172	172	172	172	156	139	129	133	141	146	128	123	121	121	121	121	129	139	147	155	159	163	163	166	175	175	179	186	
内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	
消費税 内税表示	8%	8%	8%	8%	8%	8%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	

年度	令和4年度												令和5年度	
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
全国	150	151	153	158	159	158	162	169	166	167	171	175	168	168
長崎県	156	159	163	168	168	169	170	176	177	175	178	182	179	177
本土	156	159	162	167	167	167	170	175	175	175	178	181	178	178
離島	161	164	168	173	174	174	179	185	185	186	187	192	191	191
下五島	174	174	174	179	179	179	185	190	190	190	190	195	195	195
上五島	180	180	180	186	186	186	191	197	197	197	197	202	202	202
杵岐	173	173	176	180	180	180	187	190	190	191	191	195	189	189
対馬	139	147	155	159	163	163	166	175	175	175	179	186	186	186
内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8
消費税	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
内税表示														

※「全国」、「長崎県」・・・資源エネルギー庁公表
「本土」・・・県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）
「離島」以下・・・県独自調査

県内ガソリン価格の推移



軽油の店頭小売価格の推移

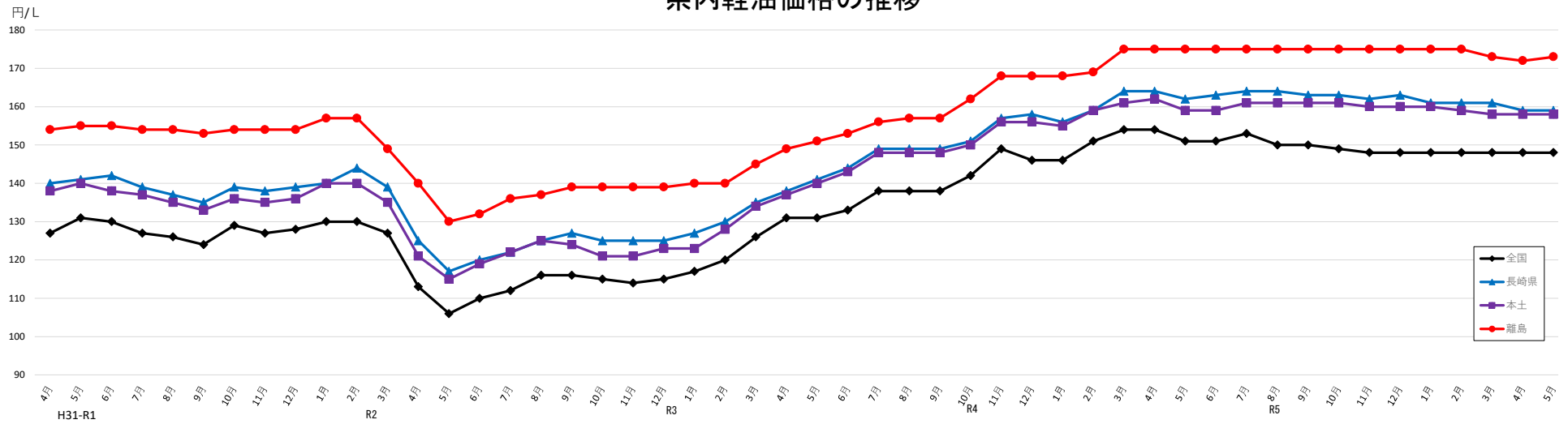
(単位:円/L)

年度	平成31年度・令和元年度												令和2年度												令和3年度											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	127	131	130	127	126	124	129	127	128	130	130	127	113	106	110	112	116	116	115	114	115	117	120	126	131	131	133	138	138	138	142	149	146	146	151	154
長崎県	140	141	142	139	137	135	139	138	139	140	144	139	125	117	120	122	125	127	125	125	127	130	135	138	141	144	149	149	149	151	157	158	156	159	164	
本土	138	140	138	137	135	133	136	135	136	140	140	135	121	115	119	122	125	124	121	121	123	123	128	134	137	140	143	148	148	148	150	156	156	155	159	161
離島	154	155	155	154	154	153	154	154	154	157	157	149	140	130	132	136	137	139	139	139	139	140	140	145	149	151	153	156	157	157	162	168	168	168	169	175
下五島	154	154	154	154	154	154	155	156	156	162	162	156	149	142	142	142	142	144	144	147	147	147	147	152	158	158	158	163	163	163	169	174	174	174	174	179
上五島	167	167	167	167	167	162	164	164	164	164	169	160	152	142	142	147	147	153	153	153	169	153	158	158	164	164	164	169	169	169	175	180	180	180	180	186
杵岐	148	150	148	148	148	147	149	147	150	155	153	148	145	133	135	136	139	141	141	141	159	144	145	151	155	155	158	162	162	162	169	172	172	173	173	177
対馬	153	154	156	153	153	153	154	153	153	153	153	140	126	116	120	128	128	128	128	128	121	128	128	132	135	139	143	144	146	146	148	157	157	157	161	167
内軽油引取税	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	
消費税 内税表示	8%	8%	8%	8%	8%	8%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

年度	令和4年度												令和5年度	
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
全国	154	151	151	153	150	150	149	148	148	148	148	148	148	148
長崎県	164	162	163	164	164	163	163	162	163	161	161	161	159	159
本土	162	159	159	161	161	161	161	160	160	160	159	158	158	158
離島	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	173	172	173
下五島	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	179	177	177	179
上五島	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186
杵岐	177	177	177	177	177	177	177	177	177	177	177	170	170	170
対馬	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167
内軽油引取税	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1
消費税	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
内税表示														

※「全国」、「長崎県」・・・資源エネルギー庁公表
「本土」・・・県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）
「離島」以下・・・県独自調査

県内軽油価格の推移



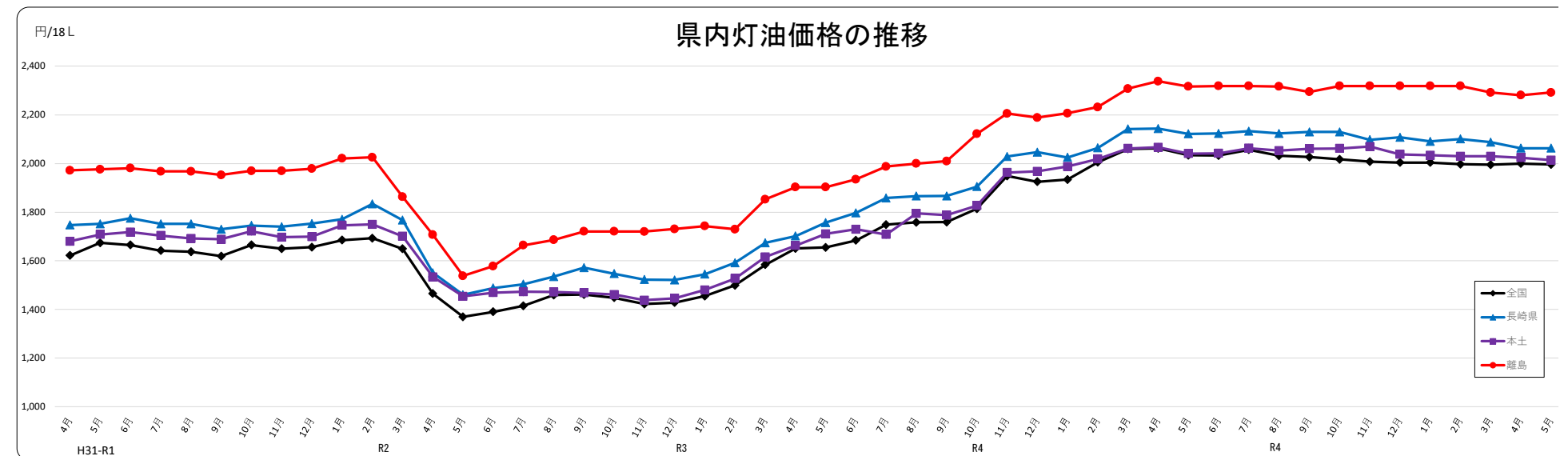
灯油の店頭小売価格の推移

(単位:円/18L)

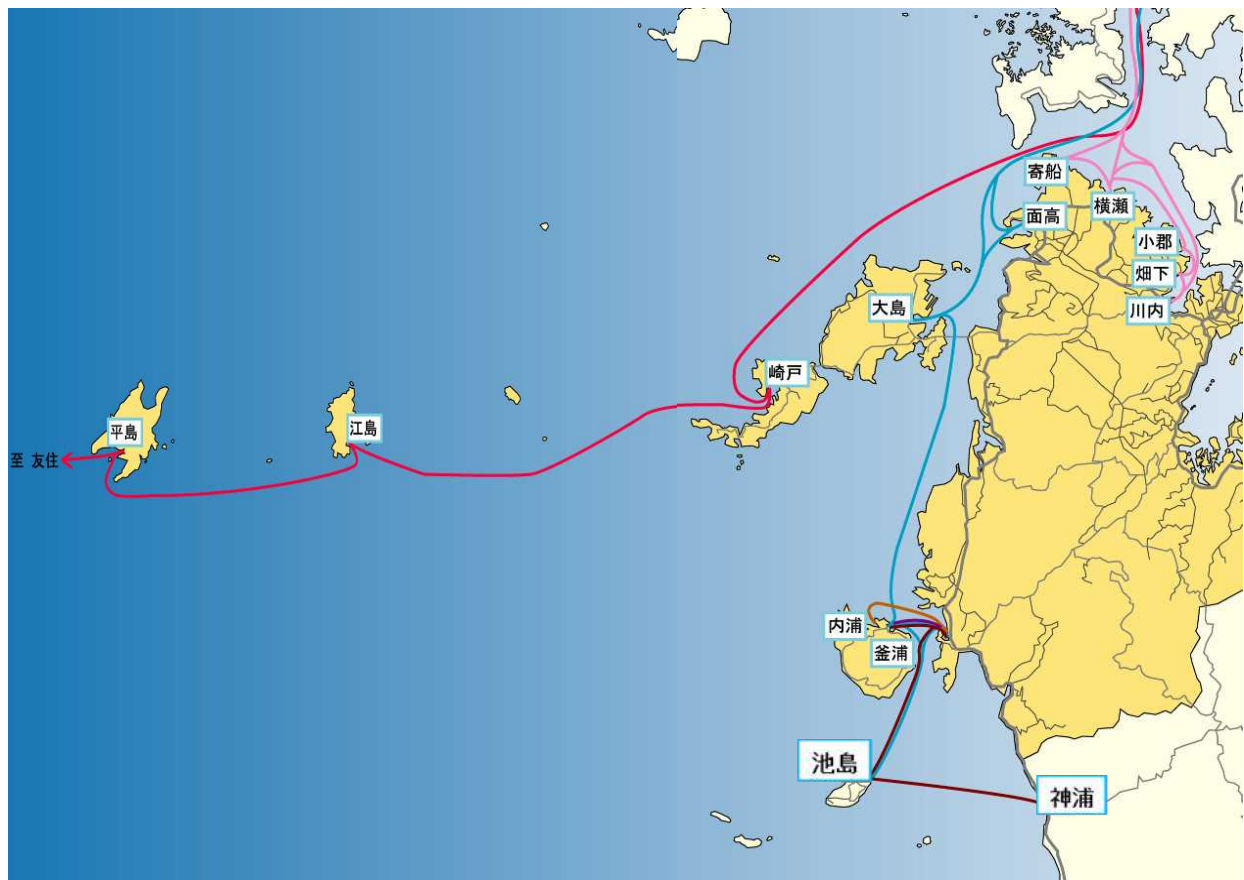
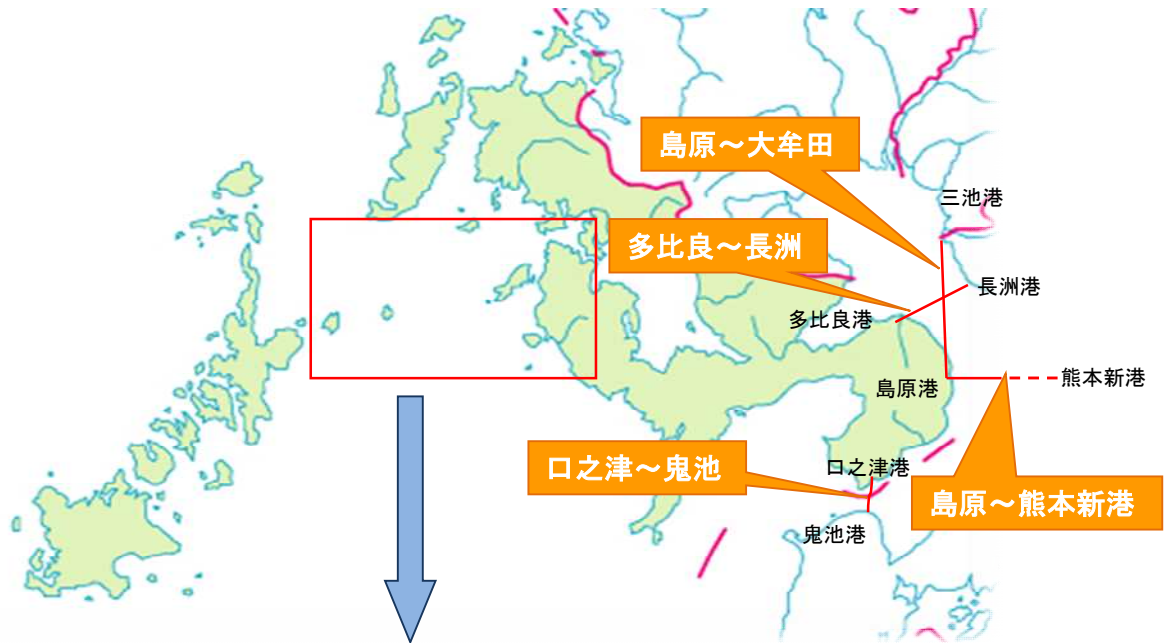
年度	平成31年度・令和元年度												令和2年度												令和3年度											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	1,622	1,674	1,665	1,642	1,637	1,619	1,665	1,650	1,656	1,685	1,693	1,649	1,465	1,369	1,390	1,415	1,459	1,461	1,448	1,422	1,428	1,455	1,499	1,584	1,651	1,655	1,684	1,749	1,758	1,759	1,814	1,949	1,925	1,934	2,005	2,060
長崎県	1,747	1,752	1,775	1,752	1,752	1,730	1,745	1,740	1,753	1,771	1,834	1,767	1,551	1,460	1,488	1,504	1,535	1,572	1,547	1,523	1,521	1,545	1,592	1,674	1,702	1,757	1,797	1,858	1,866	1,867	1,905	2,029	2,047	2,025	2,064	2,142
本土	1,680	1,708	1,718	1,704	1,692	1,689	1,722	1,697	1,699	1,746	1,750	1,701	1,534	1,454	1,469	1,473	1,472	1,468	1,461	1,438	1,446	1,480	1,527	1,616	1,663	1,711	1,730	1,708	1,795	1,788	1,827	1,963	1,968	1,988	2,019	2,062
離島	1,972	1,976	1,981	1,968	1,968	1,953	1,970	1,970	1,979	2,021	2,026	1,863	1,707	1,538	1,578	1,664	1,686	1,721	1,721	1,720	1,731	1,743	1,730	1,853	1,903	1,903	1,935	1,988	2,000	2,010	2,122	2,206	2,189	2,207	2,232	2,308
下五島	1,847	1,802	1,847	1,847	1,847	1,847	1,865	1,881	1,881	1,985	1,985	1,861	1,759	1,616	1,616	1,616	1,616	1,661	1,661	1,656	1,701	1,701	1,701	1,904	1,850	1,850	1,850	1,994	1,994	1,994	2,216	2,211	2,147	2,192	2,192	2,221
上五島	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,900	1,940	1,940	1,940	1,940	2,040	1,900	1,800	1,600	1,600	1,700	1,700	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,900	1,900	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,100	2,200	2,200	2,200	2,200	2,304	
壱岐	1,980	2,016	1,989	1,989	1,989	1,989	1,980	1,980	1,980	2,016	2,088	2,061	1,971	1,890	1,710	1,737	1,764	1,809	1,854	1,854	1,854	1,899	1,799	2,052	2,124	2,124	2,179	2,250	2,250	2,376	2,430	2,430	2,457	2,457	2,529	
対馬	2,040	2,058	2,058	2,025	2,023	2,023	2,043	2,033	2,033	2,027	2,027	1,780	1,520	1,350	1,440	1,617	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,670	1,760	1,760	1,807	1,807	1,837	1,863	1,897	2,054	2,054	2,054	2,120	2,220

年度	令和4年度												令和5年度	
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
全国	2,062	2,034	2,033	2,057	2,032	2,027	2,017	2,008	2,004	2,004	1,997	1,995	2,000	1,996
長崎県	2,143	2,122	2,124	2,133	2,124	2,130	2,130	2,098	2,108	2,091	2,101	2,088	2,063	2,063
本土	2,067	2,041	2,042	2,063	2,053	2,061	2,062	2,070	2,038	2,034	2,030	2,030	2,024	2,014
離島	2,338	2,317	2,319	2,319	2,317	2,295	2,319	2,319	2,319	2,319	2,319	2,292	2,281	2,292
下五島	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,266	2,221	2,266
上五島	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304	2,304
壱岐	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,529	2,421	2,421	2,421
対馬	2,270	2,213	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220

※「全国」、「長崎県」・・・資源エネルギー庁公表
「本土」・・・県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）
「離島」以下・・・県独自調査



半島航路の維持・確保について



明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	萩反射炉	山口県萩市
2	恵美須ヶ鼻造船所跡	〃
3	大板山たたら製鉄遺跡	〃
4	萩城下町	〃
5	松下村塾	〃
6	旧集成館	鹿児島県鹿児島市
7	寺山炭窯跡	〃
8	関吉の疎水溝	〃
9	韭山反射炉	静岡県伊豆の国市
10	橋野鉄鉱山・高炉跡	岩手県釜石市
11	三重津海軍所跡	佐賀県佐賀市
12	小菅修船場跡	長崎県長崎市
13	三菱長崎造船所第三船渠	〃
14	三菱長崎造船所ジャイアント・カンチレバークレーン	〃
15	三菱長崎造船所旧木型場	〃
16	三菱長崎造船所占勝閣	〃
17	高島炭坑	〃
18	端島炭坑	〃
19	旧グラバー住宅	〃
20	三池炭鉱・三池港	福岡県大牟田市 熊本県荒尾市
21	三角西(旧)港	熊本県宇城市
22	官営八幡製鐵所	福岡県北九州市
23	遠賀川水源地ポンプ室	福岡県中間市

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	原城跡	長崎県南島原市
2	平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）	長崎県平戸市
3	平戸の聖地と集落（中江ノ島）	長崎県平戸市
4	天草の崎津集落	熊本県天草市
5	外海の出津集落	長崎県長崎市
6	外海の大野集落	長崎県長崎市
7	黒島の集落	長崎県佐世保市
8	野崎島の集落跡	長崎県北松浦郡小値賀町
9	頭ヶ島の集落	長崎県南松浦郡新上五島町
10	久賀島の集落	長崎県五島市
11	奈留島の江上集落 （江上天主堂とその周辺）	長崎県五島市
12	大浦天主堂	長崎県長崎市

第2号議案

国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言

国民健康保険制度及び高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 医療保険制度改革について〔継続5回〕

(1) 国民健康保険制度について

現在の国民健康保険の構造的課題に対応し、国民健康保険制度の将来的な安定化を図るため、都道府県と市町村の役割をはじめとする国民健康保険の運営について、引き続き市町村の意見を十分聞きながら、具体的な調整を行うこと。また、以前、国において、医療費適正化インセンティブ機能を強化する方向性が示され、既往の普通調整交付金の役割や配分方法を見直す検討がされていたが、今後もこれを見直すことなく必要な財政支援を行ったうえで、国民健康保険制度の財政基盤の強化を図ること。

あわせて、今後も引き続き国民健康保険制度のあり方について、地方との協議により見直しを行い、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(2) 高齢者医療制度について

高齢者医療制度の見直しにあたっては、国民健康保険の負担とならないよう十分検討すると同時に、細部にわたる制度設計の検証及び周知広報、国民の合意を得るための期間や手法などについて、事前に市町村及び関係団体との協議を行うなど、くれぐれも拙速な制度移行とならないよう十分に配慮すること。

(3) 低所得者対策について

低所得者対策として保険料(税)の政令減額制度を抜本的に見直し、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。また、平成22年度から施行された非自発的失業者に係る保険料(税)の軽減措置については、県や市に負担を負わせるものであるため、全額、国において財政措置を講じるよう早期に見直しを行うこと。

2. 当面の措置及び制度運営について〔継続 5 回〕

(1) 新たな財政措置について

将来にわたり国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、とりわけコロナ禍での景気後退に伴う被保険者の所得減少など極めて厳しい状況にある国保財政に対し、都道府県化に伴う公費の確実な投入に加え、保険料軽減につながる新たな制度や財源などの財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、必要な財政措置を講じること。

また、制度改革に当たっては、電算システムの改修経費等について必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。

(2) 減額措置の廃止について

「こども未来戦略方針」で示された子ども医療費助成に係る療養給付費等負担金及び普通調整交付金における減額調整措置の廃止を確実に実施するとともに、未就学児に係る医療費助成（現物給付化）については、平成 30 年度から療養給付費等負担金及び普通調整交付金における減額調整措置が廃止されたが、小学生等を対象とした医療費助成や障害者医療等の各種医療費助成制度等市町村単独事業（現物給付化）の実施に伴う減額調整措置についても廃止すること。（島原市）

（資料 2-1 参照）

（説明）

・ 6 月 13 日に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、国保国庫負担金の減額措置廃止の方針が示されたことに伴い、文言の修正を行うもの（島原市）

(3) 国民健康保険税(料)における賦課・徴収制度について

現行の国民健康保険制度にあっては、保険税(料)は被保険者の住民基本台帳に記載された世帯主に賦課されることから、世帯主以外の被保険者に高額収入がある場合、世帯主の租税負担能力以上の賦課や高額滞納案件に繋がるケースが見受けられる。

税負担の公平性の観点から、収入・財産がある世帯主以外の被保険者に対する賦課・徴収ができるような制度改革を行うこと。

3. 特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて〔継続 5 回〕

特定健康診査・特定保健指導の実施に係る費用については、実態に応じた助成額に見直すよう事務費を含め適切な助成措置を講じること。

4. 保険者努力支援制度の評価指標（法定外繰入の解消等）の配点基準 の見直しについて〔継続5回〕

コロナ禍等の特殊事情が国民健康保険制度の運営に多大な影響を及ぼしている年度に限っては、保険者努力支援制度の評価指標（法定外繰入の解消等）の配点基準を見直し、ペナルティ措置的な対応とならないように配慮すること。

減額措置の状況

※ 福祉医療費助成制度(未就学児に係る助成分を除く)の現物給付における減額状況

	令和3年度の実績		令和3年度に減額された金額		
	対象	対象者数 (R4年3月末)人	療養給付費等負担金	国財政調整交付金(普調)	(単位:円) 計
長崎市	小・中学生	3,978	5,940,123	3,316,808	9,256,931
	ひとり親等	1,794	9,171,336	5,186,187	14,357,523
	重度心身障	3,164	106,507,482	60,115,840	166,623,322
平戸市	小・中学生	423	309,831	90,152	399,983
対馬市	小・中学生	421	582,277	173,173	755,450

第3号議案

地域医療保健の充実強化に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 地域医療提供体制の確保について〔継続6回〕

(1) 医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に離島や過疎地域などにおいては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心して安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、新専門医制度については、医師偏在を助長することがないように検証を行うとともに必要な措置を講じること。

(資料3-1 参照)

(2) 自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域に応じた医療はもとより救急や、民間医療機関による提供が困難な不採算部門の医療を提供していることから経営状況が悪化している。

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

また、地域医療構想に係る取組みの推進については、地域住民の不安や医療現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、地方の取組みに対する必要な支援を行うこと。

特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つよう

に診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに地方交付税所要額を確保すること。

(3) 救急医療対策等に対する地方交付税所要額等の確保について

自治体病院は救急医療を担っているが、財政的負担が大きいため、自治体病院事業に対する地方交付税所要額を確保すること。

また、病院群輪番制病院は、夜間・休日等の二次救急医療体制を担っており、総合周産期母子医療センターは、24 時間体制で高度な周産期医療を提供するほか、地域の周産期医療機関との連携及び周産期医療を担う医師の人材育成などの重要な役割を担っているため、それらの医療提供体制整備等のために交付される「医療提供体制推進事業費補助金」について、所要額を確保すること。

さらに、病床の機能分化・連携の促進や在宅医療・介護サービスの充実などを行うための事業は、今後一層必要性が高まることから、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、県が実施する基金事業の財源となる医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金についても、その所要額を確保すること。

(4) 物価高騰等を考慮した診療報酬改定について

新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営が続く医療機関において、昨今の物価・エネルギー価格高騰に伴う食材料費や光熱費の上昇が更なる負担となっているが、医療機関ではこの価格高騰分を公定価格である診療報酬へは転嫁できず、県や市において国の臨時交付金等を活用した可能な範囲での支援を実施しているところである。

しかしながら、自治体による一時的な支援には限界があり、状況が長期化した場合、医療機関の経営に支障が生じるおそれがあることから、医療機関の運営は診療報酬によって賄われるべきものであることを踏まえ、地域医療提供体制に影響を及ぼすことがないよう、適切な診療報酬の改定を図ること。

また、看護師等の不足も大きな課題となっていることから、改定に伴い得られる財源により、看護師等の人材確保や処遇改善につながる取組みの充実を併せて、看護職員処遇改善に係る診療報酬の見直しや看護師等の人材確保のための財源確保を図ること。

(説明)

・看護職員の処遇改善につながる診療報酬として「看護職員処遇改善評価料」が新設（R4.10）されており、現状を踏まえた表現に修正（長崎市）

(5) 新型コロナウイルス感染症対策について

医療提供体制の確保に向けた財政措置について

新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置付けが変更されてもウイルスが持つ特徴が変わるわけではなく、医療機関においては必要な感染対策を講じつつ患者の受入体制を維持しておく必要がある。しかしながら、5類感染症への移行に伴い財政支援が縮小されると、医療機関の負担が増し、経営上の大きなリスクとなる恐れがあるため、地域の医療提供体制の円滑な確保に深刻な影響がでないよう、引き続き医療機関の負担に見合った適切な財政措置を講じること。

保健所体制の確保について

保健所は住民生活と健康を守る公衆衛生の拠点であり、各行政機関、地域の医師会、関係医療機関との協力体制を堅持する上でも中心となる重要な機関であることから、新たな変異株感染症等の流行により保健所の業務が増大した場合等にあっても、保健所が機能不全に陥らないよう関係機関との人的支援を含めた協力体制を構築すること。あわせて、保健師や臨床検査技師などの必要な人員の増員等により、体制を強化できるよう財政支援の拡充を図ること。(長崎市)

(説明)

・状況にあわせ文言の見直しを行うもの(長崎市)

2. がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について〔継続1回〕

がん患者に対するアピアランスケアについては、診療連携拠点病院等との連携による相談支援体制の充実や情報提供等が進められてきているが、がん患者がかつらや乳房補正具等のケア用品を購入する際の費用助成についても、国において支援措置を講じること。

従業地別医師数・施設数

医療圏区分別	人口	医師数 (実数)	人口10万人対率	内医療施設従業 地別医師数	施設数			
					病院	一般診療所	有床	無床
長崎医療圏	493,061	2,232	452.7	2,096	53	615	71	544
佐世保北医療圏	299,971	1,285	428.4	779	34	268	58	210
県央医療圏	263,449	870	330.2	842	32	249	51	198
県南医療圏	122,776	260	211.8	249	17	106	30	76
五島医療圏	33,233	83	249.8	80	4	39	7	32
上五島医療圏	18,872	40	212.0	38	1	21	1	20
壱岐医療圏	23,938	51	213.1	48	5	16	0	16
対馬医療圏	27,271	57	209.0	55	2	34	1	33
長崎県合計	1,282,571	4,878	380.3	4,187	148	1,348	219	1,129
全国		339,623	269.2					

※厚生労働省医療統計(R4.10.1)より抜粋

※医師数(実数)には、その他の職業に従事する者及び無職の者も含む

第4号議案

子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言

だれもが地域の一員としてともに生きる社会の実現を図るため、安心して子どもを産み育てる環境づくりをはじめとする福祉施策の充実強化に関し、国の責任において次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 子ども・子育て施策の充実強化について〔継続1回〕

(1) 子ども福祉医療費制度の創設について

各都道府県の要綱等に基づき実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないようにし、また、すべての子どもたちが全国一律に安心して医療を受けられるよう、国の制度として創設すること。

(2) 妊産婦医療費助成制度の創設について

だれもが安心して妊娠し出産できる環境づくりを国が責任をもって行うこととし、妊産婦への医療費の助成について国の制度として創設すること。

(3) 保育所等への看護師の配置について

保育所等における医療的ケア児の受入れ体制の整備に対する財政措置に加え、保育業務を兼務しない、看護業務専任の看護師を配置するための運営費の加算措置を講ずること。

(4) 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう強く要請する。

- ① 父母がいない児童、母子・父子家庭児童及び低所得世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- ② 小規模なクラブへの支援の拡充を行うこと。
- ③ 借家で運営しているクラブへの賃借料の助成について、子ども・子育て支援新制度以降に新設したクラブのみが補助対象となっているが、新制度開始前か

ら運営していた既存クラブについても補助制度の対象とすること。

(5) 保育料の完全無償化について〔新規〕(長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市)

保育料における全国的な動きとして、国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例が見受けられるが、本来、こどもを産み育てる環境は、~~地域によらず平等であるべきであり、自治体間によって差異があることは望ましくないため、全国一律~~国の制度として保育料の完全無償化を実施すること。(長崎市)

(説明)

提言する(長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市)

- ・保育料については、国の幼児教育・保育の無償化により、令和元年10月から3～5歳の子ども及び市民税非課税世帯の0～2歳の子どもが無償化されているが、課税世帯等の3歳未満の子どもの保育料は無償化されておらず、保護者には保育料の負担が生じている。

少子化の進行に歯止めがかからない中、保育料の「完全無償化」や「第2子以降の無償化」など独自の子育て支援策を打ち出す自治体もあり、負担のあり方そのものに差異が生じる事態となっている。

本来、子どもは地域によらず等しく平等であるべきであり、自治体の財政状況によって子育て施策に差異が生じることは望ましくなく、また、子育て世代の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境の充実を図ることは、少子化対策として有効な施策と考えられるので、保育料の無償化を、国において全国一律の制度として実施するよう要望するもの。(長崎市)

必要な財源試算 県内全市で約34.1億円(R5.7全市照会結果)

- ・副市長会議での協議結果を受け、最終的な目標である「完全無償化」を明記(事務局)

2. 福祉施策等の充実強化について〔継続5回〕

(1) 国民年金被保険者の相談等に対応するための体制整備について

国の責任において相談拠点を新設するとともに年金相談等の業務を行う市町村に必要な情報を提供する体制を継続・充実するなど、国の責務としての執行体制を十分に整備すること。

また、市町村が行う年金業務に変更がある場合は、国は市町村に対し事前に十分な情報提供・協議を緊密に行うこと。

(2) 生活保護制度の費用負担について

生活保護に係る費用負担については、憲法に基づき、国が保障する事項であることから、全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による負担増に対し、国庫負担率の引き上げを行うなどの財政措置を講ずること。

(3) 民生委員・児童委員の担い手の確保について

急速な高齢化や単身世帯の増加などにより、民生委員・児童委員の担うべき役割は増加しているが、委員自身の高齢化や委員活動の負担増、制度周知不足などから全国的に担い手の確保が難しい状況にあるため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

① 活動費について、1人あたり60,200円の交付税措置がなされているが、民生委員・児童委員の負担を考慮し、現状に見合った活動費の抜本的な見直しを行うなど、必要な対策を講じること。

② 民生委員・児童委員制度への理解を深め協力を得られるよう、積極的な啓発活動を行うこと。

③ 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりのため、国において活動の基準を定めること。また、個人情報扱う際の取扱基準等を定めること。

(資料4-1 参照)

(4) インボイス制度導入におけるシルバー人材センターへの適切な措置について

令和5年10月から導入される「適格請求書等保存方式」(いわゆるインボイス制度)により、消費税の仕入額控除の取扱いが変更となるが、このことが収支相償を原則とするシルバー人材センターの運営やこれまで課税売上高1千万円以下の個人事業主として納税義務免除とされてきたセンター会員の活動に大きな影響を及ぼすことが見込まれることから、その公共性・公益性を十分踏まえ、安定的な事業運営となるよう適切な措置を講ずること。

3. 障害者福祉施策の充実強化について〔更新〕(大村市ほか全市)

(1) 地域生活支援事業に係る財政支援の強化について

地域生活支援事業については、県内全市において市負担額が本来の負担率を超える超過負担が生じており、安定した事業実施を担保するため、~~その実施を担保するため、所要額に対する補助率(国1/2)の確保とその配分を前提とした国庫補助の見直しを行うとともに、市町村の所要額を把握し、その総額に応じた国庫補助となるよう見直しや財源確保を行うとともに、市町村それぞれの実情に応じた必要な取り組みが十分に実施できるよう、財政支援を強化すること。~~

また、個別給付である移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス及びストマ装具給付については、利用者数が多く全国一律に保障すべき事業であるため、~~現行の地域生活支援事業ではなく自立支援給付として実施すること。~~(大村市)

(資料 4-2 参照)

(説明)

提言する（大村市ほか全市）

・令和 4 年度実績では、地域生活支援事業の補助の基準を、国(1/2)・県(1/4)として算定すると、県内 13 市の全てにおいて負担超過が生じている（資料 4-2 参照）ため、負担超過を解消し安定した事業実施を行うために、国に対し、事業における市町村の所要額を把握し、その全額が規定の補助率での国庫補助となるよう財政措置を求めるもの。

また、事業費のうち「移動支援」、「日中一時支援」、「訪問入浴サービス」、「ストマ装具給付」に係る費用は 13 市合計で 6 割近くを占め利用実績が多いことは明確であり、このような事業で対象者要件や内容等によって自治体間格差が生じるべきではないため、全国一律に保障すべく自立支援給付としての実施を要望するもの（大村市）

民生委員・児童委員推薦状況（R5.1.1現在）

市町名	定 数			充足数			欠員数			充足率
	計	一般	主任	計	一般	主任	計	一般	主任	
長崎市	1,012	921	91	947	862	85	65	59	6	93.6%
佐世保市	628	560	68	596	529	67	32	31	1	94.9%
島原市	110	96	14	105	91	14	5	5	0	95.5%
諫早市	322	290	32	299	268	31	23	22	1	92.9%
大村市	191	179	12	166	155	11	25	24	1	86.9%
平戸市	121	101	20	120	100	20	1	1	0	99.2%
松浦市	94	82	12	94	82	12	0	0	0	100.0%
対馬市	137	124	13	124	111	13	13	13	0	90.5%
壱岐市	95	87	8	90	82	8	5	5	0	94.7%
五島市	168	146	22	155	137	18	13	9	4	92.3%
西海市	109	99	10	109	99	10	0	0	0	100.0%
雲仙市	136	122	14	136	122	14	0	0	0	100.0%
南島原市	147	131	16	147	131	16	0	0	0	100.0%
市 計	3,270	2,938	332	3,088	2,769	319	182	169	13	94.4%

令和3年度 地域生活支援事業費(実績)

市 名	事業費負担内訳							負担超過額※	事業費の内、自立支援給付へ要望する事業				
	事業費	国 費	負担割合(%)	県 費	負担割合(%)	市 費	負担割合(%)	市の負担率 (事業費の1/4) との差額	計	移動 支援 事業	日中一時 支援 事業	訪問入浴 サービス	ストマ 装具 給付
長崎市	326,529,015	112,454,000	34.4%	56,226,000	17.2%	157,849,015	48.3%	76,216,761	231,421,595	118,005,529	2,004,270	13,191,840	98,219,956
佐世保市	122,820,025	42,102,000	34.3%	21,050,000	17.1%	59,668,025	48.6%	28,963,019	89,321,035	10,187,340	2,902,249	11,453,750	64,777,696
島原市	32,906,657	11,947,000	36.3%	5,973,000	18.2%	14,986,657	45.5%	6,759,993	20,073,888	2,871,245	1,238,441	5,551,800	10,412,402
諫早市	82,731,186	30,111,000	36.4%	15,055,000	18.2%	37,565,186	45.4%	16,882,389	50,606,873	9,117,126	13,749,820	906,400	26,833,527
大村市	79,917,646	28,113,000	35.2%	14,056,000	17.6%	37,748,646	47.2%	17,769,234	25,492,983	5,431,001	6,482,998	0	13,578,984
平戸市	35,963,300	11,603,000	32.3%	5,801,000	16.1%	18,559,300	51.6%	9,568,475	25,224,642	17,477,697	216,117	618,750	6,912,078
松浦市	20,359,598	9,034,000	44.4%	4,517,000	22.2%	6,808,598	33.4%	1,718,698	18,208,395	11,275,030	136,966	1,900,000	4,896,399
対馬市	48,730,393	15,818,000	32.5%	7,909,000	16.2%	25,003,393	51.3%	12,820,795	31,903,636	21,129,353	2,489,050	2,612,500	5,672,733
壱岐市	66,160,564	22,492,000	34.0%	11,246,000	17.0%	32,404,564	49.0%	15,864,423	62,162,589	23,736,040	31,971,144	1,100,000	5,355,405
五島市	37,051,874	13,019,000	35.1%	6,509,000	17.6%	17,523,874	47.3%	8,260,905	8,064,966	406,980	915,183	0	6,742,803
西海市	14,703,413	4,956,000	33.7%	2,478,000	16.9%	7,269,413	49.4%	3,593,560	8,839,927	161,170	2,802,499	0	5,876,258
雲仙市	32,063,898	11,861,000	37.0%	5,930,000	18.5%	14,272,898	44.5%	6,256,923	17,202,633	5,916,202	1,726,256	0	9,560,175
南島原市	35,684,907	13,402,000	37.6%	6,700,000	18.8%	15,582,907	43.7%	6,661,680	15,310,272	624,098	744,330	3,923,270	10,018,574
合 計	935,622,476	326,912,000		163,450,000		445,242,476		211,336,855	603,833,434	226,338,811	67,379,323	41,258,310	268,856,990

※地域生活支援事業の「負担超過額」は、国(50/100)、県(25/100)の補助を基準として算定。

第 5 号議案

介護保険制度等に関する提言

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について積極的に検討を加えるよう要請する。

1．第 1 号被保険者の保険料について〔継続 5 回〕

第 1 号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

（資料 5-1 参照）

2．介護従事者の人材確保について〔継続 5 回〕

介護の現場においては慢性的な介護従事者の不足が問題になっている中、人口減少や高齢化が急速に進行しており、人材不足による介護サービスの質の低下やサービス提供体制の確保への影響が懸念されていることから、介護従事者の人材確保、育成及び定着と一層の処遇改善につながる対策を引き続き確実に実施すること。

長崎県内の介護保険料基準額の状況

(単位:円)

	第7期 (H30～R2)	段階数	第8期 (R3～R5)	段階数	改定率
長崎市	6,800	10	6,800	10	0.0 %
佐世保市	5,822	9	5,822	9	0.0 %
諫早市	5,970	9	5,970	9	0.0 %
大村市	5,800	9	5,800	9	0.0 %
平戸市	6,175	9	5,875	9	△ 4.9 %
松浦市	5,592	11	5,700	11	1.9 %
対馬市	6,300	10	6,400	10	1.6 %
壱岐市	6,145	9	6,490	9	5.6 %
五島市	6,760	9	6,660	9	△ 1.5 %
西海市	5,925	9	5,925	9	0.0 %
島原地域広域市町村圏組合	6,500	10	6,500	10	0.0 %
平均	6,163	－	6,177	－	0.2 %

第 6 号議案

生活環境の保全・整備等の充実に関する提言

生活環境の保全・整備等の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける火山観測・研究体制の強化について〔継続 4 回〕

雲仙岳の継続的な火山観測・研究活動は、災害に強いまちづくりを推進する上で必要不可欠であることから、九州大学地震火山観測研究センターの存置により、雲仙岳における火山観測・研究体制のさらなる充実・強化を図るよう強く要請する。

第 7 号議案

九州新幹線等の整備促進に関する提言

九州新幹線等の整備を促進することにより、九州における一体的な経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 7-1 参照)

1 .九州新幹線西九州ルート¹の着実な整備について〔 継続 6 回 〕

九州新幹線西九州ルート¹に関しては、武雄温泉～長崎間が令和 4 年 9 月 2 3 日に開業を迎えたものの、新鳥栖～武雄温泉間については、未だに整備方針が決定していない。著しい人口減少が課題になっている各市にとって、全国の新幹線ネットワークとつながり交流人口を拡大させることは非常に重要であり、その実現には全線をフル規格で整備する必要があると考えるため、次の事項について特段の配慮をすること。

- (1) 国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという事情を考慮して、地方負担や並行在来線等、想定される課題の解決に向けた方策を示すこと。
- (2) 新鳥栖～武雄温泉間が早期着工できるよう、関係者の理解を得て早急に環境影響評価に着手すること。
- (3) 西九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の開業を機に、沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び県全体へ新幹線開業効果を波及させるための官民が行う取組への支援拡充を行うこと。

2 .県下幹線鉄道の整備改善について〔 継続 6 回 〕

九州新幹線西九州ルート¹の整備に際しては、JR 佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、長崎県において平成 4 年 11 月に示された「九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線及び大村線の輸送改善のため次の事項の実現に努めること。

- (1) 西九州新幹線の開業効果を県内全域に波及させるため、長崎県下の都市を結ぶ大村線の表定速度改善など、輸送力の強化を図ること。
- (2) 西九州ルート¹の全線フル規格を進めていく場合は、佐世保～武雄温泉間を含めた並行在来線問題についても、一体的なものとして取り扱うこと。
- (3) 長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ル

ートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策の推進を行うこと。

3. 地域鉄道に対する支援策の充実について〔継続6回〕

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要不可欠であるが、近年、地域鉄道関連の国庫補助について予算が確保できず、要綱に基づく確実な補助が受けられない状況が続いている。

また、地域鉄道においては、慢性的な運転士不足により、ダイヤ削減が行われるなど、運行の維持が難しい状況に陥っている。

このような状況を踏まえ、施設整備の補助制度においては、社会資本整備総合交付金の基幹事業として「地域公共交通再構築事業」が創設されたところであるが、引き続き、車両検査を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保されるとともに鉄道運転士不足の解消に向け、次の事項の実現に努めること。（佐世保市）

- （１）国の要綱に定める補助率上限での補助交付
- （２）地域鉄道支援に関する国庫補助事業の補助率嵩上げ
- （３）同事業の地方負担に係る財源措置の拡充などの支援策の充実
- （４）鉄道運転士の受験資格要件緩和や養成費用に対する支援措置の創設

（説明）

- ・令和５年度に社会資本整備総合交付金の基幹事業として「地域公共交通再構築事業」が創設されたことから、追記するもの（佐世保市）

九州新幹線西九州ルート概要図 (令和4年9月23日暫定開業時)



暫定開業時の博多～長崎間の所要時間

最速 1 時間 20 分 (従来の「特急かもめ」最速 1 時間 50 分より 30 分短縮)

第 8 号議案

高速道路網等の整備促進に関する提言

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 道路整備の安定的財源確保について〔継続 5 回〕（資料 8-1 参照）

中央と地方における公共交通機関などの移動格差を十分認識した上で、地方が真に必要なとする海路及び道路整備が推進できるように新たな財源を創出するなど必要な財源の充実強化を図ること。

地方創生に資する道路整備を重点的かつ計画的に推進するため、公共事業関係費を増額するとともに安定的かつ持続的な道路整備に必要な予算を確保すること。

（資料 8-2 参照）

2. 道路網の整備について〔継続 6 回〕

（１）高規格道路の整備について

西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 松浦佐々道路（松浦 IC から佐々 IC）の早期供用開始に向けた事業促進

イ 佐世保道路（佐々 IC から佐世保大塔 IC）の 4 車線化の供用開始に向けた事業促進

ウ 武雄佐世保道路（佐世保大塔 IC から武雄南 IC）の 4 車線化の早期事業化

島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早 IC 間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進

イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進

ウ 雲仙市瑞穂町から吾妻町間の早期供用に向けた事業促進

エ 諫早市森山町から小野町間の早期供用に向けた事業促進

オ 諫早市小野町から長野町の調査検討

島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化

長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現

本路線は、長崎県広域道路整備基本計画に位置付けられ、長崎市と佐世保市の2つの中核都市を約1時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには長崎県全体の産業、経済及び文化の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 西彼杵道路（佐世保市～時津町）の早期整備

（ア）西海市西彼町平山郷から西海市西彼町白似田郷間の事業促進

（イ）西海市西彼町白似田郷から時津町日並郷間の早期着手

イ 長崎南北幹線道路（長崎市茂里町～時津町野田郷）の早期整備

（ア）長崎市茂里町から長崎市滑石2丁目間の事業促進

（イ）~~長崎市滑石2丁目から時津町野田郷間の早期事業化~~

都市計画道路滑石野田線（長崎市滑石2丁目～時津町野田郷間）の事業促進

（ウ）残る調査中区間の事業化

~~ウ 都市計画道路滑石野田線（長崎市滑石町～時津町野田郷間）の早期事業化~~

（説明）

- ・当該路線について、R5年度に道路事業として新規事業化されたことを受け、事業化された路線名に表現を合わせるため文言を修正し、残る調査中区間の事業化を追記するもの（雲仙市）

有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の調査検討

東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）の早期事業化

（有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討）

島原半島西回り道路（雲仙市～南島原市）の調査検討

（2）幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動等に寄与するとともに交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

一般国道205号の早期整備

針尾バイパス4車線化（江上交差点からハウステンボス入口交差点）の整備促進

（説明）

- ・適切な表現へ修正するもの（雲仙市）

一般国道 5 7 号の早期整備

ア 一般国道 5 7 号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備

イ 一般国道 5 7 号愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化及び富津防災事業の整備促進並びに愛野・小浜バイパスの調査検討

一般国道 3 4 号の早期整備

ア 大村諫早拡幅の整備促進

イ 大村拡幅の早期完成

ウ 諫早北バイパスの 4 車線化の早期事業化

エ 新大工・馬町交差点改良事業の早期完成

一般国道 3 8 2 号の整備促進

一般国道 3 8 4 号の整備促進

一般国道 3 8 9 号（雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間）の整備促進

（ 3 ）架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進

嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現

松島架橋の早期実現

大村湾横断道路構想の推進

（資料 8-3 参照）

3. 道路事業における補助制度の拡充について〔継続 4 回〕

道路事業のうち、土地開発基金などにより先行取得した建物補償の買戻しについて、重要度の高い市街地部においては、より柔軟かつ円滑に交渉等の事務を進め、早期完成や計画的な進捗が図れるよう、街路事業と同様の補助の取扱いとすること。

4. 社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の緩和について〔継続 3 回〕

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設（インフラ）等

の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向けた財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）等が講じられている。

このうち、社会資本整備総合交付金事業における道路事業（舗装補修）について、平成30年度より大型車交通量（大型車250台/日・1方向未満）の条件が設けられたが、このことにより、対象となる路線が極めて少数であるため、バス路線等、住民の生活に重要な役割を果たす道路について、補助対象となるよう、条件の緩和を行うこと。

5. 地方における無電柱化事業の促進について〔継続3回〕

無電柱化事業においては、これまで歩道が広い幹線道路などを中心に整備が進められてきたが、近年の社会情勢の変化により、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図る上でも事業の必要性はより一層増加している。さらには、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に、電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化が重点的に取り組むべき対策として盛り込まれた。また、令和3年5月には、無電柱化を一層推進するための新たな「無電柱化推進計画」が策定されている。

しかしながら、無電柱化事業の主な整備手法である電線類地中化は、事業コストが高く道路管理者及び電線管理者の財政負担も大きく、事業期間が長期にわたるなど、円滑な事業進捗に支障をきたしている。

また、地方においては、歩道が無く、狭小な道路が多く存在しており、地上機器の設置スペースなどの技術的な課題の解決が必要不可欠となっている。

このようなことから、無電柱化の推進を国家的重要プロジェクトに位置付け、関係予算を確保するとともに、無電柱化に係る技術的進歩を促し、地方の負担を軽減しながら無電柱化を促進するための総合的かつ積極的支援に取り組むこと。

6. 港湾の整備促進について〔継続6回〕

港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠である。

このようなことから、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

- ・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）
- ・地方港湾（島原港、大村港など77港あり）

7. 公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の 交付手数料の免除制度の拡充について〔継続6回〕

公共事業の用地買収に伴い、必要となる所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料については、土地所有者の負担となっていることから、国の関係機関で調整の上、全国的に統一した免除制度として確立すること。

○道路整備の状況

(単位: %)

		一般国道	都道府県道	市町村道	一般道路計
長崎県	整備率	63.2	57.2	51.3	52.5
	改良率	92.1	63.3	51.3	54.7
全 国	整備率	70.9	60.3	59.9	60.5
	改良率	93.1	71.0	59.9	62.6

※道路統計年報より(令和3年3月31日現在)

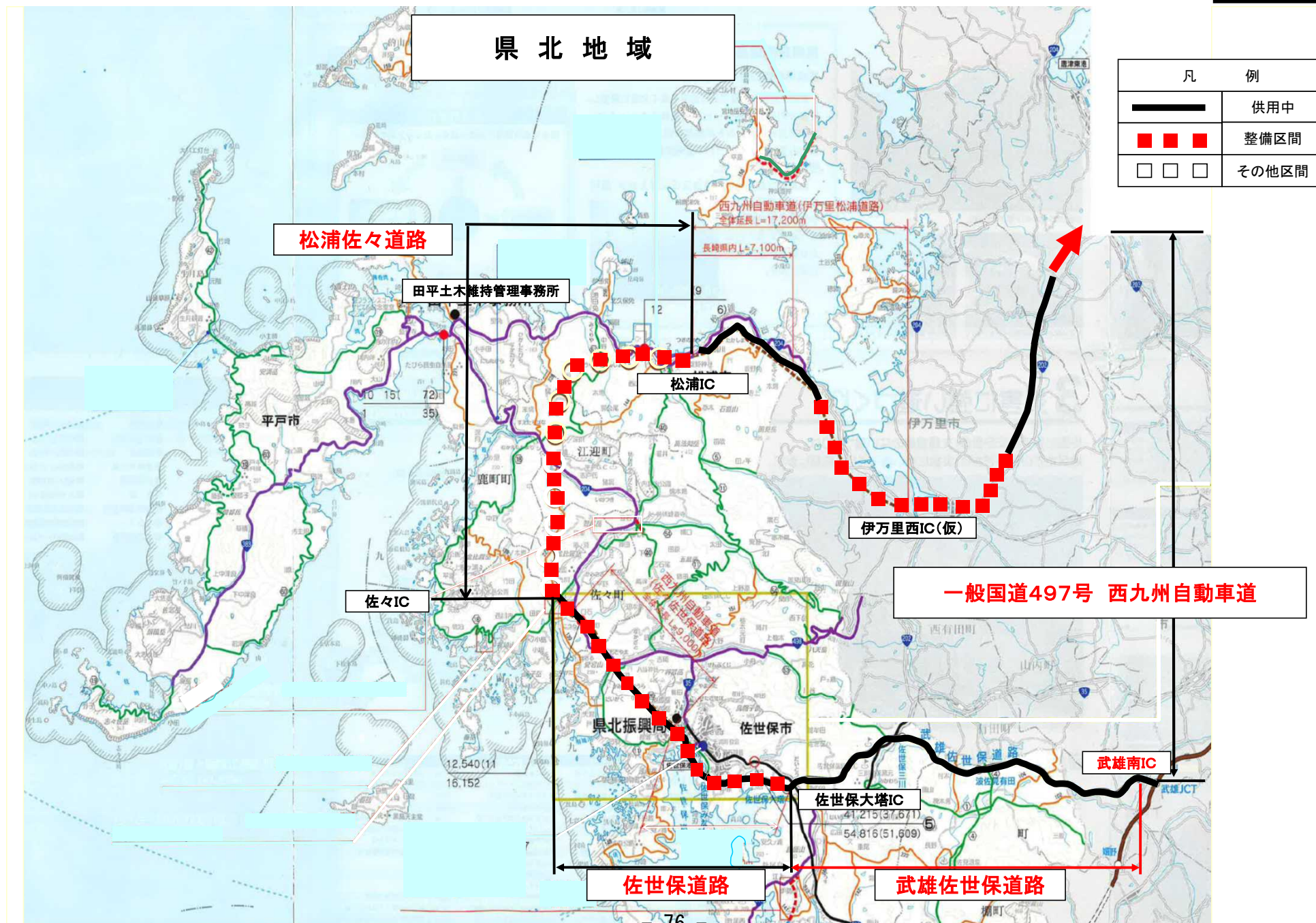
○道路関係経費の状況

(千円)

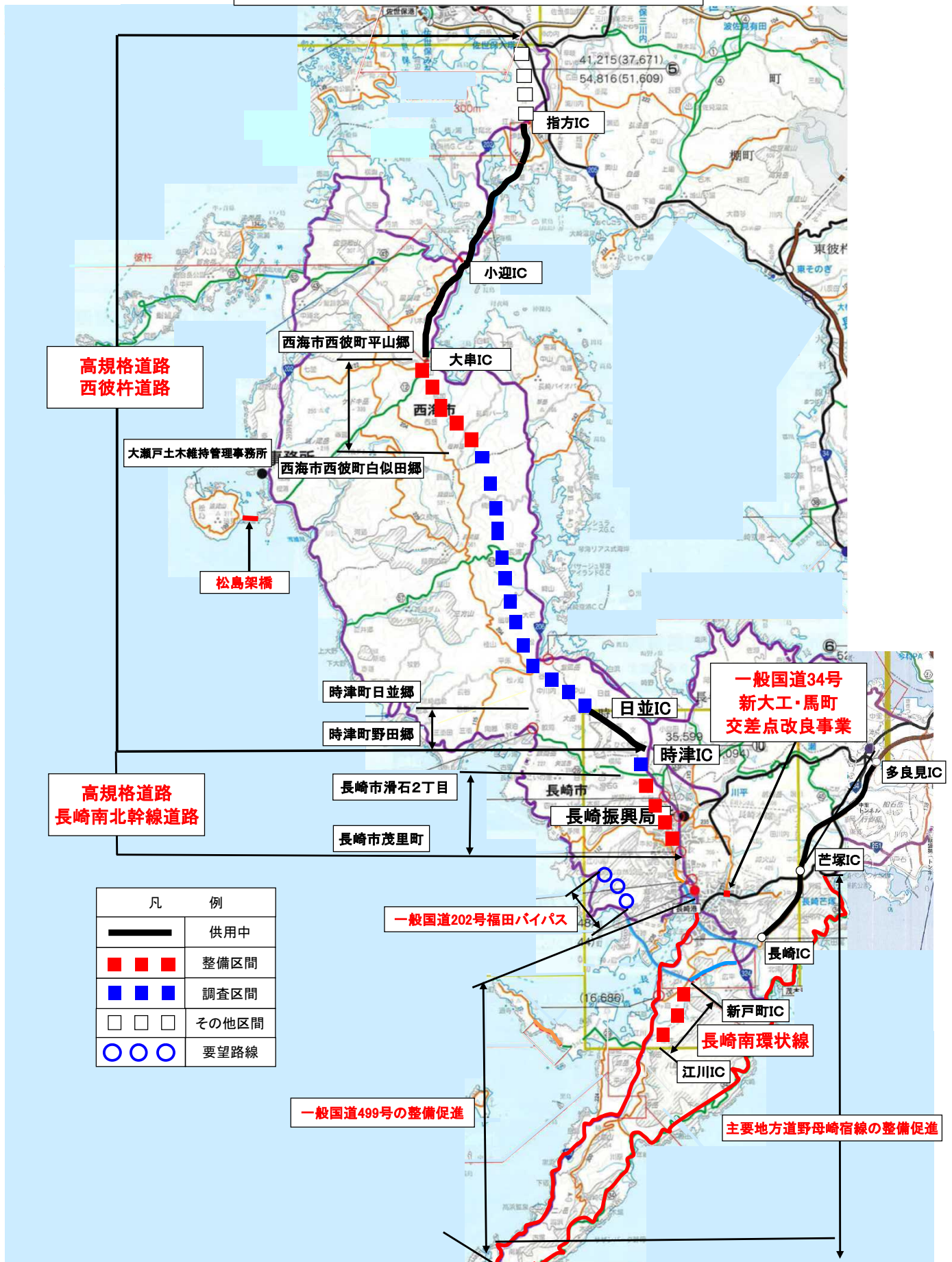
市名	経 費		差	
	令和2年度 (A)	令和3年度 (B)	(B)-(A)	(B)/(A)
長崎市	17,999,441	16,568,665	△ 1,430,776	92.1%
佐世保市	5,653,121	5,883,769	230,648	104.1%
島原市	1,038,679	1,206,090	167,411	116.1%
諫早市	3,368,485	3,427,674	59,189	101.8%
大村市	2,254,204	1,929,784	△ 324,420	85.6%
平戸市	2,260,698	2,296,598	35,900	101.6%
松浦市	1,383,310	1,302,812	△ 80,498	94.2%
対馬市	2,715,505	2,541,972	△ 173,533	93.6%
壱岐市	1,922,585	1,888,005	△ 34,580	98.2%
五島市	1,728,999	1,760,899	31,900	101.8%
西海市	1,168,617	891,045	△ 277,572	76.2%
雲仙市	1,405,299	1,573,619	168,320	112.0%
南島原市	3,205,008	4,266,771	1,061,763	133.1%
合 計	46,103,951	45,537,703	△ 566,248	98.8%

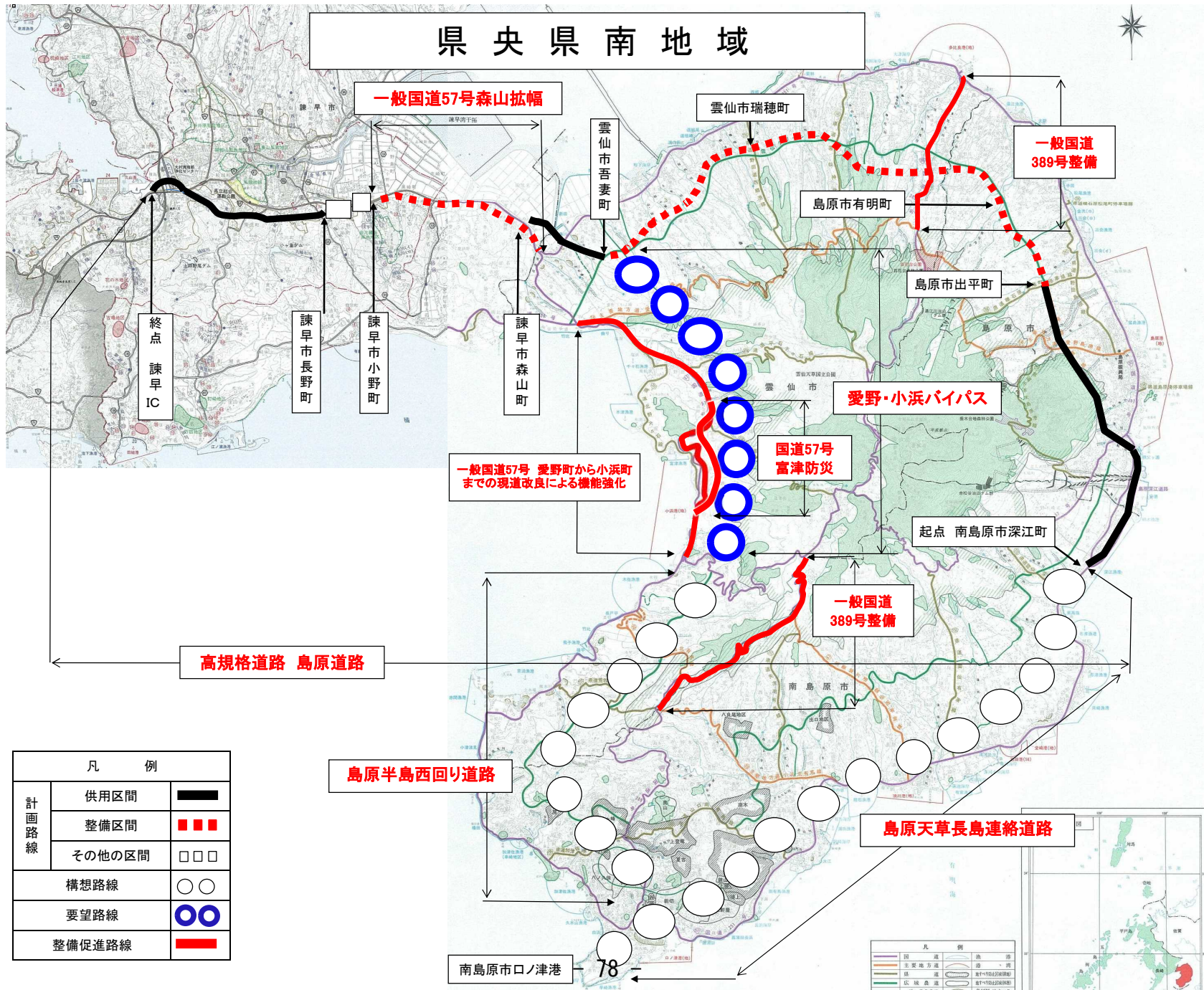
※令和2・3年度地方財政状況調査(表70)より

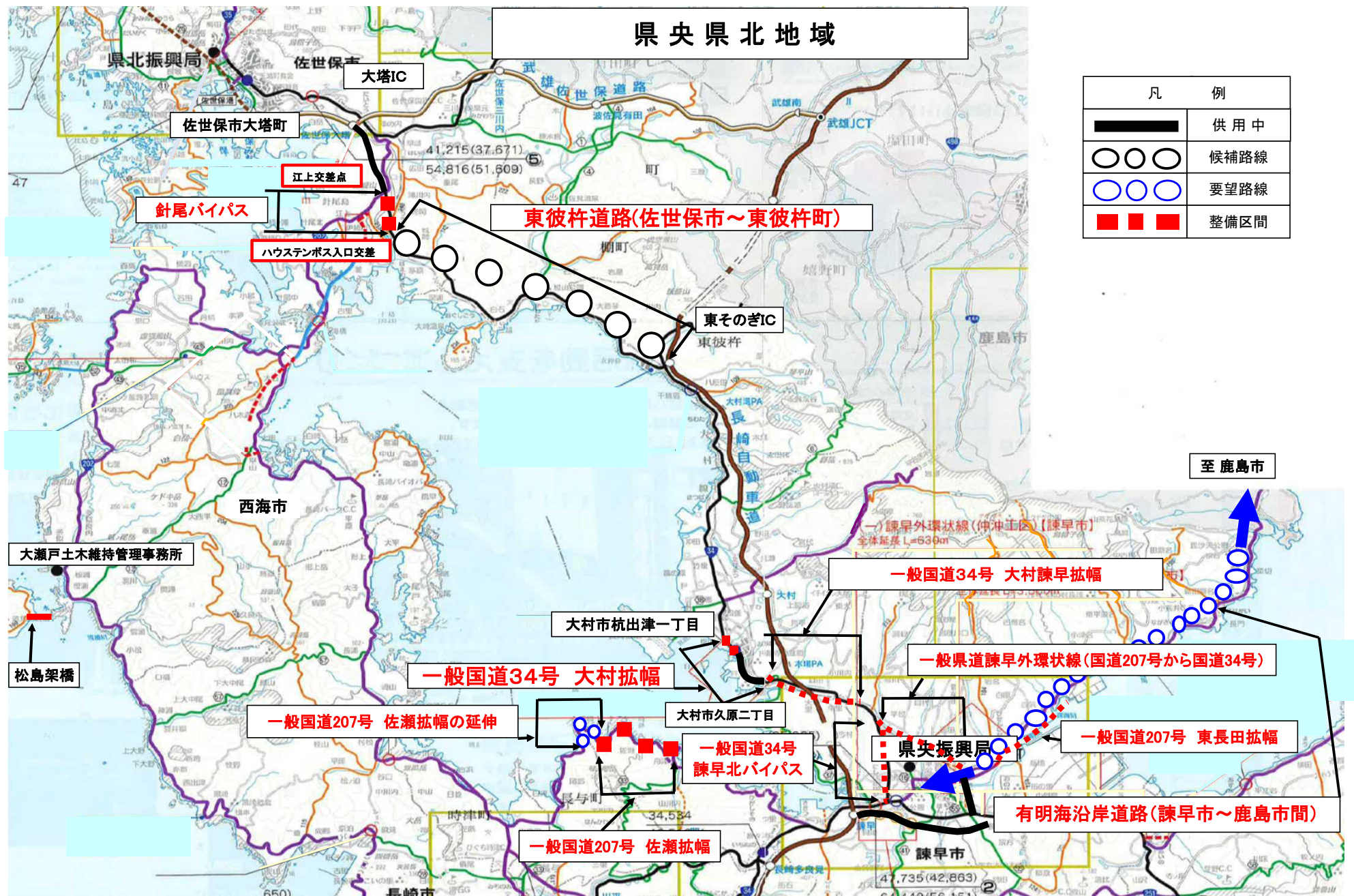
e-Stat調べ



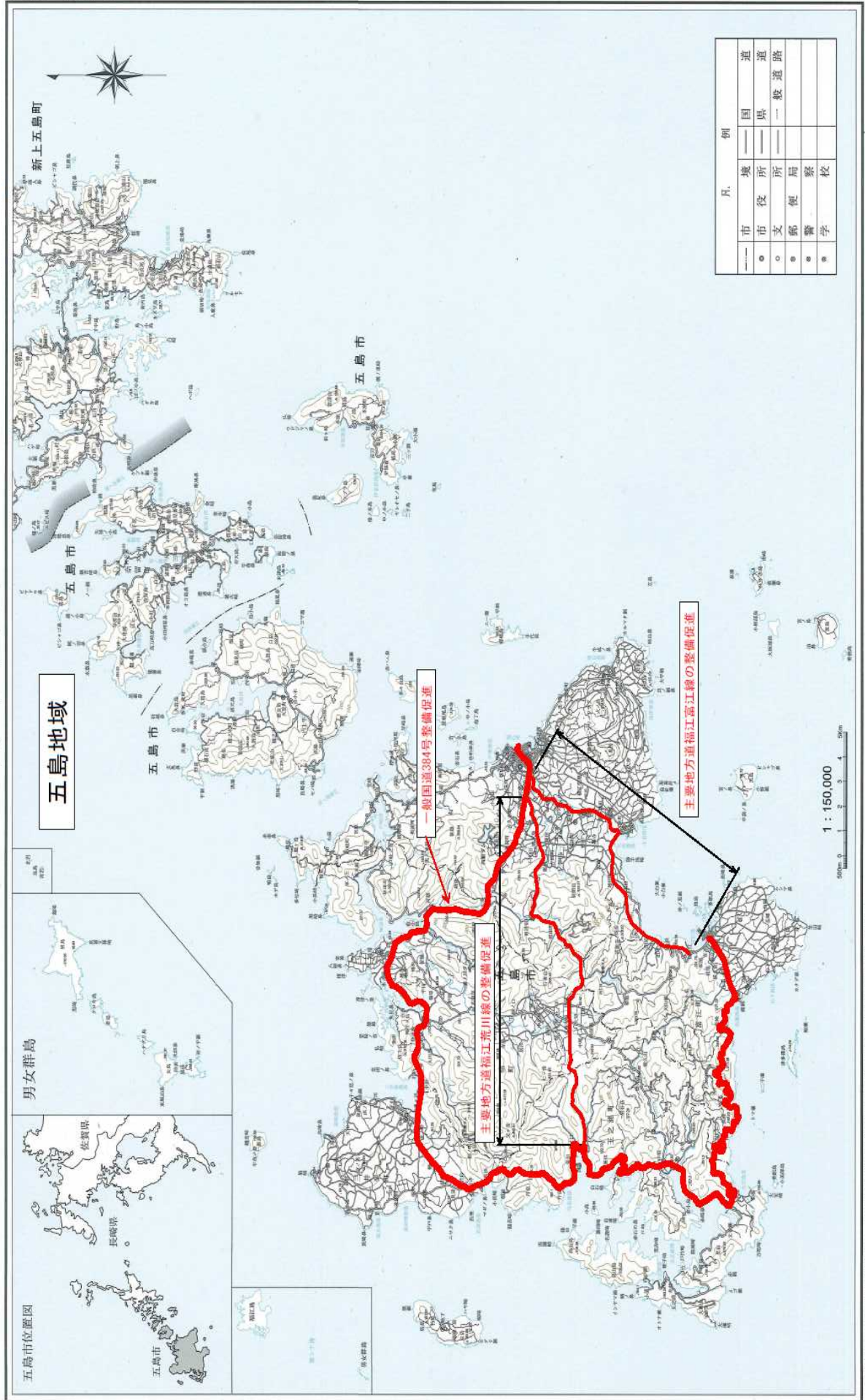
長崎、西彼杵、佐世保地域







五島市全図



〔この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を基に作成したものである。〕（承認番号 平の六第 第30号）



第 9 号議案

農林水産業の振興に関する提言

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 農業の振興対策について〔継続 5 回〕

(1) 経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、地域農業を支える中心的政策である。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るため、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

国においては、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図ること。

(2) 農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

(3) 有害鳥獣被害対策の予算確保及び早期の予算執行について

長崎県内における有害鳥獣による農作物被害金額は、ピークであった平成 16 年度と比較すると令和 3 年度で約 26% に減少したものの、イノシシによる被害は全被害額の約 6 割となる約 1 億 4 千万円と依然として深刻な状況にあり、また近年においては鳥害においても増加傾向にある。さらには、イノシシによる住宅地や通学路への出没や石垣の掘り起こし、家庭菜園を荒らす等の市街地周辺の生活環境被害も拡大している。

そのような中、各市は防護柵整備の拡充や新たに鳥害対策資材の補助、猟友会との連携による捕獲活動の強化等に取り組んできており、有害鳥獣被害対策支援の大きな柱となっている「鳥獣被害防止総合対策事業」は、継続的な取組みが不可欠であることから、十分な予算の確保と制度の充実を図ること。

(資料 9-1 参照)

(4) 農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後 10 年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

(5) 環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

2. 水産業の振興対策について〔継続 5 回〕

(1) 養殖魚の国内外での消費拡大と養殖共済の加入促進について

新型コロナウイルス感染症の影響による水産物消費の減少や国内需要の低迷などにより、新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行に伴い、消費活動の活発化、国内経済の回復により、水産物の国内需要の回復が期待されるが、昨今の燃油・配合飼料の価格高騰により、養殖業者にとって厳しい状況が続いている。

一方、世界の人口増加に伴い、海外における国産水産物へのニーズは高まっている。

こうした状況を踏まえ、養殖魚の国内外での消費拡大に向け、ブランド化や産地 P R など、販売活動への支援を行うこと。併せてそれを支える養殖業者の経営安定を図るため、安心して経営を継続できるように、養殖共済の国の掛金補助の補助限度率を引き上げ、養殖共済への加入を促進すること。

(説明)

・養殖業者を取り巻く環境に関し、昨今の状況変化を反映させるもの(松浦市)

(2) 放置船等に関する対策について

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念される中、各市において監視や指導に永年取り組んできたが、多大な行政コストが課題となっており、現行制度では放置船削減の実行性が不十分である。

このため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化

登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認

船舶購入時における登録制度の強化(係船許可証明、所有後の船舶売買の報告義務等)

(資料 9-2 参照)

(3) 漁業就業者対策の充実について

経営体育成総合支援事業の長期研修期間終了後は、漁船取得など過大な出費があり、自らの漁業収入では生計が成り立たず、漁業を断念する就業者も少なくない状況である。農業においては営農開始後の支援制度があることから、漁業においても新規漁業就業者に対して経営確立を支援する制度を創設すること。

3. 物価高騰対策の強化について〔継続 2 回〕

現在、特例として措置されている農林漁業用 A 重油に係る石油石炭税の免税・還付措置及び農林漁業用軽油引取税の免税措置については、農林漁業者の税負担軽減による経営の安定化を図るため、恒久的な制度とすること。併せて、漁業経営セーフティネット構築事業及び施設園芸セーフティネット構築事業の補てん金に係る国と生産者の負担割合については、一律 3 : 1 に見直したうえで、事業を継続すること。

また、世界的な情勢の変化により飼料や肥料などの生産資材が高騰し、生産コストが上昇しているものの、農水産物の市場価格に十分反映されず、価格決定権を有しない農漁業者の経営を圧迫している状況にあることから、農業の肥料価格高騰対策については、施設園芸セーフティネット構築事業や配合飼料価格安定制度と同様の制度の構築を図り、加えて、現行の農業・水産業の飼料高騰対策制度における生産者負担の軽減などの積極的な支援を行うこと。

令和3年度野生鳥獣による農作物の被害状況

【県内の被害状況】

鳥獣種類別	被害面積 (ha)			被害量 (t)			被害金額 (千円)		
	R2	R3	(前年度比)	R2	R3	(前年度比)	R2	R3	(前年度比)
イノシシ	163	108	66%	1198	883	74%	190,834	141,437	74%
カラス	7	7	94%	82	77	95%	16,578	16,985	102%
ヒヨドリ	3	1	19%	46	7	15%	8,198	1,331	16%
シカ	6	4	59%	42	79	190%	6,841	3,933	57%
アナグマ	2	1	50%	27	17	63%	10,697	4,177	39%
タヌキ	0	0	18%	4	1	28%	1,121	263	23%
アライグマ	1	1	78%	14	9	67%	5,260	2,105	40%
スズメ	0	0	81%	1	1	87%	226	197	87%
カモ	47	44	95%	391	329	84%	55,077	36,512	66%
クリハラリス	0	-	-	0	-	-	142	-	-
ハト	0	-	-	0	-	-	62	-	-
キジ	0	-	-	0	-	-	2	-	-
その他の鳥獣類	0	0	121%	3	6	184%	370	4,065	1099%
合 計	230	166	72%	1807	1409	78%	295,408	211,005	71%

※ データの標記について、表示単位未満で四捨五入しています。

「0」は四捨五入して1に達しないものを示しています。

「-」は皆無または数値が得られないものを示しています。

主要鳥獣の年別農作物被害状況

(被害金額、単位：千円)

年 度	イノシシ	シカ	カラス	その他	合 計
H9	149,000	155,870	225,590	123,470	653,930
H10	136,640	150,230	207,230	256,350	750,450
H11	158,330	143,510	189,110	63,910	554,860
H12	203,070	169,070	186,790	77,680	636,610
H13	225,120	104,460	228,750	73,100	631,430
H14	257,500	103,730	258,790	89,640	709,660
H15	250,030	75,980	272,890	54,720	653,620
H16	457,220	25,100	234,080	105,790	822,190
H17	307,590	22,790	162,200	44,790	537,370
H18	380,358	27,330	132,205	23,738	563,631
H19	209,897	15,513	69,293	19,230	313,933
H20	266,213	4,491	93,380	35,685	399,769
H21	191,603	12,514	49,449	36,978	290,544
H22	405,539	11,724	47,537	61,448	526,248
H23	398,271	8,829	60,898	31,174	499,172
H24	327,644	12,851	26,377	33,618	400,490
H25	239,298	4,695	21,938	21,309	287,240
H26	193,029	17,591	19,110	31,807	261,537
H27	191,418	6,632	9,002	22,652	229,704
H28	230,477	6,523	10,883	53,057	300,940
H29	143,662	9,906	15,420	47,384	216,372
H30	141,744	7,837	8,430	50,403	208,414
R1	81,573	4,855	14,689	40,721	141,838
R2	190,834	6,841	16,578	81,155	295,408
R3	141,437	3,933	16,985	48,650	211,005
備 考	県内全域で被害が発生。	五島市、対馬市、長崎市、佐世保市、新上五島町で被害が発生	県内全域で被害が発生。		

放置船等に関する対策について関連資料

県内の放置船等の状況（漁港区域内）（R5.1現在調査）

長崎市	144隻
佐世保市	142隻
諫早市	0隻
大村市	7隻
対馬市	31隻
壱岐市	25隻
平戸市	106隻
松浦市	30隻
五島市	291隻
西海市	36隻
島原市	0隻
南島原市	40隻
雲仙市	55隻
合 計	907隻



第 10 号議案

地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

1. 地域経済牽引事業への支援措置について〔継続 6 回〕

地方税を減免した自治体への普通交付税の減収補てん措置に関し、補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加すること。

（資料 10-1 参照）

2. 国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について〔継続 4 回〕

雲仙砂防管理センターによる砂防施設の直轄管理を機動的に実施するための機能や体制の充実を図り、「防災・減災」機能を継続すること。

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
(通称：地域未来投資促進法)」(平成29年7月31日施行)

<主な支援措置>

①税制による支援措置

○地方税の減免に伴う補てん措置

・固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん

(対象資産：土地、建物、構築物)

○課税の特例

- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置
⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除
(上乗せ要件を満たす場合50%特別償却、5%税額控除)
- ⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除

②予算による支援措置

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業

- ・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援

○地方創生推進交付金の活用

- ・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援

③金融による支援

○資金供給の円滑化

- ・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期(20年、7年以内)かつ固定金利での融資
- ・地域経済活性化支援機構、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設
- ・信用保証協会による債務保証

④情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供

- ・地域経済分析システム(RESAS)等を活用

⑤規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

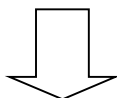
- ・工場立地法の環境施設面積率、緑地面積率の緩和
- ・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

◆固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん措置の対象資産

対象資産：土地、建物、構築物



機械及び装置が補てん対象となっていない

第 1 1 号議案

学校教育の充実に関する提言

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について〔継続 3 回〕〔第 1 号議案 都

市財政の拡充強化に関する提言から本提言に移動〕

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図ること。

- (1) 校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、長寿命化改良事業については、補助対象となっているものの、防災機能強化事業については、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋上防水改修についても補助対象とすること。

また、学校施設を支える法面については、学校建設当初から手を加えていない箇所がほとんどであり、近年の大雨災害の激甚化を鑑みると、崩落などにより施設そのものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるため、法面の整備についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。

- (2) 学校施設の新增改築について、補助単価の嵩上げ措置がなされたものの、労務単価や資材単価の上昇傾向は続いており、いまだ実工事費との乖離が大きいいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

- (3) 特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターなどの障害児等対策については、入学予定の子どもたちの状況を事前に把握し、設置に合わせて国庫補助の申請を行っている。しかし、入学予定の子どもが事故等により急に肢体不自由になったり、また、市外からの転校などにより、急きょエレベーターを設置する必要性が生じた場合、国庫補助の内示後に事業に着手すると、迅速な対応ができなくなるため、緊急的な事業の実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うこと。

また、エレベーターの増設工事について、実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

(説明)

- ・学校教育の充実に関する提言を新たに設けるに伴い、既存提言のうち、これに該当するものを抽出し当該議案へ再編を行おうとするもの（事務局）

2. 小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について〔継続 6 回〕〔第

1 2 号議案 デジタル化の推進に関する提言から本提言に移動〕

多くの地方自治体においては、国が掲げる「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒 1 人 1 台の端末整備と高速大容量の通信ネットワークの整備等を進めたところであるが、整備に係る国の財政支援については、初期の整備費用に限ることなく、今後想定される端末の更新費用等についても十分な財政支援を講じること。

また、1 人 1 台端末に係る LTE 回線使用料についても財政支援の対象とするよう改めること。さらに、情報格差是正のため早急に大容量インターネットサービスが利用できるよう施策を講じること。

(説明)

- ・学校教育の充実に関する提言を新たに設けるに伴い、既存提言のうち、これに該当するものを抽出し当該議案へ再編を行おうとするもの（事務局）

3. 学校給食費の無償化について〔新規〕（長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、平戸市、対馬市、西海市、南島原市）

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、担っている。

少子化対策、子ども・子育て支援の観点からも、学校給食費の無償化は社会全体で安心して子育てできる環境を確保し、保護者の負担軽減となることから、~~全ての子どもたちに対して国の責任において実施すべきであると考えことから、保護者が負担する学校給食費を無償とし、~~国の責任と財源による学校給食費の完全無償化実現に向け、~~国の負担とすること~~必要な措置を講じること。（長崎市）

(説明)・提言する（長崎市・佐世保市・島原市・諫早市・平戸市・対馬市・西海市・南島原市）

学校給食費は、学校給食法に基づく保護者負担として各自治体において額を定め、食材費等に充てられているが、その額は自治体により差異がある。

また、一部の自治体においては、保護者の負担軽減の観点から学校給食費を公費負担に切り替えるところも出現しており、負担のあり方そのものにも差異が生じる事態となっている。

このような状況の中、学校給食法第 2 条に規定する「適切な栄養の摂取による健康の保持増進」や「我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解」などの目的を達成することは、我が国の子どもたちの健やかな発達を保障することであり、すなわち国の責務であると考えことから、学校給食費を国の負担とすることを要望するもの。（長崎市）

- ・副市長会議での協議結果を受け、学校給食の重要性、充実強化と併せて、少子化対策としても有効である旨の文言を追加するもの。（事務局）

第 1 2 号議案

デジタル化の推進に関する提言

デジタル化の推進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1．自治体情報システムの標準化・共通化について〔継続 3 回〕

（１）移行時期について

自治体情報システムの標準化・共通化にあたっては、全国の自治体が同時期にシステム移行を進めることから、標準準拠システムを提供する事業者の作業が同時期に重なることが想定される。

標準準拠システムの安全で確実な移行へ向け、自治体の作業負担や人材確保面も含めた対応能力を考慮し、令和 7 年度末までとした目標時期については、柔軟な対応を検討すること。

また、標準準拠システムへの対応や開発状況など、事業者の取組状況については、国において一元的に情報収集を行い、最新の情報を自治体へ提供する仕組みを構築すること。

（２）整備費用に対する財政措置について

標準化に係る計画立案からシステム選定、移行に至るまでの整備費用については、標準化対象事務と密接に連携するシステムの移行に必要な費用も含め財政支援措置を講じること。

また、各自治体からガバメントクラウドに接続する際に使用するネットワークについては、整備に係る費用及び運用経費など必要経費を国が全額負担すること。

2．地域社会のデジタル化の推進について〔継続 3 回〕

地方財政対策において、「地域デジタル社会推進費」を令和 5 年度から令和 7 年度まで事業期間を延長し計上されているが、地域社会のデジタル化を進めるためには十分な事業期間及び財政措置とは言い難いものであることから、デジタル化推進の動きを止めないよう、事業期間の更なる延長と財政措置を行うこと。

3．社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について〔継続 3 回〕

（１）マイナンバーカード（個人番号カード）の申請・交付事務について

マイナンバーカードの交付については、現状の交付事務処理手順では、地方公共団体情報システム機構で作成されたカードに、交付前に市町村側で設定処理を加える必要があり、市町村に送付されてすぐに対象者に交付できるものではないことから、迅速かつ円滑なカード交付を行えるよう、市町村における事務処理負担の軽減を図り、事務処理手順の簡素化等の見直しを早急に行うこと。

市町村が共同利用するシステムにおいては、安定稼働が円滑な事務処理につながることから、全国的に窓口の混雑が予想される連休明けの午前中であっても交付前設定等の操作可能時間の制限及び障害や窓口業務の遅延が発生しにくいシステムを構築し、安定した運用を図ること。

また、マイナンバーカードの申請・交付に係る経費について、令和5年度もマイナンバーカード交付事務費補助金予算が計上されているが、市町村負担が生じることのないような財源措置を今後とも引き続き講じるとともに、普通交付税の算定項目のひとつである戸籍住民基本台帳費においても、市町村の実態に即した職員数を適切に反映させ、マイナンバーカードの普及促進に向けた取り組みを円滑に進めるための支援の充実を図ること。

(2) マイナンバー制度に係るシステム整備費補助について

地方自治体では、住民基本台帳システムを始めとするマイナンバー制度に係るシステムの改修を行ったが、全額国庫負担の対象とされていたにもかかわらず、国から示された所要事業費を大きく上回り、地方負担が発生した。

今後も、毎年度のデータ標準レイアウト変更や制度改正等によるシステム改修が予定され、新たな費用が生じる見込みであることから、地方自治体におけるシステム改修等の状況をさらに把握・分析した上で、必要な財政措置を講じること。

(3) 自治体情報セキュリティ対策に係るシステム運営費等の財政支援について

地方自治体では、マイナンバー制度への対応にあたり、国の求める情報セキュリティ対策の抜本的強化を行っているが、自治体の情報セキュリティ対策を安定かつ適切に維持するためには、継続的な更新及び運用管理コストが必要であることから、大きな地方負担となる。

国においては、地方自治体の実情を把握・分析した上で、財政措置も含めた必要な各種措置を講じること。

4. 小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について〔継続6回〕

第11号議案「学校教育の充実に関する提言」へ再編

第 13 号議案

地方自治体の円滑な行政運営に関する提言

地方自治体の円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知等の徹底について〔継続 2 回〕

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、義務付け・枠付けの見直しが行われ、地方自治体自らの判断と責任において行政を実施することができるよう、条例制定権の範囲が拡大された。

このうち「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、当該基準を定めた省令が公布されれば、条例の改正を必ず行う必要がある。

しかしながら、この「従うべき基準」を定めた省令の公布時期が事前に周知されない、公布した省令に誤りがある、また、その誤りを正す対応時期が示されない場合などがあり、特に地方において、議会中に急遽省令の改正がなされるなど、条例改正の追加議案を提出する事態となっている。

については、地方の議会の開会期間等を考慮し、省令改正について、改正内容や時期を、事前周知のうえ、条文に誤りがないよう十分精査し、早期の公布を徹底すること。

2. 自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供について〔継続 6 回〕

自衛隊から自衛官及び自衛官候補生の新規入隊募集事務で利用する目的で、自衛隊法及び同法施行令を根拠として、住民基本台帳の一部の写しの提供依頼があっている。

しかしながら、住民基本台帳法第 11 条第 1 項には「閲覧させることを請求することができる」としか記載されておらず、全市町が疑義なく当該写しの提供が可能となるよう、国において住民基本台帳法等の必要な法律改正を行うことを要望する。

県への提言

（重点項目）

* * *

〔重点〕

1. 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について

【提案・要望】

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

中学校の教頭は、学校の要として、事務処理や対外的な対応、人的管理、教育課程の管理等を担っている。また、不登校児童生徒や問題行動関連の生徒指導、保護者への対応に時間を要し、勤務時間が増加するなど働き方改革に逆行している状況である。さらに、高等学校の教頭と異なり、授業準備や成績処理などの教科指導を行わなければならない、教頭の業務負担軽減が喫緊の課題となっている。

については、中学校教頭を教科別現員数の定数外として配置すること。

【現状・問題点】

教頭は、日頃、学校の要として校内の連絡調整や教員への指導助言等の人的管理、校舎の開錠や施錠を含め学校施設の管理を行っている。

また、「開かれた学校づくり」のもと、地域やPTA、外部機関の対応など対外的な役割も担っている。

そのような中、年々増加傾向にある不登校児童生徒や家庭でのトラブルを含む問題行動関連の生徒指導、特に保護者への対応等に時間を要しており、その結果、勤務時間外に事務処理や授業準備、成績処理等を行っている現状がある。

このように教頭の業務が、多忙化・多様化していることから、中学校教頭の教科別現員数の定数外配置が必要である。

（選定理由）

・中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置については、本年5月末開催の県市町教育委員会合同研修会（教育長部会）において大きく取り上げられた。特に通常の授業に加え、生徒指導や保護者対応など教頭の業務負担が増加していることから重点項目として選定する。（大村市）

* * *

県への提言

* * *

第 1 号議案

都市財政の拡充強化に関する提言

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう、引き続き国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 都市財政の充実強化について〔継続 6 回〕

(1) 地方税財源の充実強化について

都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを持続的に行うとともに、人口減少を踏まえた地方創生に積極的に取り組むため、地方が担う事務と責任に見合う一般財源を充実確保する観点から、偏在性の少ない地方税体系を構築すること。

地方法人課税の偏在是正については、地方法人税の引き上げ及び法人住民税法人税割の税率引き下げによる効果の十分な検証を行うとともに、地方法人課税の偏在是正措置による財源を効果的に活用すること。

また、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成 27 年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、速やかに改め、国において補填すること。

ゴルフ場利用税については、その税収の 7 割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、引き続きその現行制度を堅持すること。

(資料 1-1 参照)

固定資産税については、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図るとともに、新たな特例措置を設けないこと。

また、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置については令和 4 年度末の期限到来をもって終了されることとなった一方で、生産性の向上や賃上げに取り組む中小企業の償却資産についての特例措置が新たに創設されるが、そもそ

もこうした政策的措置は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではないことから、現下の経済情勢を踏まえた対応であることに鑑み、2年間の期限の到来をもって確実に終了すること。

(2) 一般財源の総額確保等について

国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

また、地方交付税総額の算出基礎となる令和5年度の地方財政計画について、地域のデジタル化及び脱炭素化の推進、自治体の施設の光熱費高騰への対応が確保されている。

新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰対策はもとより、デジタル化や脱炭素社会の実現に向けた取組、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済の活性化・雇用対策、地域社会の維持・再生、人への投資、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実すること。

地方財政における巨額の財源不足及び借入金残高に対しては、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。

地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとする。

また、令和3年度の算定から令和2年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正を行われているところであるが、継続的かつ急激な人口減少に直面している実態を踏まえ、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。

(3) 国庫補助負担金の見直し等について

国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。

国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。

国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

(4) 県単独補助金等の見直しについて

長崎県は、中期財政見通しを踏まえたさらなる収支改善対策の中で県単独補助金等の見直しを進めている。

一方、県内市町においては、厳しい財政状況の中、人口減少対策をはじめとした地方創生の取り組みを進めているところであり、長崎県の財政健全化を目的として、一方的に補助金が削減されれば、住民生活に大きく影響し、その負担が市町に転嫁されることにもなりかねない。

このようなことから、地域経済や住民生活に影響のある補助金の削減などを行わないこと。

2. 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について〔継続1回〕

浄化槽設置整備事業が生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するという大きな目的を担っていることに鑑み、住民の要望に応えていくために、補助制度の維持・拡充を国に強く働きかけること。

また、浄化槽維持管理費に対する財政措置の制度を創設するよう国に働きかけるとともに、県補助金に対する補正係数の減額措置について復元を行うこと。

(資料1-2 参照)

3. 公共下水道への財政措置の拡大について〔継続5回〕

(1) 公共下水道事業への財源確保について

下水道事業を計画的、継続的に遂行するためには、多額の財源が必要であることから、財政的な支援を図るよう要望する。特に、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、浸水対策、老朽化対策等を重点的に支援するとしている防災・安全交付金予算を十分かつ安定的に確保するよう、国に働きかけること。

(2) 下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金は未普及対策を重点的に支援するとされており、その効果促進事業では、各戸排水設備の設置等についても加入促進事業への充当が可能とされているが、下水道整備が完了している自治体においても交付金の活用ができるよう新たな交付金の創設等、接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じるよう、国に働きかけること。

(資料1-3 参照)

(3) 下水道事業に係る現行の国庫補助制度の堅持について

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、下水道事業に係る現行の国庫補助制度について、水道事業の補助制度等を参考に見直しの議論がなされ、平成29年12月22日、国土交通省から下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等の重点化の方針が示された。

下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を受けもつ、極めて公共性の高い社会資本であることから下水道法においても明確に施設の設置そして改築に対して、国が地方公共団体に補助できるとされており、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されている。

また、平成5年度には下水道事業を含む公共事業に係る補助率等が閣議了解で恒久化されており、下水道事業を実施する地方公共団体は、恒久化された補助率の下での国庫補助制度を前提とし、下水道の管理運営を行っている。

こうした下水道の特性を鑑み、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、現行の国庫補助制度を堅持すること。

4. 廃棄物処理対策の強化について〔更新〕(長崎市ほか全市)

(1) 廃棄物処理施設等について

旧焼却施設は、老朽化が進むことにより倒壊や環境汚染の恐れが高まることから、早急な解体撤去が必要である。施設の解体撤去工事は多額の費用を要するが、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象とはならないことから、厳しい財政状況の中、市単独事業として実施が困難であるのが現状である。

今後、特に市町村合併により廃止した旧焼却施設の老朽化がさらに進むなど、環境汚染のリスクが高まることから、早急な解体撤去を行うことができるようにするため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とするよう国に働きかけること。また、県単独補助についても検討すること。併せて、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

多額の建設費用を要する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額どおり交付されなければ、厳しい財政状況の中、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難になる可能性がある。また、施設建設に対する地元住民との合意について、~~多大な時間と労力を要しているが、~~を得

た中で、財源予算額の不足により施設建設の遅れなどが生じることになれば、信頼を損なう恐れがあり、それがひいては市民生活に影響を及ぼす懸念がある。

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画的な実施が可能となるよう、予算確保を図り、循環型社会形成推進交付金制度の安定化を図るよう国へ働きかけること。

~~(2) 家電リサイクル法について~~

~~——特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品のリサイクル費用については、製品購入時に支払う前払い方式に改めること。その制度が確立されるまでの間、収集運搬費用については、離島地区の負担増等に対して恒久的な助成制度の構築を図るよう国に求めること。~~

~~——家電リサイクル法で定められた対象品目（現家電4品目）を拡大し、電子レンジ、マッサージチェア、オイルヒーター、冷媒ガスを使用した除湿器など市町村での再商品化等が困難な製品を対象品目とするなど制度の改善を図るよう国に求めること。~~

~~——家電の不法投棄については、国・事業者の責任により啓発を行うなど防止対策の徹底を図るとともに、地方自治体に財政負担が生じることのないよう、製造業者等の費用負担を含めた制度を構築するよう国に求めること。~~

~~(3) 小型家電リサイクル法について~~

~~——長崎県内の各市による小型家電リサイクル制度における認定事業者への引き渡しについて、地理的条件により逆有償となる割合が高く、財政負担が大きいことから、地域格差の無い継続的かつ安定的な再資源化の促進のため、国において新たな財政支援措置を講じるよう国に求めること。~~

~~(4) 廃スプリングマットレスのリサイクル・適正処理について~~

~~廃スプリングマットレスについては、販売される際に、リサイクル等の処理経費を製品価格に上乗せするなどにより、メーカー・販売店等の責任で回収する仕組みの構築を国に求めること。~~

~~また、回収後の再使用や再生利用しやすい製品構造の設計等によるリサイクルや適正処理の仕組みを整備するよう国に求めること。~~

~~(説明)~~

~~提言する（長崎市ほか全市）~~

~~・廃棄物処理施設の建設等について、昨今の経済状況等から、事業に要する費用の高騰に加え、全国的に多くの廃棄物処理施設が老朽化等により更新需要が高まっているなかで、環境省からも予算不足の事態が示唆される状況にある。このようなことから、財源確保に向けたより一層の働きかけが必要であることから、引き続き要望を行うもの（長崎市）~~

5. 海岸漂着物対策の財政支援措置について〔継続5回〕

(1) 財政支援の継続について

海岸漂着物処理推進法第29条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、海岸漂着物処理については、補助率10分の10の全額国費により賄われていたが、平成27年度から実施されている「海岸漂着物等地域対策推進事業」では、漂流ごみ・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が引き下げられた。

よって、「海岸漂着物等地域対策推進事業」についても、従前の補助率10分の10に戻し、全額国費による対応とするよう、国に働きかけること

(資料1-4 参照)

(2) 支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じることを国に働きかけること。

6. 治水事業に対する財政措置等について〔更新〕(諫早市ほか全市)

(1) 河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く、近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。ついては、治水事業の一環として県管理河川の定期的な除草や浚渫を要請する。

(2) 治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、国においては、令和6年度までの時限措置として、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川等に係る浚渫について、特例債を活用できる地方財政措置を創設した。

しかしながら、自治体が管理している準用河川や普通河川の箇所は多く、継続的に実施する必要がある。よって、県においては、河川浚渫事業に対する財政措置を講じるとともに、防災の観点からの治水事業全般に係る財政措置の拡充について国へ働きかけるよう要請する。(諫早市)

(資料1-5 参照)

(説明)

提言する(諫早市ほか全市)

- ・令和2年に創設された「緊急浚渫推進事業債」は令和6年度までの期限付き事業であり令和7年度以降は一般財源のみで継続して行かなければならず、対応が非常に困難になることから、引き続き要望するもの。(諫早市)

7. 地方バス路線維持対策について〔継続2回〕

(1) 補助要件の緩和について

平成23年度からの国の改正補助制度では、大幅な補助要件の緩和がなされていることから、現在の県単独補助制度についても、県内の乗り合いバスの状況を踏まえつつ、キロ程10km以上、収益率20分の11の廃止等の補助要件の緩和に加え、年々厳しくなっている輸送量についての緩和も行うなど、必要に応じて制度の見直しを図り、より実効性のある制度となるよう対応すること。

また、収益率や輸送量が補助要件を下回った場合においては、国庫補助金の交付に準じ激変緩和を考慮して、実績に応じた段階的な補助を行うこと。

(2) 生活交通路線の維持・確保について

生活交通路線の維持・確保について、市が維持すべきと判断した路線について地域の課題や運行の実態に即し、その運行費用について助成すること。

(3) 交通不便地区におけるコミュニティバス等の運行に対する県の補助制度の創設について

地域にとって生活を支える基盤となる路線バスやコミュニティバス等の維持を図るため、公共交通の維持確保に向け、支援の創設を行うこと。

(4) バス料金の低廉化について

バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、有人国境離島法の航路運賃の低廉化と同様にJR並み運賃となるように支援できる制度を構築するよう国に要望すること。

(5) 特定有人国境離島地域の赤字路線バスに対する補助の特例措置について

特定有人国境離島地域の赤字バス路線に対する補助について、地域公共交通確保維持改善事業における補助が受けられるよう特例措置の新設を国に要望すること。

(6) バス事業者の慢性的な運転手不足の解消について

人口減少や高齢化により、公共交通ネットワーク構築の必要性が高まっているが、公共交通の担い手となる運転手不足が深刻化している。公共交通ネットワークの維持、サービス低下を防ぐため、運転士の給与・労働条件の処遇改善や確保、育成につながる新たな支援制度を構築すること。

(資料 1-6 参照)

8. 自然災害等対策事業に対する財源確保について〔更新〕(対馬市ほか全市)

(1) 急傾斜地崩壊対策事業について

災害防止のため急傾斜地崩壊防止工事の実施、さらには、土砂災害防止法に基づく災害警戒区域等の指定と警戒避難体制づくりといったソフト面での対策も進めているが、危険箇所数が多いため、いまだ十分とはいえない状況にある。

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効果的に事業を進めることとされているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、急傾斜地崩壊対策事業の推進を図り、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るため、県においては、県下市町の逼迫した財政状況に配慮し、市町の地元負担率を低減すること。また併せて、市事業の進捗に影響ないよう、要望どおりの事業費を確保するとともに、こと。

また、緊急自然災害防止対策事業債において、市町村分についても対象事業として拡充され、期限付きであることから継続した財源確保について、新たな制度確立を国へ働きかけること。(対馬市)

(資料 1-7 参照)

(2) 海岸保全施設などの整備・復旧について

本県は、多くの海岸線を抱えるという地理的条件により、台風等の自然災害により海岸保全施設への被害が頻発している。特に離島部及び海岸沿いの低地に居住する住民は、高潮や波浪による浸水被害に、日々不安を覚えながら生活している状況にある。

については、「安心して暮らせるまち」の実現は、最も基本的かつ優先して実現されるべき課題であるので、県において計画的に整備を進められているが、事業の進捗を図るため、十分な事業費の確保と迅速な対策事業を実施すること。(対馬市)

(説明)

提言する (対馬市ほか全市)

- ・ (1) について、緊急自然災害防止対策事業債は市町村分の急傾斜地崩壊も対象となり、有利な財源が活用できるようになっているが、令和 7 年度までの期限付きであることから新たな制度としての確立を要請するもの。
- ・ (2) について、「安心して暮らせるまち」の実現に向けて、今後も計画的に事業の進捗を図るため、引き続き提言するもの。(対馬市)

9. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について〔更新〕(五島市、長崎市、

佐世保市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市)

(1) 補助制度の柔軟な対応等について

~~県においては、社会資本整備総合交付金を活用した離島地域等交流促進基盤強化事業の終りに伴い、これに代わる制度新設の検討を行うこと。~~

~~また、旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）に規定されている県計画に盛り込み、引き続き財源を確保すること。~~

~~さらに、対象地域に限らず他の離島航路についても、順次ＪＲ等本土交通機関を比較基準に見直しを進めるなど、財政支援拡充を図るとともに本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、対象拡大を図ること。~~

地域公共交通確保維持改善事業の離島航路・離島航路運営費等補助においては、事前算定方式による内定制度が採用されているが、事前算定時には計上されていなかった船舶の突発的な故障等、想定外の経費についても、補助の対象とするなど、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うよう国に働きかけること。

（２）旅客運賃低廉化の対象拡大について

旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）の対象地域に限らず全ての離島航路についてＪＲ等本土交通機関を比較基準に見直し、支援制度の拡充を図るよう国に働きかけること。

また、離島住民だけでなく、観光客など離島航路を利用するすべての者に運賃低廉化が適用されるよう制度の拡充を図ること。

（３）貨物輸送運賃の低廉化について

本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、輸送コスト支援事業の対象品目を増やすなど支援制度の拡大を国に働きかけること。

また、本土から離島へ生活物資などを輸送する際にも、貨物輸送運賃が低廉化されるよう新たな支援制度の創設を国に働きかけること。

（４）~~（２）~~離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットfoilは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットfoilは、船齢がいずれも３０年以上経過しており、更新時期を迎えているが、導入当時に比べ建造費が大幅に高騰しており、厳しい経営環境にある航路事業者の負担のみでジェットfoilの更新を行うことは困難な状況にある。

ジェットfoilの建造については、重要性をご理解いただき、建造が促進さ

れるよう、改正離島振興法に基づき、高速度で安定的に航行することができるものその他の船舶の新造及び更新にかかる支援制度の創設を含めた航路事業者の負担軽減対策を早急に講じること。

(5) ~~(3)~~ 有事における離島航路の維持について

本土と離島を結ぶ基幹航路は、島民の暮らしにおいての命綱であり、観光事業など島の経済活動にも必要不可欠なものであることから、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の基幹航路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。(五島市)

(資料 1-8 参照)

(説明)

提言する (五島市、長崎市、佐世保市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市)

- ・ (1) 補助対象期間中に船舶に突発的な故障等が生じ、認定欠損額が増加した場合は、県と市町で補助しており財政負担が増大している状況であるため要望するもの。
- ・ (2) 離島地域の活性化を図るため、全ての離島航路を対象に、離島住民のみならず訪問する全ての者に対象拡大を求めるため要望するもの。
- ・ (3) 離島産業の振興のため、支援制度の拡大を図ることを提案するもの。また、生活物資などを輸送する場合に、住民の負担が増えることから新たな制度を要望するもの。
- ・ (4) 離島振興法においても、配慮規定が明記されたことから、船齢が高いジェットフォイルの更新に係る補助制度を早急に創設していただきたいことから提案するもの。
- ・ (5) コロナ禍において、各航路事業者の業績が著しく低下し、運航に影響が出たことから、この経験を踏まえ安定した航路維持のため、恒常的な支援制度の創設を要望するもの。
(五島市)

10. 離島航空路線の維持について〔 継続 4 回 〕

交流人口の拡大を目指し、航空路線を有効活用するため、壱岐空港においては、大型機材の就航が可能となる滑走路の延長、対馬空港においては、平成 30 年 10 月まで就航していたジェット機の代替機が離着陸できる滑走路距離を確保するため整備を早急に実施すること。

併せて、滑走路端安全区域 (RESA) の性能を満足させるための対策を早急に実施すること。

また、本土と離島を結ぶ航空路は、島民にとっての命綱であり、市民生活はもちろんのこと、島の経済に多大な影響のある観光事業を始め、様々な経済活動に必要な不可欠なものであることから、今般の新型コロナウイルス感染症に限らず、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の航空路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

(資料 1-9 参照)

(説明)

- ・空港滑走路の延長については、彦根空港は滑走路が1,200mであるために更新機材の選定にも影響し、対馬空港は平成30年10月まで就航していたボーイング737(B3)が退役し、代替機となるジェット機の必要滑走路が2,000m以上であることから、両空港の滑走路の延長整備を早急に必要なものがある。滑走路端安全区域(RESA)の対応については、令和8年度末までには少なくとも工事に着手する必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、離島航空路については、国、県も対策を講じているところであるが、この経験を活かして有事の際にしっかりと補助できる制度を構築するよう引き続き提言するもの。(対馬市)

11. 半島航路の維持・確保について〔更新〕(島原市、平戸市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市)

県においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について、国への働きかけと併せて積極的な措置を講じるよう強く要請する。

(1) 価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

(2) 船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

(3) 貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

~~(4) 観光需要、交流人口の拡大等活性化に資する施策の拡充~~

~~航路のPRや広域的な観光周遊ルートの形成・旅行企画造成への支援など、施策の充実を図ること。~~

~~(4) アフターコロナの旅行消費の掘り起こしを行うための施策の拡充~~

~~コロナで観光消費が落ち込んでいる半島地域に対する、食のブランド化の推進や旅行支援の造成など、地域の魅力の掘り起こしや来訪を促す施策の拡充を図ること。~~ 第10号議案4に統合(事務局)

~~(5)~~ (4) 燃油価格高騰の影響を受けている船舶事業者に対する公的支援の実施

燃油価格や物価高騰により運航コストが増大している船舶事業者に対し、事業継続を図るため公的支援を実施すること。(島原市)

(資料1-10 参照)

(説明)

提言する(島原市、平戸市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市)

- ・半島航路については、燃油高騰による輸送コストの上昇や利用者の減少など、依然として厳しい状況が続いており、引き続き提言していくもの。
- ・(4)については、アフターコロナという時代背景に沿った内容に改めるため削除するもの。
- ・(5)については、燃油価格高騰前の平成28年度から令和2年度の平均単価と現在の価格を比較すると、船舶で利用する重油が4割、軽油が2割上昇しており、高止まりの状況。船舶事業者の事業継続、ひいては半島航路の維持・確保のためには公的支援が必須と考えるため、追加するもの。(島原市)

12. 国指定・選定の文化財の保存等に係る財政支援について〔継続5回〕

国指定・選定の文化財について、万全の保護を実行するため、保存修理・整備や防災事業に対する国の助成措置を受けた事業に対し、長崎県の「指定文化財補助金」の制度に沿って、市町等への補助金の交付を確実に行って頂きたい。

なお、県から令和3年10月に単年度総事業費が1億円以上で起債を伴う事業において、国庫補助残のうち交付税措置相当額を除いた額(いわゆる真水部分)に対し県費補助を行う通知が出されたが、これは県の当年度での現金支出が減額する一方で、市町の地方債借入額が増加しすることになることから、市町に負担を転嫁することになることから、従来の支給方法による交付を継続すること。

その場合においても、単年度事業費で2億円を超える部分を県費補助の対象外としている取扱いを改めること。

また、文化財の本質的価値を踏まえて活用し、地域の活性化や交流人口の拡大につなげるため、国の助成措置を受けた文化財の公開活用事業を支援することができるよう、長崎県の「指定文化財補助金」の制度を見直すこと。

さらに、国指定・選定の文化財保存・活用に係る国庫補助事業(ハード事業)の地方負担については、一般補助施設整備等事業債の対象とされ、元利償還金に対する交付税措置が平成30年度より拡充されているが、更なる一般財源の負担軽減のため、国に対し地方債充当率及び交付税措置の嵩上げを実現するよう働きかけること。

特に、平成27年に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」や平成30年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産は、長崎の宝であるばかりでなく世界の宝となっていることから、その保全に関しては、優先的に財源を確保するなどの財政支援措置を講じること。

(説明)

- ・適切な表現に修正するもの。(平戸市)

13. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について〔継続3回〕

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、老朽建築物の建替えにより大震火災等の災害の抑制につながり、都市の再生にあたり非常に効果の高い取り組みである。一方で、事業推進のためには財政負担も非常に大きく予算措置に苦慮しているため、安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上及び県全体の経済浮揚の観点から、必要な財源の確保を国に働きかけるとともに、県においては、事業の採択要件・補助の対象・補助金の算定方法等について、国の要綱に準じた取扱いを行い、地方自治体負担分については県・市同額とすること。

14. 空き家対策への支援について〔継続2回〕

各市町では国の空き家再生等推進事業及び空き家対策総合支援事業を活用し、老朽した危険な空き家の除却に要する経費の一部に国と市・町とで補助を行っているところであり、各市町において増え続ける空き家の除却等に一定の成果を得ております。

また、空き家の除却は、治安の低下や犯罪の誘発、防災機能の低下、雑草繁茂や衛生害虫の発生といった公衆衛生の低下、景観の悪化や地域イメージの低下などの、外部不経済の解消につながり、また、都市のスポンジ化が進む地域において、市場への流通促進にも反映されることが予想されるため、長崎県地域住宅計画における良好な住環境の形成等を推進する有効な住宅施策でもあります。

人口減少等により、今後も空き家の増加が予想される中、今まで以上に県からの支援と協力が不可欠なものになってくるため、空家等対策の推進に関する特別措置法第十五条に「国及び都道府県は、市町村が行う空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助等、必要な財政上の措置を講ずるものとする」と規定されていることから県補助制度を創設すること。

15. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について〔更新〕

平成28年4月の熊本地震を教訓とし、**昭和56年の新耐震基準導入前に建設され**、耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等については、早期に建替えを実施する必要がある。

しかしながら、新庁舎や総合支所等の整備は、財政負担が大きく、また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。

については、大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る恒久的な財政支援制度を新たに創設するよう国に働きかけること。**(大村市)**

(説明)

提言する(大村市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、雲仙市、南島原市)
・新庁舎や総合支所等の整備は財政負担が大きく、また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とすることから、恒久的な財政支援制度を新たに創設することを要望する。(大村市)

16. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について〔継続3回〕

第11号議案「学校教育の充実に係る提言」へ再編

1716. ふるさと納税に係る返礼品について〔継続2回〕

平成31年4月の地方税法改正に伴うふるさと納税制度に関する規制の中で、寄附額に占める経費率5割以下と定められた。この経費率には、返礼品の送料も含めることとされているが、関東からの寄附が半数を占める現状の中で、地方と関東近県とでは送料に大きな差がある。このことから、当該送料に関しては経費率の対象から除外するよう国に働きかけること。

18. 小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について〔継続6回〕

第11号議案「学校教育の充実に係る提言」へ再編

1817. 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について

〔継続5回〕

避難所開設においては、**ウイルス等の感染症発生全国的に新型コロナウイルス感染症が発生したこと**により、3密を避けるために分散避難が重要となり、より多くの避難所確保が求められている。

従来の公設避難所での受け入れには限界がきているため、地区所有の自治公民館など民間施設を活用できるように、避難所として安全性確保に向けた施設の改修費用に対する補助制度を創設すること。(松浦市)

(説明)

・新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが、いわゆる2類相当から5類感染症になされたが、避難所開設に際しては、今後も新型コロナウイルスだけでなく、様々な感染症への配慮が引き続き必要であるという趣旨で要望を継続するもの(松浦市)

20 18. 犯罪被害者等支援の充実に係る提言について〔継続5回〕

犯罪被害者等の支援については、犯罪被害者等基本法により国及び地方公共団体の責務が定められ、県内各市においては、犯罪被害者等支援条例の制定や犯罪被害者等に対する見舞金制度の取組みが進められているが、その取組みには自治体間で差異が生じている。

現在、長崎県においては、犯罪被害者等に対する直接的な経済的支援はないが、県内のどこにいても同じ支援が受けられるためには、県による支援が必要不可欠であることから、見舞金等の支給にかかる財政的支援及び支援体制の整備や従事する人材の育成など実効性を確保するための支援を行うこと。

21 19. ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について〔継続3回〕

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取組みが求められている中で、再生可能エネルギー導入拡大をはじめとする各分野の脱炭素社会の実現には、複数年にわたり「まちづくり」として一体的に実施する必要がある。

脱炭素社会の実現に向けた取組みを継続的かつ着実に推進できるよう、次の事項について国に強く働きかけること。

- (1) 既存の補助制度は、単年度ごとに補助対象が見直しとなり、複数年にわたる長期的な計画を立て機動的に取り組むことが困難となっている。また、脱炭素先行地域では複数年にわたる継続的、包括的な支援がなされる仕組みがあるが、ゼロカーボンシティ宣言を行った自治体が800930以上ある中では選定数が限られている。

このことから、省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギーの導入・拡大など、地域の特性や実情に応じた脱炭素地域づくりに取り組む自治体を多年度にわたり安定的に支援できるよう、総合的な財政支援の拡充を図ること。

- (2) 地方財政計画において、各自治体の実施する脱炭素化に係る財政需要を適切に見込み、全ての自治体が脱炭素化に向けた取組みを着実に行うことができるよう、必要な一般財源を確保すること。
- (3) 地域の脱炭素化の推進については、地域の現状、特性を踏まえた政策立案が必要であり、専門的知見を有する人材の確保・育成が課題となっている。令和4年度より地方創生人材支援制度においてグリーン専門人材の派遣が行われているが、これは主にマッチング支援であり自治体側の費用負担も大きいことから、国において地域の特性に応じたきめ細やかな対応を行う相談窓口の設置や、更なる人材育成支援の充実を図ること。(長崎市)

(説明)

・時点修正を行うもの。(長崎市、五島市)

県内各市のゴルフ場利用税交付金の現状

(単位:千円)

団体名	令和3年度	令和4年度
長 崎 市	49,308	52,377
佐 世 保 市	40,790	42,054
島 原 市	0	0
諫 早 市	43,204	39,486
大 村 市	21,177	21,186
平 戸 市	0	0
松 浦 市	0	0
対 馬 市	0	0
壱 岐 市	2,292	2,236
五 島 市	4,677	4,905
西 海 市	28,347	29,622
雲 仙 市	10,089	11,154
南 島 原 市	7,456	7,315
県内13市の合計	207,340	210,335

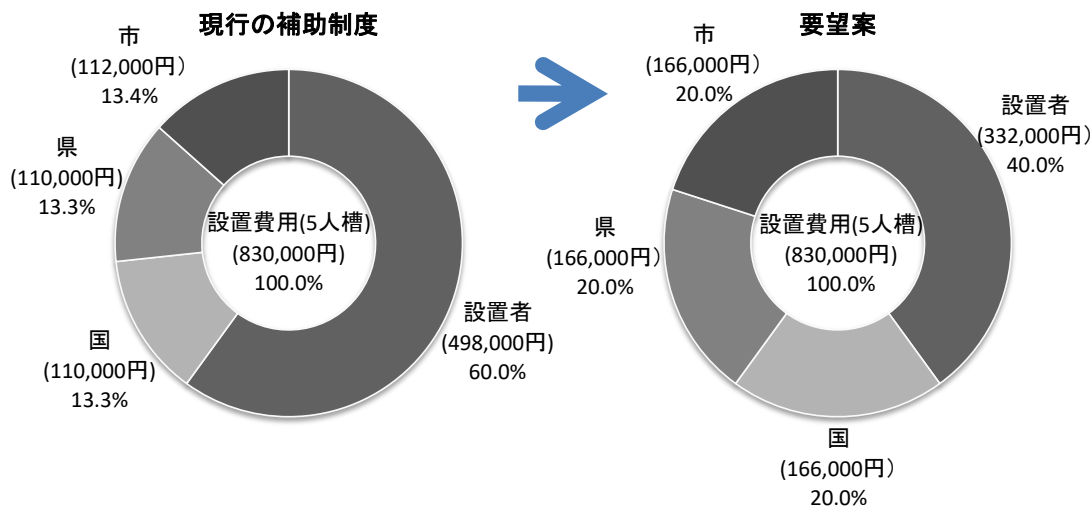
令和4年度 長崎県内(13市)における浄化槽基数等

市名	浄化槽基数(R5.3.31現在)									令和4年度実績	
	住宅用途(基数)			住宅用途以外(基数)			合計			国庫補助 基数	国庫補助 対象経費 (千円)
		合併	みなし		合併	みなし		合併	みなし		
長崎市	2,768	2,444	324	456	311	145	3,224	2,755	469	20	7,820
佐世保市	13,339	10,086	3,253	1,984	1,048	936	15,323	11,134	4,189	208	91,298
島原市	6,632	5,843	789	1,162	938	224	7,794	6,781	1,013	286	174,672
諫早市	7,623	7,153	470	1,036	704	332	8,659	7,857	802	116	46,617
大村市	1,229	1,196	33	258	208	50	1,487	1,404	83	10	4,188
平戸市	3,675	3,034	641	661	408	253	4,336	3,442	894	82	42,541
松浦市	1,559	1,410	149	352	219	133	1,911	1,629	282	37	3,817
対馬市	1,998	1,806	192	319	102	217	2,317	1,908	409	32	18,975
壱岐市	2,548	2,416	132	350	271	79	2,898	2,687	211	70	34,172
五島市	8,803	7,269	1,534	988	470	518	9,791	7,739	2,052	271	163,042
西海市	2,451	2,370	81	701	569	132	3,152	2,939	213	33	12,295
雲仙市	3,423	3,152	271	535	384	151	3,958	3,536	422	98	48,413
南島原市	5,514	4,801	713	60	43	17	5,574	4,844	730	135	68,351
合計	61,562	52,980	8,582	8,862	5,675	3,187	70,424	58,655	11,769	1,398	716,201

○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8～10人槽	1,370,000 円	822,000 円	182,000 円	182,000 円	184,000 円	548,000 円



要望案

補助基準額の引き上げ

補助基準額(40% → 60%)

補助率(補助基準額の1/3)

※ 補助基準額は、国+県+市

○【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費(佐世保市の場合)

(単位:円)

人槽	保守点検	清掃	法定検査		維持管理経費合計	
			1年目	2年目以降	()は下水道使用料との差	
					1年目	2年目以降
5人槽	15,000	20,000	10,000	5,000	45,000 (24,433)	40,000 (19,433)
7人槽	15,200	25,700	10,000	5,000	50,900 (30,333)	45,900 (25,333)
10人槽	15,400	37,100	10,000	5,000	62,500 (41,933)	57,500 (36,933)

※1世帯当たりの平均下水道使用料(R2年度)・・・年間約21,523円 水道局営業課業務係確認

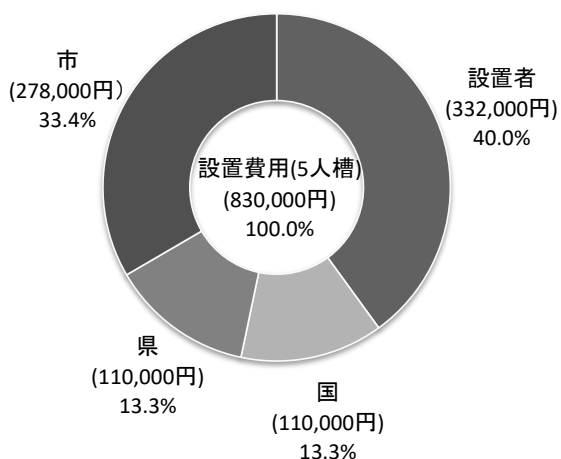
※維持管理費については、H22～R3年度の維持管理委託契約書からの平均値

※法定検査料改訂(平成28年4月1日) 5～10人槽(1年目 10,000円 2年目以降 5,000円)

【参考】佐世保市の補助制度(申請者居住住宅 改築の場合)

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8～10人槽	1,370,000 円	548,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度(改築の場合)



佐世保市浄化槽設置補助金額(国+県+市)

(単位:千円)

通常 人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	498	374	249	187
6～7人槽	621	466	311	233
8～50人槽	822	617	411	309

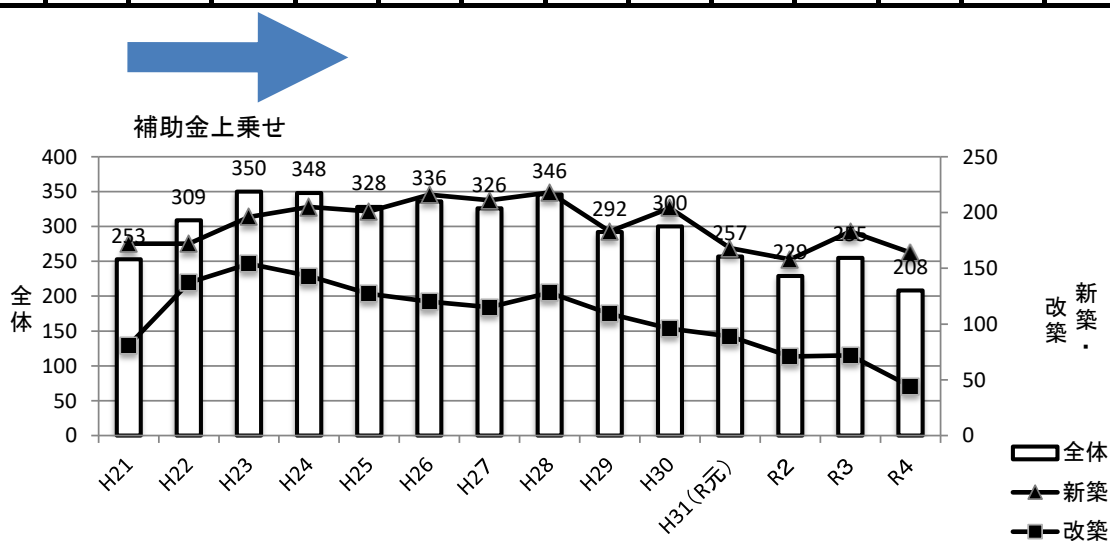
(単位:千円)

高度 人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	526	402	263	201
6～7人槽	669	514	335	257
8～50人槽	859	654	430	327

◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

(単位:基)

結果	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(R元)	R2年度	R3年度	R4年度
補助基数	253	309	350	348	328	336	326	346	292	300	257	229	255	208
うち改築	81	137	154	143	201	120	115	128	109	96	89	71	72	44
うち新築	172	172	196	205	127	216	211	218	183	204	168	158	183	164



公共下水道事業概要(R4.3.31現在)

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
(1) 行政区域内人口(人)(A)	403,628	240,871	43,283	134,949	97,704	29,509	21,537	28,483	25,171	35,093	26,146	41,911	43,120
(2) 下水道処理区域内人口(人)(D)	381,084	145,475	計画廃止	89,821	88,210	未着手	5,218	未着手	3,435	下水道計画廃止	3,285	13,916	5,679
(3) 水洗便所設置済人口(人)(E)	370,867	134,339		76,763	86,573		3,947		1,952		2,266	9,142	3,600
(4) 全体計画面積(ha)(H)	6,914	4,211		3,423	2,933		201		188		136	611	225
(5) 普及率													
ア 下水道普及率 $D/A \times 100(\%)$	94.4	60.4		66.6	90.3		24.2		13.6		12.6	33.2	13.2
イ 接続率 $E/D \times 100(\%)$	97.3	92.3		85.5	98.1		75.6		56.8		69.0	65.7	63.4
(6) 総事業費(千円)(J)	342,245,723	130,591,570		102,330,313	80,034,698		8,567,591		6,629,173		8,567,009	22,112,224	13,753,132
同上財源													
ア 国庫補助金(千円)	112,546,999	49,934,000		33,501,037	29,094,376		3,555,008		2,926,807		3,865,073	9,506,939	5,885,683
イ 企業債(千円)	182,593,753	67,477,840		51,342,466	41,169,004		4,073,500		3,033,500		3,916,083	9,968,500	5,653,500
ウ 受益者負担金(千円)	4,272,801	3,777,029		4,986,413	2,676,868		120,475		88,298		73,537	153,507	172,513
エ その他(千円)	42,832,170	9,402,701		12,500,397	7,094,450		818,608		580,568		712,316	2,483,278	2,041,436
同上のうち使途内訳													
ア 管きよ費(千円)	200,775,706	84,678,072		71,357,884	55,453,284		6,763,925		4,206,514		6,177,136	13,953,372	7,164,471
イ ポンプ場費(千円)	20,593,506	5,820,258		4,187,290	4,602,250				203,423			921,397	1,608,777
ウ 処理場費(千円)	106,440,408	38,744,340		20,763,475	19,380,823		1,770,801		2,211,536		2,389,873	6,808,854	3,906,134
エ 流域下水道建設費負担金(千円)	0	0		4,412,617	280,445				0				
オ その他(千円)	14,436,103	1,348,900		1,609,047	317,896		32,865		7,700			428,601	1,073,750
(7) 補助対象事業費(千円)(K)	211,302,403			67,103,725	53,028,817		6,892,269		0		7,803,357	17,962,151	11,604,089
(8) 補対率 $K/J \times 100(\%)$	61.7	0.0		65.6	66.3		80.4		0.0		91.1	81.2	84.4
(9) 下水管布設延長(km)	2,096	695		530	517		46		43		44	175	72
(10) 終末処理場数(ヶ所)	11	4		5	1		1		2		2	4	2
(11) 計画処理能力($m^3/日$)(L)	145,700	101,500		35,680	51,600		6,100		2,740		3,500	10,550	2,700

※算定根拠: 令和3年度決算統計(令和4年3月31日)

海岸漂着物対策の財政的支援措置に関する資料

市 名	事 業 費 （千円）			備 考
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	
長崎市	事業なし	9 5 0	9 6 2	
佐世保市	1 3, 1 5 2	1 5, 0 1 3	1 5, 5 1 3	
島原市	2, 6 2 7	2, 4 2 7	2, 4 9 9	
諫早市	事業なし			
大村市	2, 3 1 4	1, 5 7 9	1, 9 7 5	
平戸市	6, 9 3 6	7, 7 5 5	6, 5 7 3	
松浦市	1, 8 5 6	2, 0 8 6	1, 5 3 5	
対馬市	2 7 1, 3 1 3	2 8 4, 7 6 5	2 8 3, 3 6 3	
壱岐市	6 1, 0 9 0	5 0, 7 0 7	5 6, 1 7 8	
五島市	1 1 2, 4 8 1	1 0 4, 1 9 9	1 2 3, 9 3 2	
西海市	事業なし			26 年度まで実施
雲仙市	4, 1 9 3	2, 9 6 2	2, 8 8 4	
南島原市	1, 5 7 2	2, 0 1 0	2, 1 0 7	
合 計	4 7 7, 5 3 4	4 7 4, 4 5 3	4 9 7, 5 2 1	



各市における浚渫事業の現状

市	件 数		事 業 費(千円)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
長崎市	2	12	1,397	5,187
佐世保市	6	7	32,573	37,678
島原市	0	1	0	18,000
諫早市	27	42	24,870	79,362
大村市	2	7	54,700	120,000
平戸市	3	5	2,599	4,138
松浦市	1	4	301	712
対馬市	38	26	10,670	9,009
壱岐市	4	4	11,319	9,089
五島市	7	8	27,551	24,813
西海市	3	3	9,483	9,718
雲仙市	1	1	2,288	5,113
南島原市	6	27	125,000	210,000
計	100	147	302,751	532,819

※各市実績調査結果による。

(諫早市の場合の状況)



雑草が繁茂し土砂が堆積した河川



浚渫が完了した河川

令和4年度 地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

1. 乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単補助路線に関する補助		市単補助路線に関する補助	
		路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)
1	長崎市	8	0	0	0	10	95,913,065
2	佐世保市	1	7,820,000	0	0	7	41,624,000
3	島原市	0	0	1	982,000	9	16,227,000
4	諫早市	9	63,662,000	0	0	71	274,673,000
5	大村市	2	4,679,000	0	0	12	101,045,000
6	平戸市	3	51,785,000	0	0	3	30,504,000
7	松浦市	2	30,664,000	0	0	11	82,516,000
8	対馬市	3	30,135,965	2	4,591,128	25	91,230,557
9	壱岐市	0	0	1	2,708,000	30	75,399,000
10	五島市	3	7,012,720	2	4,448,079	24	96,637,201
11	西海市	1	597,413	0	0	9	80,314,587
12	雲仙市	0	0	0	0	26	24,204,000
13	南島原市	0	0	1	5,107,000	23	49,727,000
合計			196,356,098		17,836,207		1,060,014,410

2. 地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	31	21,747,612
2	佐世保市	2	4,376,751
3	島原市	0	0
4	諫早市	0	0
5	大村市	0	0
6	平戸市	0	0
7	松浦市	7	28,671,000
8	対馬市	5	1,536,568
9	壱岐市	0	0
10	五島市	1	3,685,973
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
合計		46	60,017,904

急傾斜地崩壊対策事業 市別箇所数一覧表

		急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数 (4年5月調査)	令和3年度事業 実施箇所数	県営・県費補助		急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数 (5年5月現在)	令和4年度事業 実施箇所数	県営・県費補助	
1	長崎市	303	34	県営	25	306	35	県営	26
				県費補助	9			県費補助	9
2	佐世保市	203	54	県営	29	215	75	県営	44
				県費補助	25			県費補助	31
3	島原市	1	0	県営	0	1	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
4	諫早市	139	6	県営	1	141	7	県営	1
				県費補助	5			県費補助	6
5	大村市	20	0	県営	0	20	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
6	平戸市	59	1	県営	0	60	1	県営	0
				県費補助	1			県費補助	1
7	松浦市	27	0	県営	0	27	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
8	対馬市	78	3	県営	3	85	3	県営	3
				県費補助	0			県費補助	0
9	壱岐市	68	2	県営	2	66	3	県営	2
				県費補助	0			県費補助	1
10	五島市	33	2	県営	2	32	1	県営	1
				県費補助	0			県費補助	0
11	西海市	94	3	県営	2	93	3	県営	2
				県費補助	1			県費補助	1
12	雲仙市	40	0	県営	0	40	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
13	南島原市	13	0	県営	0	13	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
合計		1078	105	県営	64	1099	128	県営	79
				県費補助	41			県費補助	49

国内のジェットフォイル（22隻）

【川崎重工製】

**KJ01** 929-117 つばさ

建造: 1989年3月
運航: 佐渡汽船

**KJ02** 929-117 S.I. 友

建造: 1989年6月
運航: 東海汽船

**KJ03** 929-117 ビートル三世

建造: 1989年9月
運航: JR九州高速船

**KJ04** 929-117 ペガサス

建造: 1990年3月
運航: 九州商船

**KJ05** 929-117 ビートル

建造: 1990年4月
運航: JR九州高速船

**KJ06** 929-117 ロケット3

建造: 1990年7月
運航: 種子屋久高速船/コスモライン

**KJ07** 929-117 ペガサス2

建造: 1990年10月
運航: 九州商船

**KJ08** 929-117 ビートル二世

建造: 1991年2月
運航: JR九州高速船

**KJ09** 929-117 ヴィーナス

建造: 1991年3月
運航: 九州郵船

**KJ10** 929-117 すいせい

建造: 1991年4月
運航: 佐渡汽船

**KJ11** 929-117 レインボージェット

建造: 1991年6月
保有: 隠岐広域連合 運航: 隠岐汽船

**KJ12** 929-117 トッピー2

建造: 1992年4月
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**KJ13** 929-117 トッピー3

建造: 1995年3月
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**KJ14** 929-117 S.I. 大漁

建造: 1994年6月
運航: 東海汽船

**KJ15** 929-117 ロケット

建造: 1994年6月
運航: 種子屋久高速船/コスモライン

**KJ16** 929-117 S.I. 結

建造: 2020年6月
運航: 東海汽船

【ボーイング製】

**BJ11** 929-115 トッピー7

建造: 1978年6月
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**BJ15** 929-115 ぎんが

建造: 1979年11月
運航: 佐渡汽船

**BJ17** 929-115 S.I. 愛

建造: 1980年8月
運航: 東海汽船

**BJ19** 929-115 S.I. 虹

建造: 1981年2月
川崎重工神戸工場にて上架中

**BJ23** 929-115 ロケット2

建造: 1984年6月
運航: 種子屋久高速船/コスモ

**BJ25** 929-117 ヴィーナス2

建造: 1985年4月
運航: 九州郵船

ジェットフォイルの就航状況

(2020年8月 現在)

川崎重工業建造ジェットフォイル

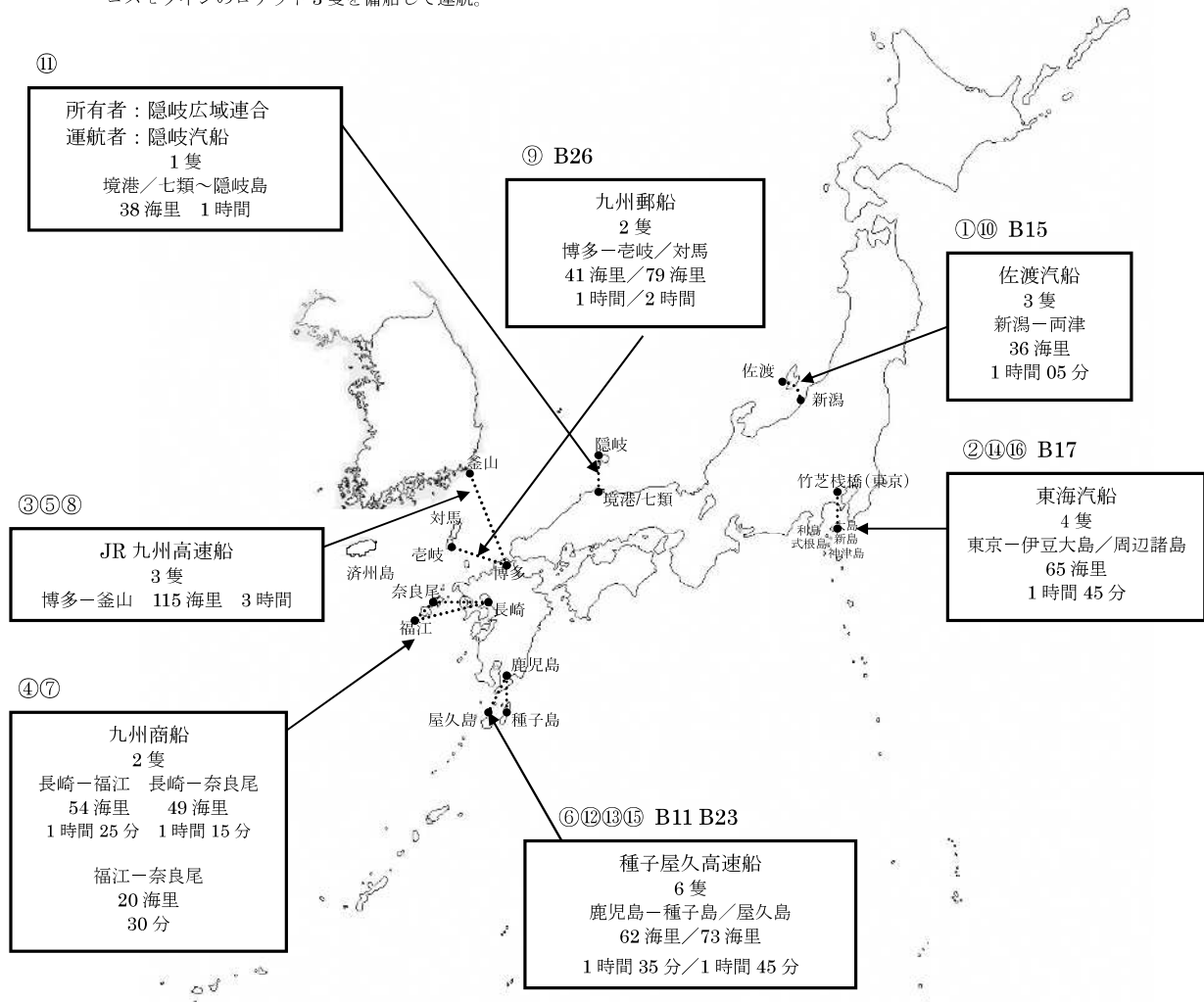
NO.(KJ)	オペレーター	船名	引渡
①	佐渡汽船	つばさ	1989/04/26
②	東海汽船	セブンアイランド友	2013/03/14
③	JR九州高速船	ビートル三世	2001/03/21
④	九州商船	ベガさす	1990/03/06
⑤	JR九州高速船	ビートル	1998/04/02
⑥	種子屋久高速船	ロケット3	2006/04/18
⑦	九州商船	ベガさす2	1997/02/01
⑧	JR九州高速船	ビートル二世	1991/03/25
⑨	九州郵船	ヴィーナス	1991/04/14
⑩	佐渡汽船	すいせい	1991/04/28
⑪	隠岐汽船	レインボージェット	2014/01/07
⑫	種子屋久高速船	トッピー2	1992/04/29
⑬	種子屋久高速船	トッピー3	1995/04/29
⑭	東海汽船	セブンアイランド大漁	2014/12/25
⑮	種子屋久高速船	ロケット	2004/10/15
⑯	東海汽船	セブンアイランド結	2020/06/30

ボーイング社建造ジェットフォイル

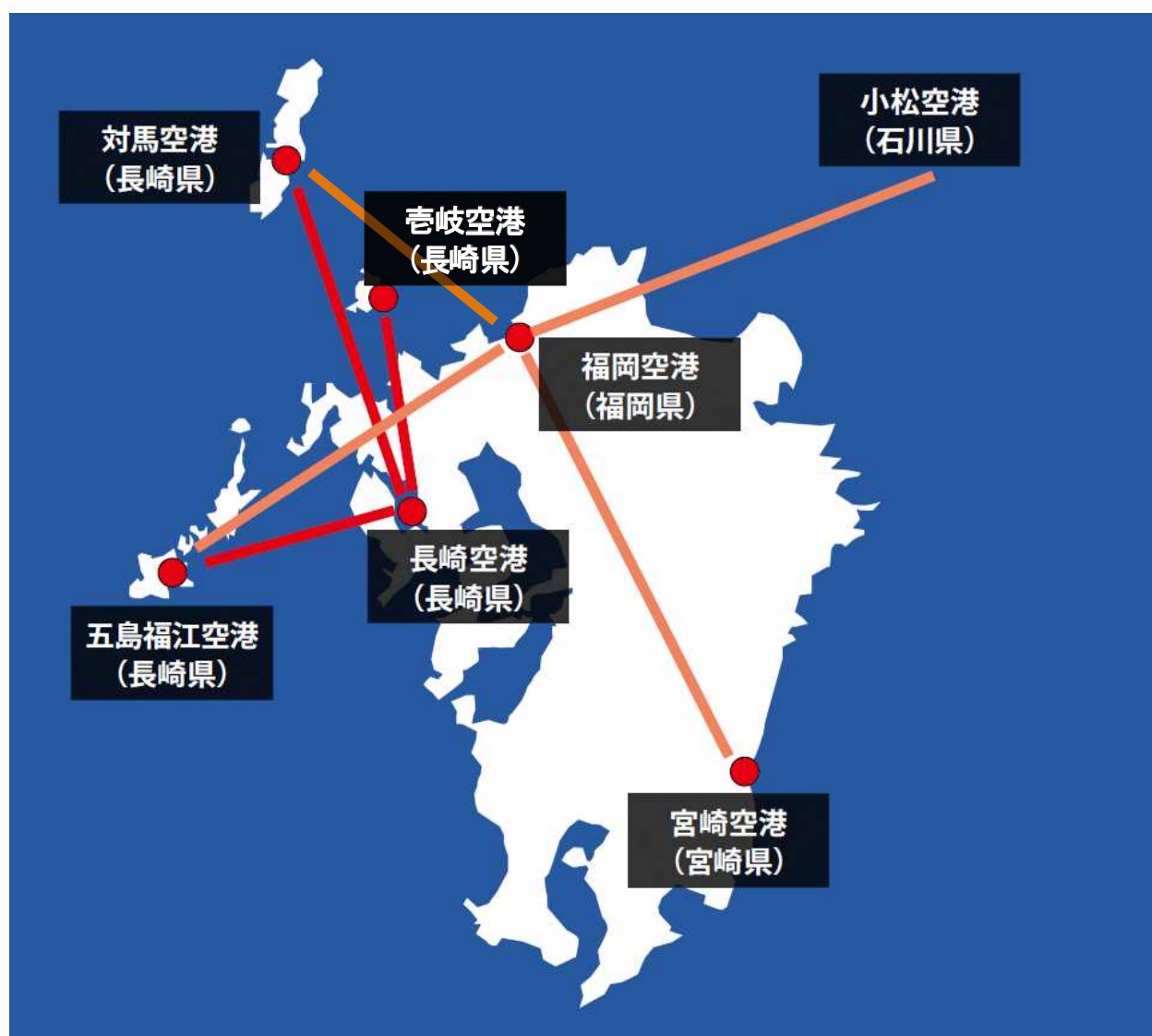
NO.(B)	オペレーター	船名	引渡
11	種子屋久高速船	トッピー7	2003/12月
15	佐渡汽船	ぎんが	1986/01月
17	東海汽船	セブンアイランド愛	2002/04月
19	川重神戸工場にて上架	セブンアイランド虹	2020/08月
23	種子屋久高速船	ロケット2	2005/04月
26	九州郵船	ヴィーナス2	2000/12月

◎ 船主名上の丸番号は川崎重工業建造ジェットフォイル番号を、
B××はボーイング社ジェットフォイル番号を示す。

【注】種子屋久高速船はいわさきコーポレーションのトッピー3隻及び
コスモラインのロケット3隻を傭船して運航。



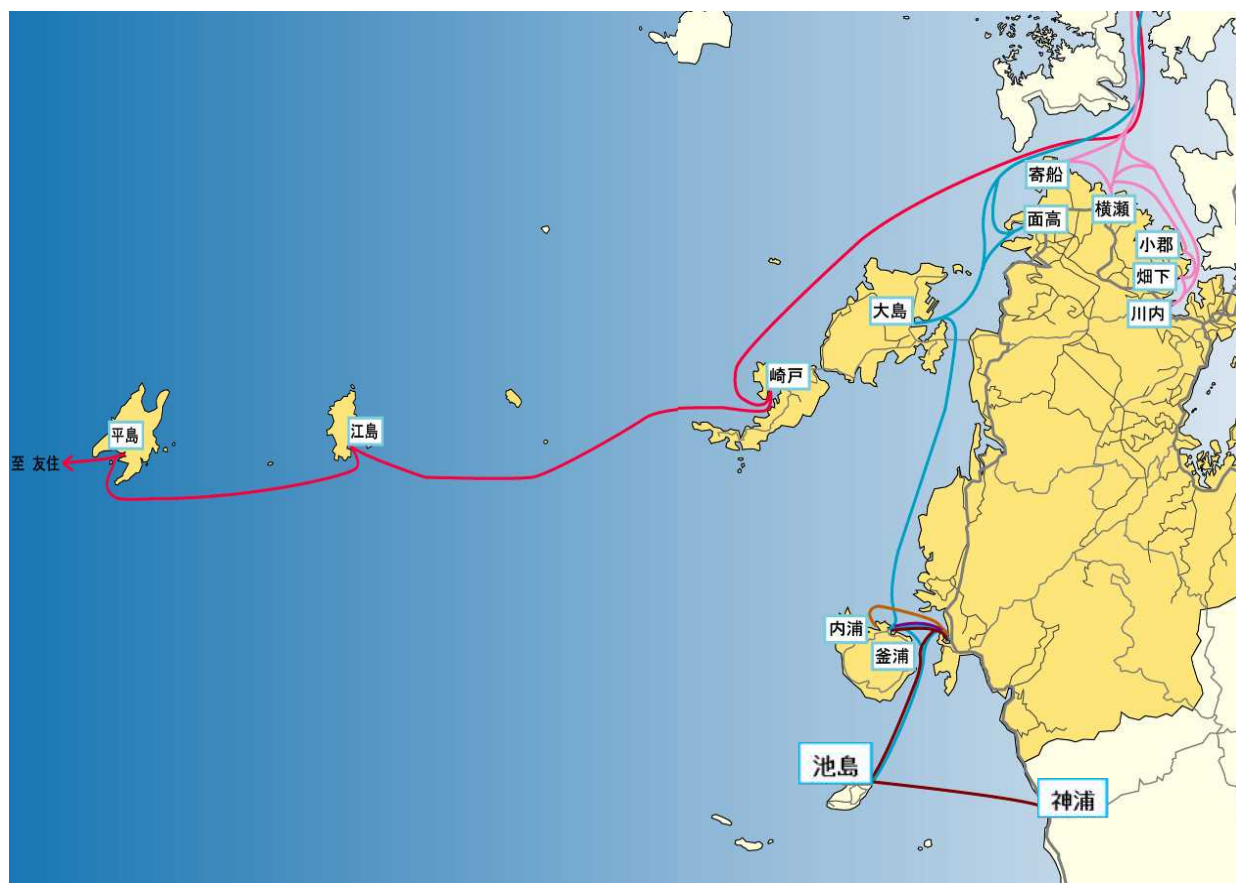
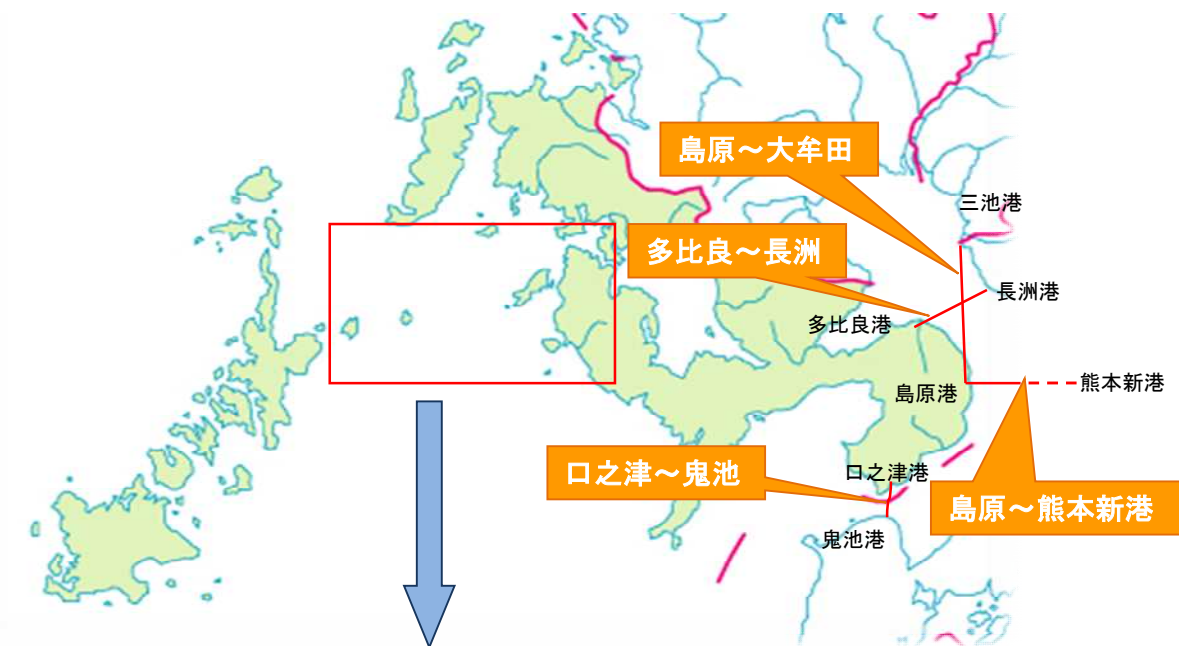
オリエンタルエアブリッジ運行航空路線図



航空路線の機体整備による欠航の状況

年度	対馬－長崎	対馬－福岡	壱岐－長崎	五島－長崎	五島－福岡	福岡－宮崎	福岡－小松	計
H27	5	—	2	1	5	—	—	1 3
H28	4	—	1	8	5	—	—	1 8
H29	1 1	—	7	1 2	2	2	—	3 4
H30	1 8	—	6	6	5	6	2	4 3
R1	1 6	—	7	1 0	4	2	2	4 1
R2	4	2	1 0	1 2	3	5	5	4 1
R3	8	1	1 1	1 4	4	3	3	4 4
R4	9	5	—	1	8	2	2	2 7

半島航路の維持・確保について



第2号議案

国民健康保険制度に関する提言

国民健康保険制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 国民健康保険制度について〔継続5回〕

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、県においては、制度改正に伴う臨時的財政負担等への支援が可能となるよう、新たな財政措置を講じること。

また、被保険者の相互扶助により成り立つ国民健康保険制度の本質を念頭におくとともに、都道府県単位化における県の役割である市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化の推進を踏まえ、「長崎県市町国保連携会議」や「作業部会」において引き続き、市町と制度の広域化等に向けた協議をすすめること。また、協議においては、市町の意見を十分反映すること。

さらに、国に対しては、法改正により国の責任が明確になったことから、国民健康保険制度の安定化に向けて、引き続き財政支援について強く要請すること。

第3号議案

地域医療保健の充実強化に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 地域医療提供体制の確保について〔継続6回〕

(1) 医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に二次離島などの過疎地域においては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心で安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、県においては、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じるよう国に働きかけること。

また、新専門医制度については、医師偏在を助長することがないように検証を行うとともに必要な措置を講じるよう国に働きかけること。

(資料3-1 参照)

(2) 長崎県離島医師確保補助金等について

県においては、「長崎県離島・へき地医療支援センター」を設置し、県職員として採用した医師を常勤医師として派遣するなど、離島医師確保対策を進めているが、県の事業である「長崎県離島医師確保補助金」について、平成20年度に補助上限額が引き下げられていたが、令和2年度において更に引き下げとなっている。

また、二次救急医療体制を担う病院群輪番制病院における医療提供体制整備等のための「医療提供体制推進事業費補助金」についても、減額が行われている状況である。

については、離島及びへき地や半島地域における医師確保対策及び地域医療提供体制を確保することの重要性を認識し、適正な補助額の確保を図ること。

(3) 医師養成・派遣システムの充実について

県において実施している「医師養成・派遣システム」の充実や、長崎大学の「国境を越えた地域医療支援機構」への支援強化を図ること。

(4) 啓発事業の実施について

重篤患者の措置の遅延や、勤務医の過重な疲弊を招かないよう、県民が安易に救急部門を受診することなく、自らの症例に応じた適正な医療機関の選択・利用を図るための啓発事業を実施すること。併せて休日・時間外の医療相談体制の充実を図ること。

(5) 自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるよう国に働きかけること。

また、地域医療構想に係る取組みの推進については、地域住民の不安や医療現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、地方の取組みに対する必要な支援を行うこと。

特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに、地方交付税所要額を確保するよう国に働きかけること。

(6) 医師派遣体制の整備について

長崎県病院企業団については、医師確保による医療水準の維持向上を目的としていることから、県においては、引き続き養成医の配置を行い、併せて医師派遣体制の整備に努めること。

(7) 看護職員に対する支援体制の整備について

県においては、看護職員の計画的な育成、確保、定着及び資質向上が図られるよう、育成機関の充実や育児休暇後の円滑な職場復帰等、労働環境の整備など適切な措置を講じるよう努めること。

(8) 医療計画における基準病床数算定について

医療計画における基準病床数は、国で定めた全国一律の基準により算定されているが、その算定にあたっては、地域の実情、特に、県外流入院患者数が多いという離島・山間地域における特殊事情が十分に反映されていないことなどの理由から、既存病床数が基準病床数を上回る結果となり、今後の病院整備計画にも支障をきたし、地域医療の充実が図れない状況である。

よって、医療計画の策定者である県においては、離島振興法第10条第8項の規定も踏まえたうえで、離島・山間地域における医療の特殊事情をはじめとする地域の実情を考慮して基準病床数の算定方法の見直しを図ること。

(9) 物価高騰等を考慮した診療報酬改定について

新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営が続く医療機関において、昨今の物価・エネルギー価格高騰に伴う食材料費や光熱費の上昇が更なる負担となっているが、医療機関ではこの価格高騰分を公定価格である診療報酬へは転嫁できず、県や市において国の臨時交付金等を活用した可能な範囲での支援を実施しているところである。

しかしながら、自治体による一時的な支援には限界があり、状況が長期化した場合、医療機関の経営に支障が生じるおそれがあることから、医療機関の運営は診療報酬によって賄われるべきものであることを踏まえ、地域医療提供体制に影響を及ぼすことがないよう、適切な診療報酬の改定を図るよう国に働きかけること。

また、看護師等の不足も大きな課題となっていることから、改定に伴い得られる財源により、看護師等の人材確保や処遇改善につながる取組みの充実を図るよう併せて、看護職員処遇改善に係る診療報酬の見直しや看護師等の人材確保のための財源確保を国に働きかけること。(長崎市)

(説明)

・看護職員の処遇改善につながる診療報酬として「看護職員処遇改善評価料」が新設(R4.10)されており、現状を踏まえた表現に修正(長崎市)

(10) 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、新型コロナウイルス感染症対策本部や都道府県対策本部が廃止させることとなっているが、感染状況の変化や新たな変異株発生等に迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症への対応について引き続き主導的役割を果たすこと。

(説明)

・新型インフルエンザ等対策特別措置法第21条第1項の規定に基づき、R5.5.8に新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止されたため(長崎市)

法的な位置付けが変更されても、新型コロナウイルス感染症の特徴が変わるわけではなく、医療機関においては必要な感染対策を講じつつ患者の受入体制を維

持しておく必要がある。しかしながら、5類感染症への移行に伴い財政支援が縮小されると、医療機関の負担が増し、経営上の大きなリスクとなる恐れがあるため、地域の医療提供体制の円滑な確保に深刻な影響がでないよう、引き続き医療機関の負担に見合った適切な財政措置を講じること。併せて、このことについて国に働きかけること。

2 .がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について〔継続1回〕

がん患者に対するアピアランスケアについては、国において診療連携拠点病院等との連携による相談支援体制の充実や情報提供等が進められてきているが、がん患者がかつらや乳房補正具等のケア用品を購入する際の費用助成についても、国において支援措置を講じるよう国に働きかけること。

また、県において、県内で助成を実施する市に対する支援措置を講じること。

従業地別医師数・施設数

医療圏区分別	人口	医師数 (実数)	人口10万人対率	内医療施設従業 地別医師数	施設数			
					病院	一般診療所	有床	無床
長崎医療圏	493,061	2,232	452.7	2,096	53	615	71	544
佐世保北医療圏	299,971	1,285	428.4	779	34	268	58	210
県央医療圏	263,449	870	330.2	842	32	249	51	198
県南医療圏	122,776	260	211.8	249	17	106	30	76
五島医療圏	33,233	83	249.8	80	4	39	7	32
上五島医療圏	18,872	40	212.0	38	1	21	1	20
壱岐医療圏	23,938	51	213.1	48	5	16	0	16
対馬医療圏	27,271	57	209.0	55	2	34	1	33
長崎県合計	1,282,571	4,878	380.3	4,187	148	1,348	219	1,129
全国		339,623	269.2					

※厚生労働省医療統計(R4.10.1)より抜粋

※医師数(実数)には、その他の職業に従事する者及び無職の者も含む

第4号議案

子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言

だれもが地域の一員としてともに生きる社会の実現を図るため、安心して子どもを産み育てる環境づくりをはじめとする福祉施策の充実強化に関し、国の責任において次の事項について特段の措置を講じるよう国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 子ども・子育て施策の充実強化について〔継続1回〕

(1) 子ども福祉医療費制度について

各都道府県の実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないように、全国一律の制度として創設するよう国へ働きかけること。

また、県内各自治体における子ども福祉医療については、県において令和5年度から高校生世代への助成が行われることとなったが、全市町が単独で実施している小・中学生についても助成を行うこと。

(2) 妊産婦医療費助成制度の創設について

だれもが安心して妊娠し出産できる環境づくりを国が責任をもって行うこととし、妊産婦への医療費の助成について国の制度として創設するよう国へ働きかけること。

(3) 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう国への働きかけを強く要請する。

父母がいない児童、母子・父子家庭児童及び低所得世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。

小規模なクラブへの支援の拡充を行うこと。

借家で運営しているクラブへの賃借料の助成について、子ども・子育て支援新制度以降に新設したクラブのみが補助対象となっているが、新制度開始前から運営していた既存クラブについても補助制度の対象とすること。

(4) 保育料の完全無償化について〔新規〕(長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市)

保育料における全国的な動きとして、国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例が見受けられるが、本来、子どもを産み育てる環境は、地域によらず平等であるべきであり、自治体間によって差異があることは望ましくないため、全国一律の制度として実施するよう、国に働きかけること。(長崎市)

(説明)

提言する(長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市)

- ・ 保育料については、国の幼児教育・保育の無償化により、令和元年10月から3～5歳の子ども及び市民税非課税世帯の0～2歳の子どもが無償化されているが、課税世帯等の3歳未満の子どもの保育料は無償化されておらず、保護者には保育料の負担が生じている。

少子化の進行に歯止めがかからない中、保育料の「完全無償化」や「第2子以降の無償化」など独自の子育て支援策を打ち出す自治体もあり、負担のあり方そのものに差異が生じる事態となっている。

本来、子どもは地域によらず等しく平等であるべきであり、自治体の財政状況によって子育て施策に差異が生じることは望ましくなく、また、子育て世代の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境の充実を図ることは、少子化対策として有効な施策と考えられるので、保育料の無償化を、国において全国一律の制度として実施するよう要望するもの。(長崎市)

必要な財源試算 県内全市で約34.1億円(R5.7全市照会結果)

第5号議案

介護保険制度等に関する提言

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について、国に対して積極的に検討を加えるよう強く働きかけること。

1. 第1号被保険者の保険料について〔継続5回〕

第1号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

（資料5-1 参照）

2. 介護従事者の人材確保について〔継続5回〕

介護の現場においては慢性的な介護従事者の不足が問題になっている中、人口減少や高齢化が急速に進行しており、人材不足による介護サービスの質の低下やサービス提供体制の確保への影響が懸念されていることから、介護従事者の人材確保、育成及び定着と一層の処遇改善につながる対策を引き続き確実に実施すること。

長崎県内の介護保険料基準額の状況

(単位:円)

	第7期 (H30～R2)	段階数	第8期 (R3～R5)	段階数	改定率
長崎市	6,800	10	6,800	10	0.0 %
佐世保市	5,822	9	5,822	9	0.0 %
諫早市	5,970	9	5,970	9	0.0 %
大村市	5,800	9	5,800	9	0.0 %
平戸市	6,175	9	5,875	9	△ 4.9 %
松浦市	5,592	11	5,700	11	1.9 %
対馬市	6,300	10	6,400	10	1.6 %
壱岐市	6,145	9	6,490	9	5.6 %
五島市	6,760	9	6,660	9	△ 1.5 %
西海市	5,925	9	5,925	9	0.0 %
島原地域広域市町村圏組合	6,500	10	6,500	10	0.0 %
平均	6,163	－	6,177	－	0.2 %

第 6 号議案は欠番（県への提言がないため）

第 7 号議案

九州新幹線等の整備促進に関する提言

九州新幹線等の整備を促進することにより、県内の経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 7-1 参照)

1. 九州新幹線西九州ルート¹の着実な整備について〔継続 6 回〕

九州新幹線西九州ルート¹に関しては、武雄温泉～長崎間が令和 4 年 9 月 23 日に開業を迎えたものの、新鳥栖～武雄温泉間については、未だに整備方針が決定していない。著しい人口減少が課題になっている各市にとって、全国の新幹線ネットワークとつながり交流人口を拡大させることは非常に重要であり、その実現には全線をフル規格で整備する必要があると考えるため、次の事項について国に強く働きかけること。

- (1) 国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという事情を考慮して地方負担や並行在来線等、想定される課題の解決に向けた方策を示すこと。
- (2) 新鳥栖～武雄温泉間が早期着工できるよう、関係者の理解を得て早急に環境影響評価に着手すること。
- (3) 西九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の開業を機に、沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び県全体へ新幹線開業効果を波及させるための官民が行う取組への支援拡充を行うこと。

2. 県下幹線鉄道の整備改善について〔継続 6 回〕

九州新幹線西九州ルート¹の整備に際しては、JR 佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、長崎県において平成 4 年 11 月に示された「九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線及び大村線の輸送改善のため、国及び沿線自治体並びに JR 九州との積極的な協議・調整を行い、次の事項の実現に努めること。

- (1) 西九州新幹線の開業効果を県内全域に波及させるため、長崎県下の都市を結ぶ大村線の表定速度改善など、輸送力の強化や、IC カード導入等の利便性向上を図ること。
- (2) 佐世保線及び大村線について、通勤、通学などの需要を鑑みた、普通列車の運行確保を行うこと。

- (3) 西九州ルート of 全線フル規格を要望されていくうえで、佐世保～武雄温泉間を含めた並行在来線問題についても、一体的なものとして取り扱うこと。
- (4) 長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ルートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策の具現化を行うこと。

3. 地域鉄道に対する支援策の充実について〔継続 6 回〕

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要不可欠であるが、近年、地域鉄道関連の国庫補助について予算が確保できず、要綱に基づく確実な補助が受けられない状況が続いている。

また、地域鉄道においては、慢性的な運転士不足により、ダイヤ削減が行われるなど、運行の維持が難しい状況に陥っている。

このような状況を踏まえ、施設整備の補助制度においては、社会資本整備総合交付金の基幹事業として「地域公共交通再構築事業」が創設されたところであるが、引き続き、車両検査を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保され
るとともに鉄道運転士不足の解消に向け、次の事項の実現について国へ働きかけること。（佐世保市）

- (1) 国の要綱に定める補助率上限での補助交付
- (2) 地域鉄道支援に関する国庫補助事業の補助率嵩上げ
- (3) 同事業の地方負担に係る財源措置の拡充などの支援策の充実
- (4) 鉄道運転士の受験資格要件緩和や養成費用に対する支援措置の創設

（説明）

・令和 5 年度に社会資本整備総合交付金の基幹事業として「地域公共交通再構築事業」が創設されたことから、追記するもの（佐世保市）

九州新幹線西九州ルート概要図 (令和4年9月23日暫定開業時)



暫定開業時の博多～長崎間の所要時間

最速 1 時間 20 分 (従来の「特急かもめ」最速 1 時間 50 分より 30 分短縮)

第 8 号議案

高速道路網等の整備促進に関する提言

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 8-1 参照)

1. 道路網の整備について〔継続 6 回〕

(1) 高規格道路の整備について

西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 松浦佐々道路（松浦 IC から佐々 IC）の早期供用開始に向けた事業促進

イ 佐世保道路（佐々 IC から佐世保大塔 IC）の 4 車線化の供用開始に向けた事業促進

ウ 武雄佐世保道路（佐世保大塔 IC から武雄南 IC）の 4 車線化の早期事業化

島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早 IC 間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進

イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進

ウ 雲仙市瑞穂町から吾妻町の早期供用に向けた事業促進

エ 諫早市森山町から小野町間の早期供用に向けた事業促進

オ 諫早市小野町から長野町の調査検討

島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化

長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現

本路線は、長崎県広域道路整備基本計画に位置付けられ、長崎市と佐世保市の 2 つの中核都市を約 1 時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには長崎県全体の産業、経済及び文化の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 西彼杵道路（佐世保市～時津町）の早期整備

(ア) 西海市西彼町平山郷から西海市西彼町白似田郷間の事業促進

(イ) 西海市西彼町白似田郷から時津町日並郷間の早期着手

イ 長崎南北幹線道路(長崎市茂里町～時津町野田郷)の早期整備

(ア) 長崎市茂里町から長崎市滑石2丁目間の事業促進

(イ) ~~長崎市滑石2丁目から時津町野田郷間の早期事業化~~

都市計画道路滑石野田線(長崎市滑石2丁目～時津町野田郷間)の事業促進

(ウ) 残る調査中区間の事業化

~~ウ 都市計画道路滑石野田線(長崎市滑石町～時津町野田郷間)の早期事業化~~

(説明)

・当該路線について、R5 年度に道路事業として新規事業化されたことを受け、事業化された路線名に表現を合わせるため文言を修正し、残る調査中区間の事業化を追記するもの(雲仙市)

有明海沿岸道路(諫早市～鹿島市間)の調査検討

東彼杵道路(佐世保市～東彼杵町)の早期事業化

(有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討)

島原半島西回り道路(雲仙市～南島原市)の調査検討

(2) 幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動に寄与するとともに、交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

一般国道205号の早期整備

針尾バイパス4車線化(江上交差点からハウステンボス入口交差点)の整備促進

(説明)

・適切な表現へ修正するもの(雲仙市)

長崎南環状線(新戸町～江川町工区)の早期完成

一般国道57号の早期整備

ア 一般国道57号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備

イ 一般国道57号愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化及び富津防災事業の整備促進並びに愛野・小浜バイパスの調査検討

一般国道34号の早期整備

- ア 大村諫早拡幅の整備促進
- イ 大村拡幅の早期完成
- ウ 諫早北バイパスの4車線化の早期事業化
- エ 新大工・馬町交差点改良事業の早期完成

一般国道207号の早期整備

- ア 佐瀬拡幅の早期整備
- イ 佐瀬拡幅の延伸（多良見町佐瀬地区から長与町岡郷間）
- ウ ~~長田バイパス~~（東長田拡幅）の早期整備

（説明）

・適切な表現へ修正するもの（雲仙市）

一般県道諫早外環状線（都市計画道路破籠井鷲崎線）の早期事業化

- ア 一般国道207号長田バイパス交差部から一般国道34号

一般国道202号福田バイパスの早期事業化

一般国道499号（栄上工区）の早期完成

一般国道382号の整備促進

一般国道384号の整備促進

一般国道389号（雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間）の整備促進

——一般県道佐世保世知原線（板山トンネル）の早期完成

（説明）

・R5年度中に一般県道佐世保世知原線（板山トンネル）が完成予定のため項目を削除（雲仙市）

- 主要地方道佐世保日野松浦線（〔仮称〕棕呂路トンネル）の早期事業化
- 主要地方道野母崎宿線の早期整備
- 主要地方道厳原・豆酲・美津島線及び上対馬豊玉線の整備促進
- 主要地方道福江富江線及び福江荒川線の整備促進
- 主要地方道小浜北有馬線（大亀矢代工区）の早期整備

（３）架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進

嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現

松島架橋の早期実現

大村湾横断道路構想の推進

(資料 8-2 参照)

2. 地方における無電柱化事業の促進について〔継続 3 回〕

無電柱化事業においては、これまで歩道が広い幹線道路などを中心に整備が進められてきたが、近年の社会情勢の変化により、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図る上でも事業の必要性はより一層増加している。さらには、令和 2 年 12 月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に、電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化が重点的に取り組むべき対策として盛り込まれた。また、令和 3 年 5 月には、無電柱化を一層推進するための新たな「無電柱化推進計画」が策定されている。

しかしながら、無電柱化事業の主な整備手法である電線類地中化は、事業コストが高く道路管理者及び電線管理者の財政負担も大きく、事業期間が長期にわたるなど、円滑な事業進捗に支障をきたしている。

また、地方においては、歩道が無く、狭小な道路が多く存在しており、地上機器の設置スペースなどの技術的な課題の解決が必要不可欠となっている。

このようなことから、無電柱化の推進を国家的重要プロジェクトに位置付け、関係予算を確保するとともに、無電柱化に係る技術的進歩を促し、地方の負担を軽減しながら無電柱化を促進するための総合的かつ積極的支援に取り組むよう国に要請すること。

3. 港湾の整備促進について〔継続 6 回〕

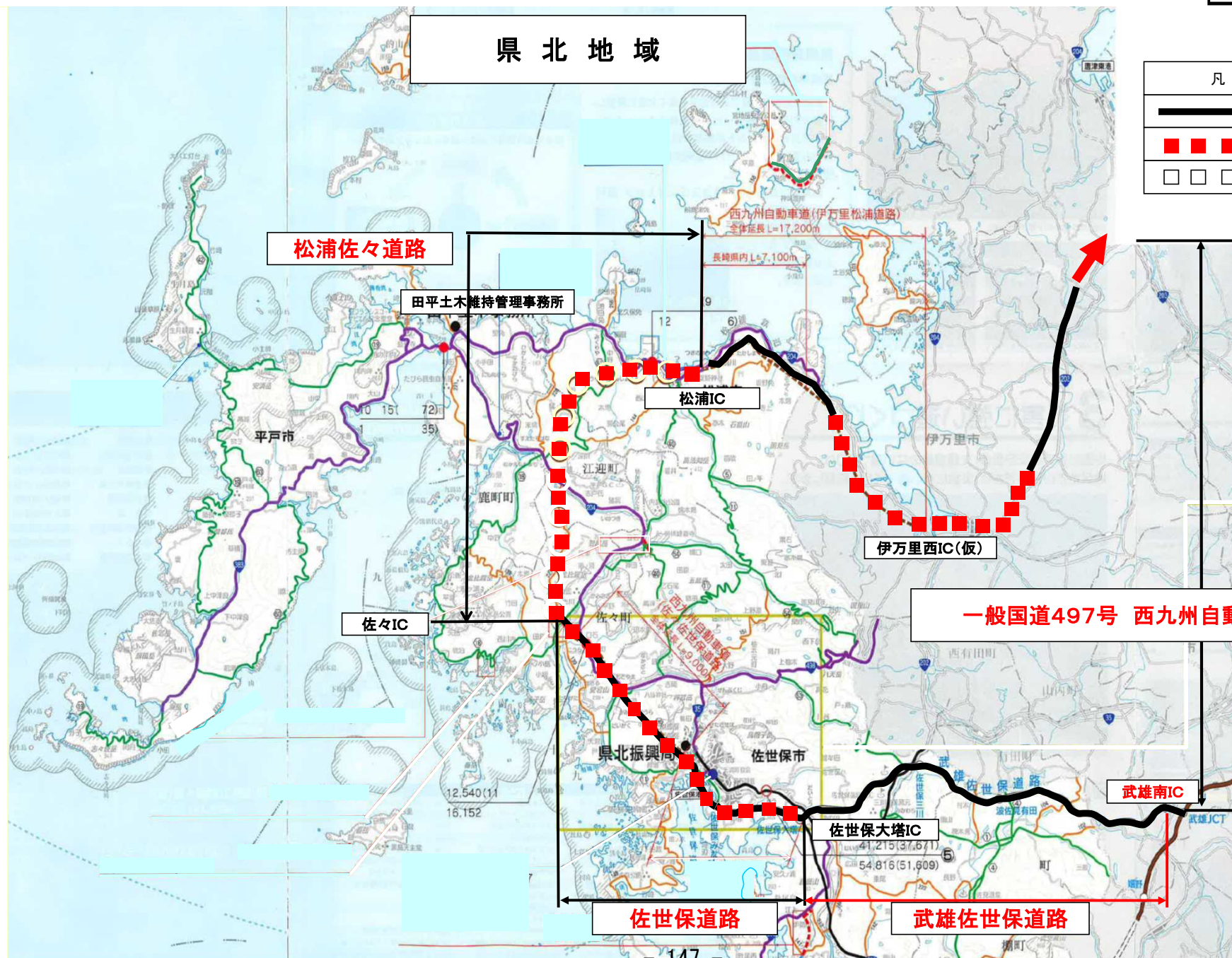
港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠である。

このようなことから、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

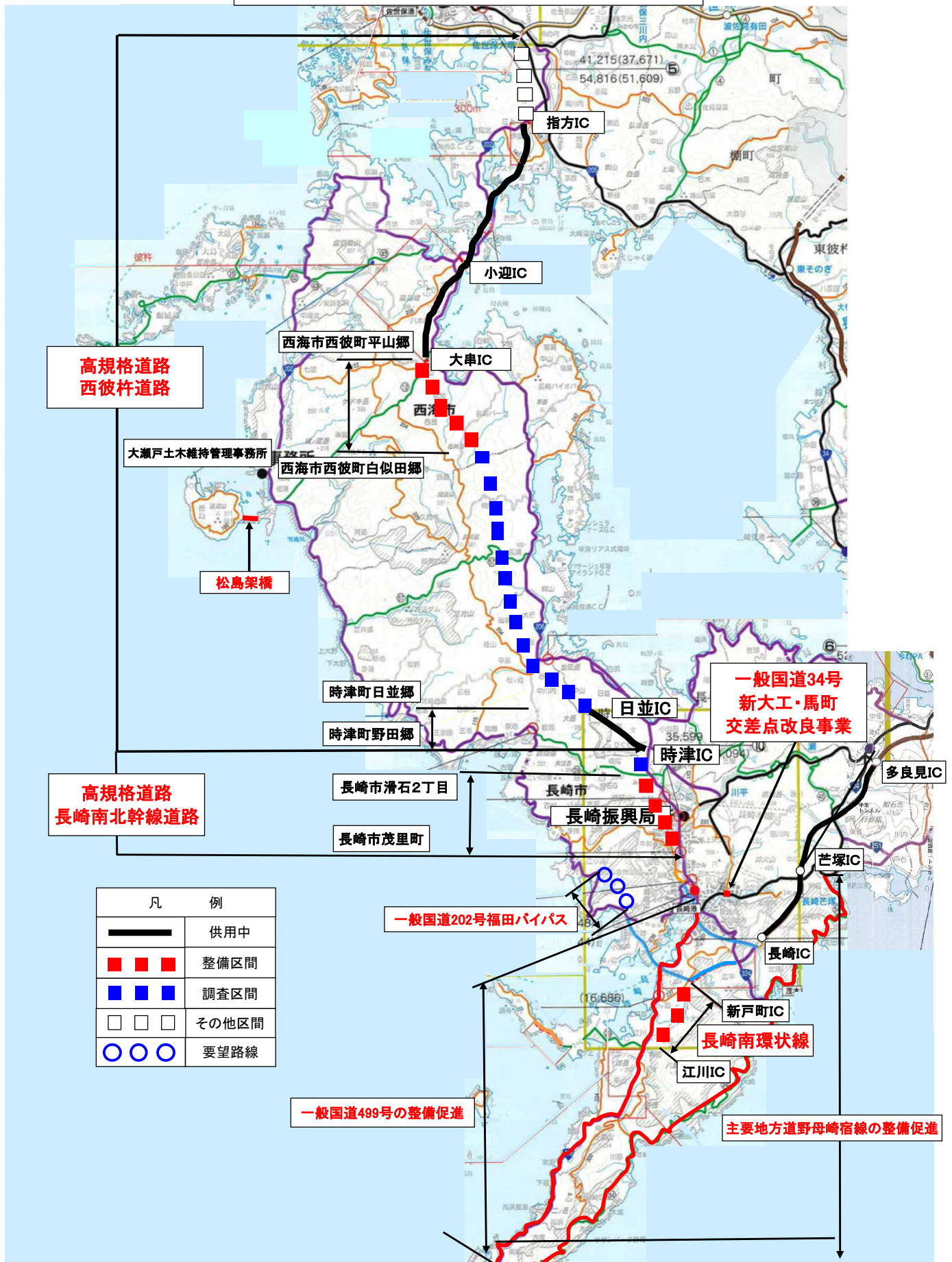
- ・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）
- ・地方港湾（島原港、大村港など 77 港あり）

県北地域

凡	例
	供用中
	整備区間
	その他区間



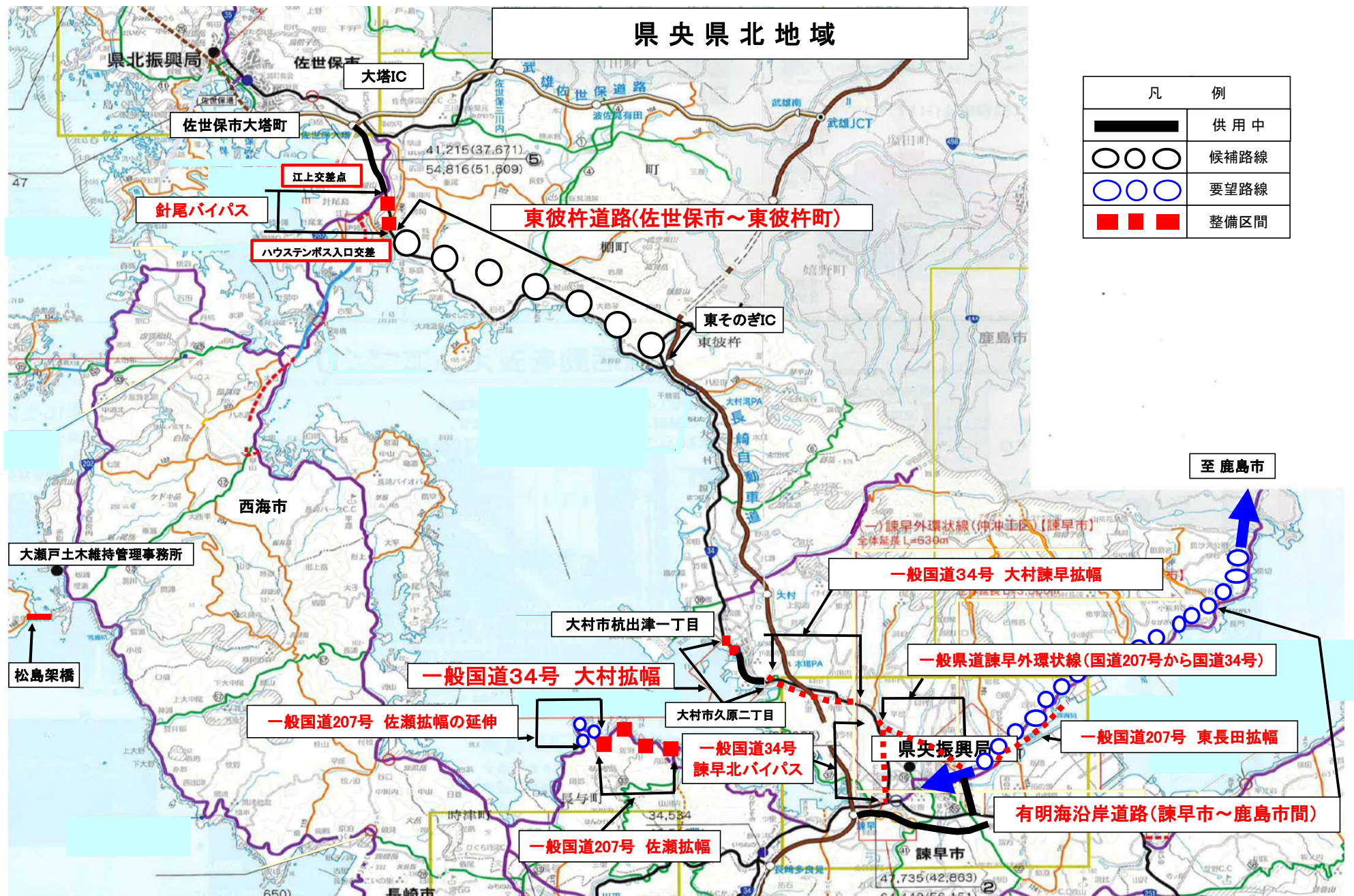
長崎、西彼杵、佐世保地域



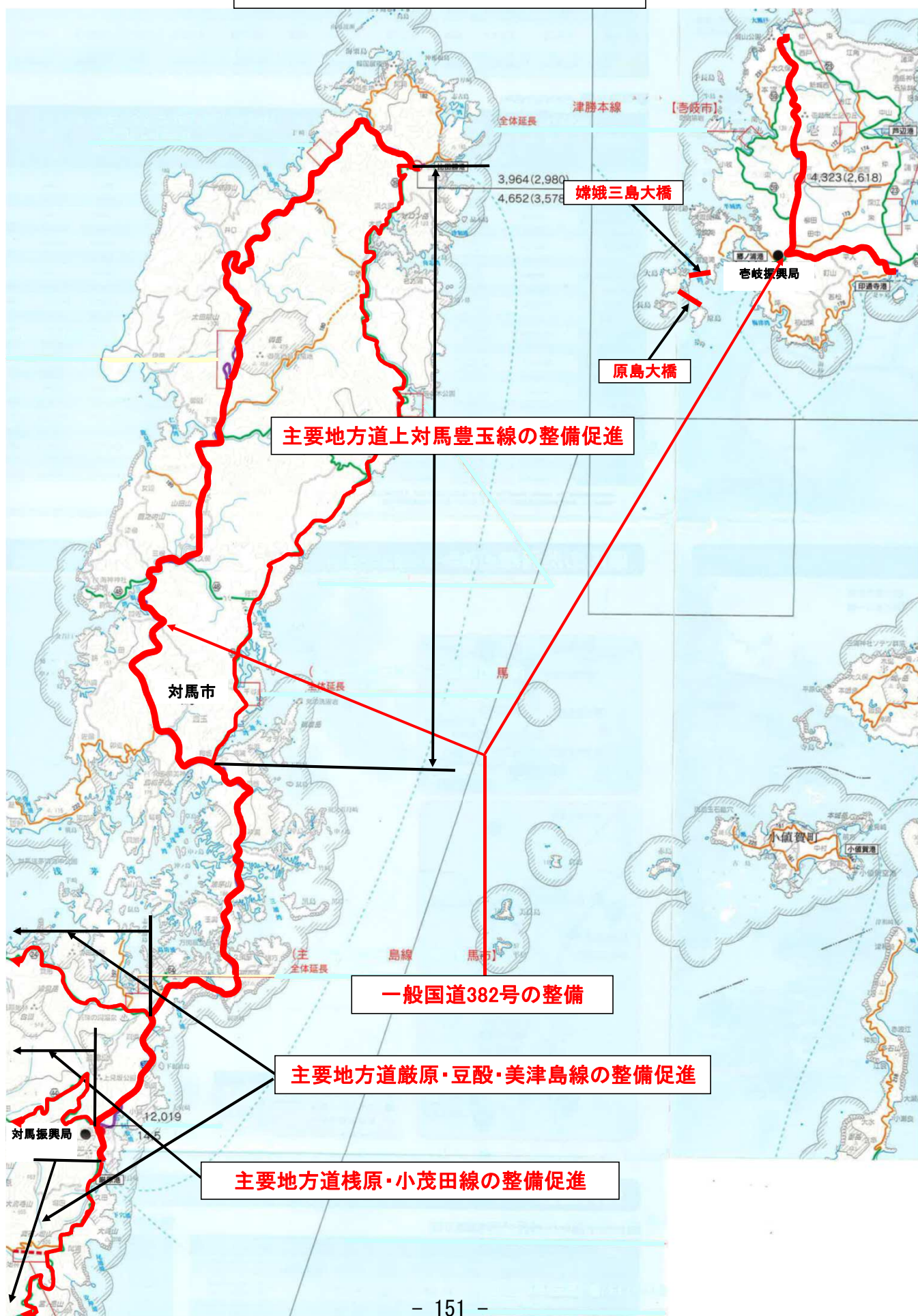
県 央 県 南 地 域



凡 例			
	国 道		漁 港
	主要地方道		道 交 調
	県 道		道千ヶ崎上区道(須賀)
	広域農道		道千ヶ崎上区道(須賀)
	市 道		道千ヶ崎上区道(須賀)



壱岐・対馬地域







第9号議案

農林水産業の振興に関する提言

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 農業の振興対策について〔継続5回〕

(1) 経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、地域農業を支える中心的政策である。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るため、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

県は、国へ、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図るよう国に働きかけること。

(2) 農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。

(3) 有害鳥獣被害対策について

イノシシ被害については、農作物だけでなく生活環境へも及ぶなど、依然として深刻である。

イノシシ等有害鳥獣捕獲対策については、これまで県内市町で広域横断的な「捕獲報奨金制度」を設けてきたことで、捕獲対策の強化につながってきた。しかしながら、令和元年度より、特別交付税が市町の有害鳥獣対策に交付されていることを理由として、「捕獲報奨金制度」が廃止された。有害鳥獣対策経費が、特別交付税として考慮されていることは事実であるが、市町への交付総額は変わらないことから、厳しい財政状況にある市町にとって財政的影響は避けられない。

有害鳥獣の捕獲頭数が減少していない中で、今後も市町が連携して捕獲対策を

実施していくためにも、捕獲報奨金制度の廃止による市町負担増加額と同額程度の財源を活用した支援を継続的に講じていくこと。

さらに、近年アナグマ、カラス等による農作物被害も急増していることから、国の鳥獣被害防止総合対策交付金における、それら獣種の上限単価の見直しや捕獲経費及び処分経費等の補助についても充実するよう働きかけること。

また、イノシシの捕獲頭数の増加により、単独自治体での取り組みでは効率も悪く限界があるため、処理施設及び加工施設建設の検討など、広域的かつ総合的な被害防止体制の充実強化を図ること。

(資料 9-1 参照)

(4) 農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後10年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

(5) 環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。

2. 水産業の振興対策について〔継続5回〕

(1) 養殖魚の国内外での消費拡大と養殖共済の加入促進について

新型コロナウイルス感染症の影響による水産物消費の減少や国内需要の低迷などにより、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、消費活動の活発化、国内経済の回復により、水産物の国内需要の回復が期待されるが、昨今の燃油・配合飼料の価格高騰により、養殖業者にとって厳しい状況が続いている。

一方、世界の人口増加に伴い、海外における国産水産物へのニーズは高まっている。

こうした状況を踏まえ、養殖魚の国内外での消費拡大に向け、ブランド化や産地PRなど、販売活動への支援を行うこと。併せてそれを支える養殖業者の経営安定を図るため、安心して経営を継続できるように、養殖共済の国の掛金補助の補助限度率の引き上げを国に働きかけ、養殖共済への加入を促進すること。

(説明)

・養殖業者を取り巻く環境に関し、昨今の状況変化を反映させるもの(松浦市)

(2) 放置船等に関する対策について

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念される中、各市において監視や指導に永年取り組んできたが、多大な行政コストが課題となっており、現行制度では放置船削減の実行性が不十分である。

このため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化

登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認

(資料 9-2 参照)

(3) 漁業就業者対策の充実について

漁業就業者の減少と高齢化の進行により安定的な水産物供給と漁村の活力維持に懸念が持たれていることから、新規漁業就業者の受入体制整備、円滑な着業促進及び着業後のフォローアップ等の漁業就業者対策の充実を図ること。

ひとが創る持続可能な漁村推進事業漁業と漁村を支える人づくり事業の新規漁業就業者研修期間終了後は、漁船や漁具の取得など過大な出費があり、自らの漁業収入では生計が成り立たず、漁業を断念する就業者も少なくない状況である。農業においては営農開始後の支援制度があることから、漁業においても新規漁業就業者に対して経営確立を支援する制度を創設するよう国に働きかけること。

(説明)

・県事業の「ひとが創る持続可能な漁村推進事業」が、R5 年度から新たに「漁業と漁村を支える人づくり事業」となったことによるもの (松浦市)

令和3年度野生鳥獣による農作物の被害状況

【県内の被害状況】

鳥獣種類別	被害面積 (ha)			被害量 (t)			被害金額 (千円)		
	R2	R3	(前年度比)	R2	R3	(前年度比)	R2	R3	(前年度比)
イノシシ	163	108	66%	1198	883	74%	190,834	141,437	74%
カラス	7	7	94%	82	77	95%	16,578	16,985	102%
ヒヨドリ	3	1	19%	46	7	15%	8,198	1,331	16%
シカ	6	4	59%	42	79	190%	6,841	3,933	57%
アナグマ	2	1	50%	27	17	63%	10,697	4,177	39%
タヌキ	0	0	18%	4	1	28%	1,121	263	23%
アライグマ	1	1	78%	14	9	67%	5,260	2,105	40%
スズメ	0	0	81%	1	1	87%	226	197	87%
カモ	47	44	95%	391	329	84%	55,077	36,512	66%
クリハラリス	0	-	-	0	-	-	142	-	-
ハト	0	-	-	0	-	-	62	-	-
キジ	0	-	-	0	-	-	2	-	-
その他の鳥獣類	0	0	121%	3	6	184%	370	4,065	1099%
合 計	230	166	72%	1807	1409	78%	295,408	211,005	71%

※ データの標記について、表示単位未満で四捨五入しています。

「0」は四捨五入して1に達しないものを示しています。

「-」は皆無または数値が得られないものを示しています。

主要鳥獣の年別農作物被害状況

(被害金額、単位：千円)

年 度	イノシシ	シカ	カラス	その他	合 計
H9	149,000	155,870	225,590	123,470	653,930
H10	136,640	150,230	207,230	256,350	750,450
H11	158,330	143,510	189,110	63,910	554,860
H12	203,070	169,070	186,790	77,680	636,610
H13	225,120	104,460	228,750	73,100	631,430
H14	257,500	103,730	258,790	89,640	709,660
H15	250,030	75,980	272,890	54,720	653,620
H16	457,220	25,100	234,080	105,790	822,190
H17	307,590	22,790	162,200	44,790	537,370
H18	380,358	27,330	132,205	23,738	563,631
H19	209,897	15,513	69,293	19,230	313,933
H20	266,213	4,491	93,380	35,685	399,769
H21	191,603	12,514	49,449	36,978	290,544
H22	405,539	11,724	47,537	61,448	526,248
H23	398,271	8,829	60,898	31,174	499,172
H24	327,644	12,851	26,377	33,618	400,490
H25	239,298	4,695	21,938	21,309	287,240
H26	193,029	17,591	19,110	31,807	261,537
H27	191,418	6,632	9,002	22,652	229,704
H28	230,477	6,523	10,883	53,057	300,940
H29	143,662	9,906	15,420	47,384	216,372
H30	141,744	7,837	8,430	50,403	208,414
R1	81,573	4,855	14,689	40,721	141,838
R2	190,834	6,841	16,578	81,155	295,408
R3	141,437	3,933	16,985	48,650	211,005
備 考	県内全域で被害が発生。	五島市、対馬市、長崎市、佐世保市、新上五島町で被害が発生	県内全域で被害が発生。		

放置船等に関する対策について関連資料

県内の放置船等の状況（漁港区域内）（R5.1現在調査）

長崎市	144隻
佐世保市	142隻
諫早市	0隻
大村市	7隻
対馬市	31隻
壱岐市	25隻
平戸市	106隻
松浦市	30隻
五島市	291隻
西海市	36隻
島原市	0隻
南島原市	40隻
雲仙市	55隻
合 計	907隻



第 10 号議案

地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

1. 地域経済牽引事業への支援措置について〔継続 6 回〕

地方税を減免した自治体への普通交付税の減収補てん措置に関し、補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加するよう国に働きかけること。

（資料 10-1 参照）

2. 工業団地の整備について〔継続 2 回〕

市町営工業団地整備支援制度を堅持すること。

また、その条件の緩和及び補助率や補助対象の拡充など、更なる財政支援を行うこと。

3. V・ファーレン長崎への支援について〔継続 5 回〕

全県をホームタウンとする V・ファーレン長崎について、県民を挙げての応援環境づくりを推進するとともに、地域の活性化につなげていくため、次の項目について要請する。

（１）県内全市町で構成する「プロスポーツクラブ長崎自治体連携会議」にて、長崎県が中心的な役割を担い、県内各自治体の連携を推進し、V・ファーレン長崎を県内自治体全体で応援する取り組みを図ること。

（２）V・ファーレン長崎と自治体が連携し、V・ファーレン長崎の地域貢献活動等を広く県内に展開するため、県内自治体の窓口として V・ファーレン長崎との連携を図ること。

（３）県民応援 DAY を県内自治体の観光・物産の PR の機会として引き続き実施するとともに、ホームゲームを県内自治体の観光・物産の PR の機会ととらえ、アウェイサポーターを観光客として呼び込むため、長崎空港内のブースや主要駅前で県内自治体の観光・物産の PR を行うなどの新たな取り組みを図ること。

（４）ホームゲームの応援に行きやすくなるよう、離島など交通費及び宿泊費等の負担が大きい地域への支援を行うこと。

（資料 10-2 参照）

4. 県と市町の連携による広域観光の活性化について〔新規〕(長崎市、佐世保市、五島市)

国内観光については国や各自治体の旅行支援の効果もあり、各地の観光需要はコロナ禍前の状況に回復しつつある。

また、入国規制緩和や客船の受け入れ再開等に伴い訪日外国人数も堅調な回復が見られている。

この機を逸することなく、長崎県内への誘客や消費拡大をさらに促すために、長崎県を中心としたこれまで以上の広域観光の活性化に向けた取組みについて、次のとおり要請する。

- (1) 広域観光の取組みについて、企画段階からの意見交換や方向性の確認など、これまで以上に県と市町の連携強化を図ること。
- (2) 国内観光において、長崎県内のみならず北部九州各県との連携した相互送客や広域周遊観光の促進に取り組むこと。
- (3) 国内で開催される大規模イベント等を契機とした訪日外国人観光客の長崎県内への誘致促進に取り組むこと。(長崎市)
- (4) 離島・半島地域に対する食のブランド化の推進や旅行支援の造成など、地域の魅力の掘り起こしや来訪を促す施策の拡充を図ること。

(説明)

提言する(長崎市、佐世保市、五島市)

- ・日本政府観光局(JNTO)の速報によると、国際路線はコロナ禍前の約6割まで運航便数が回復しており、訪日外国人観光客数も堅調な回復が見られている。

この機を逃さず、長崎県内への誘客や消費拡大を促すためには、行政区域に関わらず関係市町・DMOが連携し、航空会社に対する長崎空港への路線再開・増便の働きかけや、海外旅行会社等へのセールス強化、情報発信を通じた高付加価値旅行・長期滞在の促進等の取組みを強化していくことが求められる。

また、各県・各市町が誘致ターゲットとする国・地域に継続的に訴求していくためには、各地域の魅力や特性に合わせたストーリー・テーマ別の取組みを行うなど、これまで以上に連携を深めていく必要があると考えことから、新たに要望を行うもの。(長崎市)

- ・(4)については全国的には観光客が戻りつつあるものの、離島・半島地域の観光需要はコロナ前と比較し、十分な回復とは言えない状況(例:島原市でコロナ前の6割程度の回復という状況)であることから、地域資源の活用により観光客を呼び込むことが地域振興を図る上で重要と考え、要望するもの。(島原市)
- ・連携先を「北部九州」に限るものではないことから、文言を修正するもの。(副市長会議における調整結果)

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
(通称：地域未来投資促進法)」(平成29年7月31日施行)

<主な支援措置>

①税制による支援措置

○地方税の減免に伴う補てん措置

・固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん

(対象資産：土地、建物、構築物)

○課税の特例

- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置
⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除
(上乗せ要件を満たす場合50%特別償却、5%税額控除)
- ⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除

②予算による支援措置

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業

- ・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援

○地方創生推進交付金の活用

- ・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援

③金融による支援

○資金供給の円滑化

- ・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期(20年、7年以内)かつ固定金利での融資
- ・地域経済活性化支援機構、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設
- ・信用保証協会による債務保証

④情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供

- ・地域経済分析システム(RESAS)等を活用

⑤規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

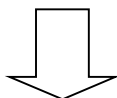
- ・工場立地法の環境施設面積率、緑地面積率の緩和
- ・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

◆固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん措置の対象資産

対象資産：土地、建物、構築物



機械及び装置が補てん対象となっていない

自治体支援の状況

1 プロスポーツクラブ長崎自治体連携会議

(旧 V・ファーレン長崎自治体連携会議)

県下市町において自治体支援会議を設立し、集客支援等について協議を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きかった 2020 シーズンを除いて観客動員数は増加傾向にあること、財務基盤も改善されてきていること、また、V・ファーレン長崎が積極的に地域貢献活動に取り組んでおり、今後も更なる連携の強化が求められていることを考慮し、各自治体からクラブへの支援という形から、双方が連携して地域課題の解決を目指す段階に進んでいると判断し、各自治体とクラブとの合意により、会議名を自治体連携会議と改称することとした。今後は、自治体の各施策とクラブの地域貢献活動との連携を軸に協議を行い、具体的な取り組みに繋げていく。

【構成】 県及び県内全市町で構成

【令和 4 年度開催状況】

回 数	期 日	内 容
連携会議 第 1 回	R4. 8. 24 (水)	V・ファーレン長崎からの報告 各市町の V・ファーレン長崎関連事業について
連携会議 第 2 回	R4. 11. 16 (水)	V・ファーレン長崎からの報告 県や各市町の事業実施状況等について

2 V・ファーレン長崎練習場の状況

諫早市サッカー場

3 V・ファーレン長崎選手の長崎県出身者

- ・ 鍛先 祐弥 選手 長崎市出身 東福岡高校→早稲田大学 (2021 シーズン加入)
- ・ 五月田 星矢 選手 長崎市出身 鎮西学院高校 (2021 シーズン加入)
- ・ 安部 大晴 選手 長崎市出身 鎮西学院高校 (V 長崎 U-18 兼 2022 シーズン加入)

第 1 1 号議案

学校教育の充実に関する提言

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置の拡大について〔継続 5 回〕

きめ細かな指導の充実や豊かな個性と創造性に富んだ人材を育成するため、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 少人数学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、小学校においては令和 7 年度までに段階的に 3 5 人に引き下げられるが、小学 1、2 年生を 3 0 人学級とするとともに、中学校においても 3 5 人学級とすること。
- (2) 現状として、少人数指導のための加配教員が少人数学級編制のための教員（担任）として配置され、本来の目的が果たされていないことから、少人数指導のための教職員の加配措置を拡大すること。
- (3) 複式学級の解消、あるいは編制基準の引き下げを実施するための教職員を増員すること。

2. 少人数学級編制に伴う財政支援措置について〔継続 5 回〕

社会状況等の変化により、学校は児童生徒に対するきめ細やかな対応が必要となっている。日本語指導などを必要とする子どもや障がいのある子どもへの対応、いじめや不登校に関する生徒指導等、学校現場での課題は多岐にわたる。

については、このような重要な課題の解決に向けた少人数学級編制実施のための学校施設等の整備について県独自の財政支援措置を講じること。

3. 派遣指導主事の配置に伴う財政支援措置について〔継続 5 回〕

指導主事は、学習指導要領に基づく教育課程の適切な編成・実施及び学力向上、いじめや不登校に関する生徒指導等への対応など、学校教育に対する多様な要求に応える指導体制を充実するために、極めて重要な役割を担っている。

各市においては、合併による学校数の増加や教育事務所の廃止に伴う指導業務及び事務量の増大に対応し指導主事を増員しているが、各市の財政負担が大きくなっている。ついては、県教育委員会から派遣指導主事を各市へ配置するなど財政的な支援措置を講じること。

(資料 11-1 参照)

4. 養護教諭の配置について〔継続 5 回〕

分校及び 3 学級未満の本校においては、養護教諭が定数化されておらず、養護教諭が加配されていない場合は、専門以外の担任等が保健業務を担う状況となるため養護教諭の配置を定数化することを国に強く要望すること。

なお、それまでの間は未配置の本校及び島部にある分校については優先的に配置を行うこと。

5. 学校事務職員の配置について〔継続 5 回〕

学校事務職員は、予算等の会計管理や教職員の福利厚生に関する事務等を含めた学校内の総務・財務等に関する重要な役割を担っている。

そのような中、分校及び 4 学級未満（中学校においては 3 学級未満）の本校においては、事務職員が配置されておらず、教頭が本来の職務に加えて教科も持ちながら学校事務を行っている状況にあるため、事務職員の配置を行うこと。

6. 小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）」等配置に係る財政支援措置について〔継続 5 回〕

教育相談員に関しては、現在、県においては、対策が図られているものの、高度な資格が必要とされ、かつ、少ない人員配置のなかでの活動のため、ふれあう時間・回数も限られ、相談を必要とする児童・生徒の多くが心を開いて相談できるまでの信頼関係を構築することは困難な状況であり、各市においては、高度な資格を要しない相談窓口として「心のケア教育相談員」等を単独事業として配置している。

ＳＣ、ＳＳＷに関しては、現在、県の派遣事業を活用し、不登校対策等において大きな成果をあげている。市町によってはこのような資格を有する人材の確保が難しい状況にあり、県のＳＣ、ＳＳＷの派遣事業を拡張し、配置を増員すること。

また、県において策定された、いじめ防止基本方針では、いじめの防止の対策に専門的知識を有する者の確保のため、必要な措置を講ずることが盛り込まれた。

県においては、こうした現状に応じた財政支援措置を講じること。

(資料 11-2 参照)

7. 学校栄養職員・栄養教諭の配置について〔継続 5 回〕

栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は給食管理を主眼としているが、食育指導や食物アレルギーへの対応を推進するため、配置の基となっている業務の考え方を見直す必要があることから、県においては、食育指導等の推進のための配置拡充について、国に強く要望すること。また、加配等による増員について県独自の対策を継続し、更に拡充すること。

8. 学校図書館充実のための司書教諭の配置について〔継続 5 回〕

図書館教育をはじめとする読書に関わる教育の充実のために、主に学校図書館の経営及び指導面を担当し、学校図書館の機能を活用する学習指導、読書指導、情報活用能力の育成指導等を支援する司書教諭の配置は不可欠である。

については、学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）附則第 2 項及び学校図書館法附則第 2 項の学校の規模を定める政令（平成 9 年政令第 189 号）の規定により、12 学級以上の全ての学校に司書教諭の資格を持つ教諭を配置されたところだが、12 学級未満のすべての小・中学校においても司書教諭の配置を行うこと。

(資料 11-3 参照)

9. ICT 教育環境整備に係る教職員に対する研修の充実と ICT 支援員配置のための財政支援について〔継続 5 回〕

各自治体において学校の ICT 教育環境整備を推進しているところであるが、ICT を効果的に活用するためには、機器の導入のみならず教職員のスキルアップが必要不可欠である。

そこで、県においては、引き続き教職員の ICT 教育に関する研修をより一層充実させるとともに、ICT 教育支援を全県的に取り組むため、熱意のある ICT 支援員を育成し、その配置のための財政支援を国へ働きかけるなどにより、学校における ICT 教育環境の充実を図ること。(平戸市)

(資料 11-4 参照)

(説明)

・既に国における財政支援がなされていることを踏まえ文言の修正を行うもの(平戸市)

10. 長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について〔継続 5 回〕

(1) 長崎県中学校体育連盟への県の補助金については平成 20 年度に減額された後、従前の水準まで回復していない状況である。長崎県中学校体育連盟の財政運営の厳

しさを鑑み、平成 22 年度の郡市分担金については増額したところであり、更に平成 28 年度からは、県大会参加費も求められることとなった。中学生の健全な育成のためには、県と市が連携して推進すべきものであることから、県においては、長崎県中学校体育連盟への補助金を増額すること。

(資料 11-5 参照)

(2) 長崎県中学校文化連盟が更に充実・発展するためには十分な助成が必要である。

長崎県中学校総合文化祭の充実及び活性化を図るため、全国中学校総合文化祭の成果等を踏まえ、更なる発展に努めるとともに、県代表として九州大会・全国大会に出場する際の実費補助のため、県においては引き続き十分な財政的支援を行うこと。

(資料 11-6 参照)

1 1 . 特別支援学級編制基準の弾力化について〔継続 4 回〕

特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加しており、また、障害の多様化も進んでいることから、状態が異なる複数の児童生徒への対応を教員 1 人で行うことは困難な状況にある。

については、児童生徒個々の状態に応じたきめ細かな指導・対応を行うため、現在 8 人で 1 学級となっている特別支援学級の編制基準を、6 人以下の少人数学級編制で、実態に応じた弾力的な学級編制ができるよう見直しを行うこと。

1 2 . 統合型校務支援システムの導入について〔継続 4 回〕

教職員の業務改善のため、県内の公立小中学校において統合型校務支援システムの共同利用の促進が図られるよう、システム導入の効果について各市町に対して積極的な情報提供を行うこと。

また、導入及び運用に係る経費に対して引き続き財政支援措置を講じるとともに、一、よう国にも財政支援措置を講じるよう働きかけること。(南島原市)

(説明)

・既に国において地方財政措置がなされていることを踏まえ文言の修正を行うもの(南島原市)

1 3 . 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について〔継続 1 回〕

近年の小中学校管理職員の選考試験における教頭志願者の倍率は低下傾向にあることや、県における教職員の女性管理職の割合は全国と比較し低い状況であるなど、今後の管理職希望者不足が懸念される。その原因の一つが教頭の長時間労働だとされている。ため、教頭が本来の職務に注力できるよう教頭業務を見直し

改善を図ること。特に、中学校教頭における時間外勤務が多いことから、この改善を図るため、中学校教頭を義務標準法による教科別現員数の定数外として配置することや教頭業務を補佐する職員を配置すること。

また、これが難しい場合には、中学校教頭と同教科教員の加配配置や教頭の授業時数が多い場合に非常勤講師を配置するとともに、大規模校には副校長、主幹教諭を配置するなど、教頭が働きやすい環境を整えるための措置を講じること。

(松浦市)

(説明)

・教頭業務の見直し・改善について、超勤改善等対策会議において具体的方策に位置付けられ、検討を進めていることを踏まえ、文言の修正を行うもの(松浦市)

14. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について〔継続3回〕〔第1号〕

議案 都市財政の拡充強化に関する提言から本提言に移動

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図るよう、次の事項の実現について国に強く働きかけること。

- (1) 校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、長寿命化改良事業については、補助対象となっているものの、防災機能強化事業については、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋上防水改修についても補助対象とすること。

また、学校施設を支える法面については、学校建設当初から手を加えていない箇所がほとんどであり、近年の大雨被害の激甚化を鑑みると、崩落などにより施設そのものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるため、法面の整備についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。

- (2) 学校施設の新増改築について、補助単価の嵩上げ措置がなされたものの、労務単価や資材単価の上昇傾向は続いており、いまだ実工事費との乖離が大きいいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

- (3) 特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターなどの障害児等対策については、入学予定の子どもたちの状況を事前に把握し、設置に合わせて国庫補助の申請を行っている。しかし、入学予定の子どもが事故等により急に

肢体不自由になったり、また、市外からの転校などにより、急きょエレベーターを設置する必要性が生じた場合、国庫補助の内示後に事業に着手すると、迅速な対応ができなくなるため、緊急的な事業の実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うこと。

また、エレベーターの増設工事について、実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

(説明)

・適切な表現に修正するもの(事務局)

15. 小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について〔継続6回〕

〔第1号議案 都市財政の拡充強化に関する提言から本提言に移動〕

多くの地方自治体においては、国が掲げる「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒1人1台の端末整備と高速大容量の通信ネットワークの整備等を進めたところであるが、整備に係る国の財政支援については、初期の整備費用に限ることなく、今後想定される端末の更新費用等についても十分な財政支援を講じることよう、国に対して働きかけること。

また、1人1台端末に係るLTE回線使用料についても財政支援の対象とするよう改めること。~~←さらに、及び情報格差是正のため早急に大容量インターネットサービスが利用できるように施策を講じること。→~~よう、~~これらについて、~~国に対して働きかけること。(長崎市)

(説明)

・国提言と表現を統一するため文言修正するもの(長崎市)

・適切な表現に修正するもの(長崎市)

16. 学校給食費の無償化について〔新規〕(長崎市、島原市、諫早市、平戸市、対馬市、西海市、南島原市)

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、全ての子どもたちに対して国の責任において実施すべきであると考えことから、保護者が負担する学校給食費を無償とし、国の負担とするよう国に働きかけること。

(長崎市)

(説明)

・提言する(長崎市・島原市・南島原市・諫早市・対馬市・西海市・平戸市)

学校給食費は、学校給食法に基づく保護者負担として各自治体において額を定め、食材費等に充てられているが、その額は自治体により差異がある。

また、一部の自治体においては、保護者の負担軽減の観点から学校給食費を公費負担に切り替えるところも出現しており、負担のあり方そのものにも差異が生じる事態となっている。

このような状況の中、学校給食法第2条に規定する「適切な栄養の摂取による健康の保持増進」や「我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解」などの目的を達成することは、我が国の子どもたちの健やかな発達を保障することであり、すなわち国の責務であると考えことから、学校給食費を国の負担とすることを要望するもの。(長崎市)

必要な財源試算 県内全市で小学校分約 27.9 億円 中学校分約 16.3 億円
合計約 44.2 億円 (R5.7 全市照会結果)

派遣指導主事の配置について

各市の指導主事配置状況

令和5年5月1日現在

市名	学校数(校)		児童生徒数(人)	児童生徒数(人) 計	指導主事数(人)
長崎市	小学校	68	17,762	26,103	34
	中学校	37	8,341		
佐世保市	小学校	44	12,490	18,702	33
	中学校	24	6,165		
	義務教育学校	2	47		
島原市	小学校	9	2,273	3,365	6
	中学校	5	1,092		
諫早市	小学校	28	7,383	10,860	12
	中学校	14	3,477		
大村市	小学校	15	6,361	9,376	11
	中学校	6	3,015		
平戸市	小学校	15	1,369	2,097	6
	中学校	8	728		
松浦市	小学校	9	1,065	1,661	5
	中学校	7	596		
対馬市	小学校	17	1,296	1,980	7
	中学校	11	684		
壱岐市	小学校	18	1,298	1,995	6
	中学校	4	697		
五島市	小学校	14	1,414	2,177	8
	中学校	11	763		
西海市	小学校	10	1,160	1,775	6
	中学校	6	615		
雲仙市	小学校	17	2,070	3,087	7
	中学校	7	1,017		
南島原市	小学校	15	1,905	2,889	7
	中学校	8	984		
計	小学校	279	57,846	86,067	148
	中学校	148	28,174		
	義務教育学校	2	47		

小中学校における「教育相談員等」配置に係る財政支援措置について

※人数欄の()内の数字は県派遣の数字

令和5年5月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備 考
長崎市	カウンセラー派遣	会計年度任用職員	0 60回程度	希望校に対し事案に応じた人材を市教委が人選。3時間/回程度。(問題行動等の対応のための児童生徒、保護者、学校への相談業務、いじめ調査)	H16	県配置SC配置校以外の学校を中心に派遣。いじめ調査のため派遣など
	学校相談員	非常勤職員	20	1日4時間、週2～3日勤務、中学校20校に配置。(問題行動等の未然防止を目的とした相談業務)	H16 (H10～15 国の事業として配置)	H21～H30 中22校 R01 中21校 R02～04 中20校
	学校サポーター	非常勤職員	小61校166人 中37校34人	・小中ともに1日2時間、週2日程度、年間70日 ・小学校においては全小学校に配置予定(児童の学習支援や教育活動支援、相談活動等) ・中学校においては10学級以上ある16校を対象に配置予定(配布文書の印刷・仕分け、採点業務の補助など)	小H16 中R02	H21 小38校 H28 小58校 H22 小38校 H29 小58校 H23 小38校 H30 小61校 H24 小48校 R01 小64校 H25 小63校 R02 小50校、中4校 H26 小62校 R03 小61校、中18校 H27 小60校 R04 小64校、中18校 R05 小61校、中37校
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	8(0)	1日6時間、週5日勤務、教育研究所に8人配置。(問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築)	H23	平成27年度から長崎市雇用が8人体制となる。
	教育相談員	会計年度任用職員	3(0)	1日6時間、週5日勤務。教育研究所に3人配置。(不登校児童生徒及び保護者の来所・電話による教育相談を行う。)	H9	令和元年度から3人体制となる。
	学びの支援センター(旧適応指導教室)	会計年度任用職員	2(0)	1日6時間、週5日勤務。教育研究所に2人配置。(学びの支援センターにおいて小集団による相談指導を行い、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行う。)	H27	
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(19)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H7	H29 小26校 中34校 H30 小28校 中34校 R01 小31校 中34校 R02 小35校 中34校 R03～04 小44校 中34校 R5 小68校 中37校
佐世保市	心の教室相談員	非常勤職員	22	1日半日程度、年間100日	H10	教育委員会からの委嘱
	スクールソーシャルワーカー	パートタイム 会計年度任用職員	7	年間840時間以内勤務、青少年教育センターに配置。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内における組織体制の構築、支援	H22	H22 1名 R2 6名 H23～H27 2名 R3～R4 7名 H28～H29 3名 H30～R1 4名
	教育相談員	非常勤職員	214回	県配置SCがカバーできない学校を中心に派遣。2時間/回程度。教育相談、カウンセリング、講演会、ワークショップ、事例研究会など	H13	
	青少年教育センター教育相談員	フルタイム 会計年度任用職員	4	1日7時間45分勤務。青少年教育センターにおける教育相談を担当。学校適応指導教室通級生に対する個別支援も行う。	H4	
	学校適応指導教室担当	フルタイム 会計年度任用職員	1	1日7時間45分勤務。学校適応指導教室通級生における担任業務を行う。	H13	
	学校適応指導教室指導員	パートタイム 会計年度任用職員	2	月14日以内、1日5時間勤務。学校適応指導教室における学習支援や体験活動の指導を行う。	H27	
	サテライト学校適応指導教室担当	パートタイム 会計年度任用職員	1	年間174日以内、1日6時間勤務。市内遠方に住む児童生徒や保護者のニーズに応えるサテライト(出張型)学校適応指導教室における学習支援や体験活動の指導を行う。	R3	
	メンタルフレンド	ボランティア	13	引きこもりの児童生徒の家庭へ大学生等を派遣し、会話などを通して関係を築いていき、学校復帰や社会的自立につなげる。1回2時間の派遣。	H13	
	スクールカウンセラー	県配置会計年度任用職員	0(20)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H9	
島原市	心の教室相談員	会計年度任用職員	5	全中学校に配置。第一、第二、有明中:1日5時間の週4日。第三、三会中:1日4時間の週3日	H10	
	スクールカウンセラー	県配置職員	0(4)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校を拠点校、小学校をエリア校として、全小・中学校に配置。	H24	
	スクールソーシャルワーカー	県配置職員	0(1)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。学校教育課に配置。1日6時間の35週	H27	
	適応指導教室相談員	会計年度任用職員	2	不登校対策として児童生徒の学校復帰を援助する。1日6時間の週5日を基本。	H8	

※人数欄の()内の数字は県派遣の数字

令和5年5月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備 考
諫早市	心の相談員	パートタイム 会計年度任用職員	20	週3日程度、概ね年間120日 全小学校(28)に兼務で配置	H14	児童生徒や保護者が悩みなどを気軽に相談できるための配置
				週3日程度、概ね年間120日 全中学校(14)に兼務で配置	H10	
	少年相談員	パートタイム 会計年度任用職員	5	1日7.5時間、週4日勤務 諫早少年センターに配置し、相談業務等に応じている。	H6	嘱託員3名は主に、不登校児童生徒の学習や体験活動に指導にあたっている。他2名は主に、来所及び電話相談等の相談活動を行っている。また、地域巡回を行っている。
	スクールカウンセラー	県非常勤職員	0(11)	全中学校14校に11名を配置(中学校区の小学校にもエリア校として兼務し、教育相談、カウンセリング等を行う。)	H14	県配置(小学校は19年度、中学校は14年度から)
	スクールソーシャルワーカー	県非常勤職員	0(1)	1日6時間、週3日勤務 諫早市少年センターに配置し、教育相談、関係機関との連絡調整等を行う。	H23	県配置
大村市	心の教室相談員	会計年度任用職員	18	1日5時間、年間約200日勤務。(悩みを持つ児童生徒の、相談相手や話し相手となる)	H21	H21～H23はふるさと雇用再生事業の補助事業として21名雇用
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員 及び 県配置職員	2(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築等。 学校教育課へ配置。	H15	
	教育相談員	会計年度任用職員	1	1日7.5時間、年間約200日勤務。(市雇用のSSWと連携し、不登校緊急支援チームにおいて関係機関との連絡・調整を図る役割を担う)	H28	
	スクールカウンセラー	県配置職員	0(6)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H9	
	適応指導教室長	会計年度任用職員	1	1日6時間、週5日勤務。(学校に行けない児童生徒に集団生活や学習を指導する)	H29	
	適応指導教室補助指導員	会計年度任用職員	3	1日6時間、年間約200日勤務。(学校に行けない児童生徒に集団生活や学習を指導する)	H9	
	適応指導教室補助指導員	会計年度任用職員	1	週1回、1日3時間勤務。(あおば教室通級者の相談を行う。)	R2	
	小・中学生サポートルーム	会計年度任用職員	2	1日6時間、週5日間勤務 学校に行くことができないだけでなく、家を出ることができない児童生徒の居場所として開設	R3	R3. 4. 1開設
平戸市	教育支援教室支援員	会計年度任用職員(パート)	2	雇用期間は年間 勤務は週30時間(1日6h×5日) 報酬は月額	H11	
	スクールソーシャルワーカー	県配置 非常勤職員	0(1)	様々な課題を抱える児童生徒に対して、置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワーク構築を行う。	H24	
	スクールカウンセラー	県配置 非常勤職員	0(6)	様々な課題を抱える児童生徒に対して、教育相談・カウンセリングを行う。	H17	
松浦市	適応指導教室指導員	会計年度任用職員	2	1日7時間、報酬は月額 平成19年に開設、市費で1名 平成21年から緊急雇用で1名(平成22年度から緊急雇用分も市費で雇用)	H19	R2年度から会計年度任用職員(市雇用)
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員(県配置職員)	0(1)	週2日(1日7時間)の勤務。市内を3地区に分け、地区ごとに派遣日を設定し、要請があった学校に派遣。	H20	
	松浦市スクールカウンセラー	民間委託	1(4)	市雇用のスクールカウンセラーを市教委に配置(年間35週、210時間、1日6時間)している。県配置のSCがカバーできない学校を中心に勤務している。	H26	R2年度から業務委託契約に変更
対馬市	教育相談員	会計年度任用職員	4	年間173日以内、1日の勤務時間6時間 (中学校4校に配置)	H17	児童生徒の学業や友人関係等の悩みに対する相談活動など
	介助員	会計年度任用職員	67	年間173日以内、1日の勤務時間6時間 (小学校16校、中学校9校に配置)	H17	教育上特別な配慮を要する児童生徒に対する身辺処理、移動等の介助、学習支援、健康管理、安全の確保等を行う。
	教育支援センター指導員	会計年度任用職員	1	不登校児童・生徒の教育指導及び施設運営業務 1日7時間、週5日	H31	入所者への指導は、月・水・金曜日の10時から15時まで
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	0(1)	1日6時間、週3日間35週を基本。 拠点校の中学校1校に配置	H25	問題をかかえる児童生徒が置かれた環境への働きかけ、学校内における組織体制の構築・支援、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整等
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(2)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校11校に兼務で配置。	H19	児童生徒へのカウンセリング、児童生徒の心の問題等への対応に関する保護者への支援、児童生徒の心の問題等への対応に関する教職員への助言

※人数欄の()内の数字は県派遣の数字

令和5年5月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備 考
沓崎市	心の教室相談員	非常勤職員	4	1日4時間程度、年間100日(3校)、150日(1校)	H18	中学校4校
	スクールカウンセラー	非常勤職員	0(2)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校4校に配置。	H19	
	スクールソーシャルワーカー	県配置職員	0(1)	週3日、1日6時間程度、年間35週を基本。いじめ、不登校対策等として、教育相談、カウンセリング等を行う。学校教育課に配置。人件費(県費)以外の経費。	H27	
	教育支援教室指導員	会計年度任用職員	2(0)	1日5時間程度、週5日勤務、不登校の児童・生徒に対して市の施設で「太陽」を開室。学校復帰に向けての社会適応と学習指導を行う。	H29	
五島市	学校適応支援員	会計年度任用職員	1	週4日、1日7時間、年間200日を。他校に要請があった学校へ週1日、1～2校に派遣できる。悩みを抱える生徒の相談に応じ、心の負担軽減を図る。	H29	H29から学校適応支援員へ名称と配置要領を変更
	スクールカウンセラー	非常勤職員	1(4)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。小学校14校、中学校11校に配置。	H13	小14校は、中学校11校のエリア配置 うち小13校、中10校はグループ配置
	スクールソーシャルワーカー	非常勤職員	1(1)	1日6時間、週3日勤務、学校教育課に配置。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築等	H20	
	教育支援教室指導員	会計年度任用職員	2	1日7時間、週5日勤務、市の施設に開設した「たけのこ」において、学校不適応(不登校)児童生徒を受け入れ、指導し自立促進を図る。	H22	
西海市	心の教室相談員	会計年度任用職員	4	生徒の悩み相談や話し相手、必要により家庭訪問を実施して、学校における教育相談を行う。 1日4時間、年間195日程度、離島を除く全中学校に配置	H17	H22～H23 中6校 H24 中5校 H25～ 中4校
	適応指導教室指導員	会計年度任用職員	1	不登校の児童・生徒に対して、個々の実態に応じた社会生活適応指導及び学習指導を行う。 1日6時間、週5日	H19	
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	1(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等	H25	H21～H24県配置 H25.5～H26 1名雇用 H27～県配置 H30～市雇用1名
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(3)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。全小・中学校に配置。	H18	R5～全校配置
雲仙市	スクールサポーター	会計年度任用職員	26	1日5.5時間、年間210日を上限とし、全小中学校に配置。(複数配置は小学校3校、中学校0校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務。	小学校:H18 中学校:H19	
	訪問指導員	会計年度任用職員	2	不登校対策として、訪問指導や相談活動など直接的な支援活動を行う。	H22	
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	0(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等	H25	
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(6)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H17	
南島原市	心の教室相談員	非常勤	12	児童生徒が抱える悩みや不安等の相談にあたり、児童生徒のストレスを和らげる。 小学校5人、中学校7人 週4日・4時間勤務。年間勤務日数140日(上限)	H18	
	スクールソーシャルワーカー	(県)会計年度任用職員	0(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築等。	H27	
	適応指導教室指導員	(市)会計年度任用職員	3	不登校の状態又はその傾向にある児童・生徒に対して、指導・支援を行う。 1日5時間45分	R3	令和2年度まで「心の教室施設相談員」として任用していたが、適応指導教室を開設したことで、適応指導教室指導員として令和3年度から配置した。
	スクールカウンセラー	(県)会計年度任用職員	0(5)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校8校、小学校7校配置。	H18	

学校図書館充実のための財政支援措置について

市費による学校図書館への司書、図書支援員等の配置状況

令和5年5月1日現在

市名	区分	職種	人数(人)	勤務内容等	配置開始年度	備考
長崎市	学校図書館司書	会計年度任用職員	43	1日4時間45分週5日勤務、原則2校に1人、合計43人配置	H21	H21・22…4人 H23…18人 H24～26…36人 H27～30…43人 R01～05…43人
佐世保市	学校司書	パートタイム 会計年度任用職員	23	1日7時間、週5日勤務、小学校44校、中学校24校、義務教育学校2校に配置	H17	
島原市	学校司書	会計年度任用職員	14	1日6時間、週3日勤務、小学校は21年度、中学校は22年度に全校に配置	H21:9人 H22:5人	
諫早市	学校図書館運営支援員	パートタイム 会計年度任用職員	42	全小・中学校42校に配置 ・1日3時間、週4日勤務	H20～ 学校司書4人 H24.9～ 学校図書館運営支援員42人	
大村市	学校司書	会計年度任用職員	15	1日5時間、年間約200日勤務(課業日のみ)、全小中学校に配置(うち6名は複数校に配置)。	H24	
平戸市	学校図書館支援員	会計年度任用職員 (パート)	5	週29時間勤務、5校を拠点校として全小中学校に配置(巡回)	H21	
松浦市	学校図書支援員	会計年度任用職員	3	年間227日間(1日7時間)、各学校を週1回巡回して勤務	H26年7月～	
対馬市	学校図書館支援員	会計年度任用職員	13	市内小・中学校26校に配置 1日4時間、年間200日勤務 1人あたり2校勤務(100日×2校)、1人1校勤務(100日×1校)	H25	
壱岐市	学校司書	パートタイム 会計年度任用職員	4	1日6.5時間 月14～20日程度 小・中学校22校を巡回(1人5～6校)	H25	H25…2人 H26～29…3人 H30～4人
五島市	学校図書館支援員	会計年度任用職員	4	小学校3校、中学校1校をベース校とし、他の学校からの依頼によって訪問し、サポート等を行う。 ・週29時間程度、年間242日上限	H25	
西海市	学校図書館司書 学校図書館運営補助員	会計年度任用職員	7	司書(4人)は1日6時間、週5日勤務、中学校4校・小学校4校に配置。(小1校・中1校を兼務) 図書補助員(3人)は1日4時間、年間195日程度勤務、小学校5校に配置(1人は1校単独配置、他2人は2校兼務)	H21学校図書館司書 H23学校図書館運営補助員	
雲仙市	図書支援員	会計年度任用職員 (スクールサポーター)	26	1日5.5時間、年間210日を上限とし、全小中学校に配置。(複数配置は小学校3校、中学校0校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務。	小学校:H18 中学校:H19	
南島原市			0	本市の市立図書館職員を週に1度、学校等所管へ派遣		

長崎県内のICT教育環境整備状況

令和5年5月1日現在

市名	電子黒板等大型提示装置	児童生徒用タブレット及び授業支援ソフト
長崎市 (小68、中37)	R4年度に以下の教室に電子黒板を導入 ・普通教室・理科室に各1台 ・知的学級・情緒学級に各1台 ・通級指導教室を有する学校に1台 ※旧大型提示装置は特別教室等で活用	小・中学校への1人1台学習者用端末(Chromebook)整備 ※授業支援ソフト:小1～小3は「ロイロノート・スクール」 ※すべての学年で「Google Workspace for Education」を利用
佐世保市 (小44、中24、 義務2)	全小・中・義務教育学校に2台整備済 必要に応じて学校配当予算で整備	全小・中・義務教育学校の児童生徒用Chromebook整備済 通信方式はLTE(5GB/月)を使用し、通信費は市費で負担する。 授業支援ソフトはGoogle Workspace for Educationを利用する。 オンラインドリルとして「eライブラリアドバンス」を利用
島原市 (小10、中5)	小・中学校各校1台 大型モニター普通教室各1台	小・中学校への1人1台学習者用端末(Chromebook)※3、119台 電子黒板 小・中学校各校1台整備 大型提示装置 各小・中学校普通教室1台、各特別支援教室1台整備 Google Workspace for Educationを活用 問題データベースタブレットドリル(東京書籍)を導入
諫早市 (小28、中14)	【大型モニター等】 市内各小・中学校 普通教室 各 1台 6特別教室 各 1台 ※校内LANに無線接続	【児童生徒用タブレット】 市立小・中学校の児童生徒に1台ずつ整備 【授業支援ソフト】 現在選定中(7月中に導入予定) 【学習ドリル】(令和4年4月～) 学校に応じて保護者負担でデジタルドリルを導入 (導入していない学校もあり)
大村市 (小15、中6)	【大型提示装置(大型テレビ等)】 小:287台 中:132台 ※ 令和元年度以降は、必要に応じて学校配当予算で追加整備	市内全児童生徒に1人1台整備(chromebook) Google Workspace for Education, eライブラリアドバンス
平戸市 (小15、中8)	大型提示装置:普通教室1台 特別支援学級を有する学校に1台 理科室に全台導入。	【児童生徒用タブレット】 市内全児童生徒に1人1台導入済み 【授業支援ソフト】 「Google Work Space for Education」を利用 「Win Bird」を全校に導入 「オクリンク」「ムーブノート」を小学校に導入 【学習ドリル】 ドリル型学習教材を市内全児童生徒に導入
松浦市 (小9、中7)	【電子黒板】 普通教室各1台 特別教室各校2台	Chromebook(LTE方式5GB/月)の整備済 授業支援ソフトは「Google Workspace for Education」を利用
対馬市 (小16、中11)	プロジェクターを各小学校3台、中学校は学級数台数導入済。 タブレットとの無線接続により電子黒板として利用。	小:一人一台導入済(LTE方式) 中:一人一台導入済(LTE方式) ロイロノート(小、中) AI型電子ドリル(小、中)
壱岐市 (小18、中4)	小:学校規模に合わせ、4～6台 中:普通教室全てに導入	ChromeBook(wi-fi)を導入済 小:1,624台(教師用含む) 中:836台(教師用含む) Workspace for Education, eライブラリアドバンスを活用
五島市 (小14、中11)	市内小・中学校すべての普通教室に電子黒板つきプロジェクターを完備	(現在配置) ・iPad 小学校:147台、中学校: 77台 ・GiGAスクール対応端末整備完了(Chromebook) 小:1723台(教師用含む) 中:823台(教師用含む) ・授業支援ソフトは、GoogleWorkspaceを利用。 ・R4、有償の授業支援ソフトを導入済み。(InterCLASS Cloud)
西海市 (小13、中6)	全ての学校の普通教室と特別教室3室(理科室・音楽室・学校裁量の場所)に電子黒板を整備している。	・全ての児童生徒に対して、1人1台ずつChromebookを整備 ・授業支援ソフトは「Google Workspace for Education」を利用している。 ・授業支援アプリ「ロイロノート(小1～小6)」※無料期間中 ・授業支援アプリ「スカイメニュー(小1～小6)」 ・AIドリル「ドリルパーク(小1～小6)」「キュビナ(中1～中3)」
雲仙市 (小17、中7)	全校の普通教室と理科室に1台常設	Chromebook(wi-fi)を導入済 【当初導入台数】 ・小:2,312台(教師用、予備含む) ・中:1,100台(教師用、予備含む) ドリル教材は『eライブラリアドバンス』、授業支援ソフトは『Google Workspace for Education』を利用
南島原市 (小15、中8)	【電子黒板】 普通教室・特別教室 小:118台(普通教室1台程度) 中:59台(普通教室1台程度) 【大型モニター】 普通教室・特別教室 小:31台 中:34台 ※R4～R7 通常学級及び理科室に各1台常設になるよう、不足台数の購入及び更新を行う予定。	R2:小(1,114台・小4～小6、教師用) R2:中(1,146台・中1～中3、教師用) R3:小(31台・教師用) R3:小(939台・小1～小3、教師用) R3:中(51台・教師用) ※Windows OS、Wi-Fi端末(2,624台)、LTE端末(657台) 当面は有償の授業支援ソフトは整備せず、Microsoft Teams for EducationとL-Gate(無償版)を活用する方針

市名	デジタル教科書	ICT支援員	タブレットPCの通信料(家庭)の負担
長崎市 (小68、中37)	小:国語、社会、理科、外国語(その他教科書付属の道德、書写) 中:社会、理科、英語(その他教科書付属の道德)	ICT支援員6名を業務委託にて配置 ※別途「GIGAスクール運営支援センター」の運営支援員として6名配置	Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は原則保護者負担。準要保護世帯で利用を希望する場合は、長崎市が定める基本プラン<月額770円>を支給。生活保護世帯には借用の有無を問わず実費相当額を支給)
佐世保市 (小44、中24、義務2)	小:国語、算数(指導者用) 他教科は必要に応じて学校予算で対応 中:国語、数学、英語を整備(指導者用) 他教科は新教科書購入時に付属しているものを利用、または必要に応じて学校予算で対応 ・R5文部科学省「学習者用デジタル教科書普及促進事業」を活用し、英語を小中全70校・小学校算数23校・中学校数学13校に導入	令和3年～令和6年までの4カ年事業 ・令和4～6年度・18名(市内70校に対し4校に1名配置の割合)	市負担(1台につき5G/月)
島原市 (小10、中5)	指導者用デジタル教科書 R2～小:1年生～6年生(算数)※各学年1つ R3～中:1年生～3年生(英語、理科)※各学年1つずつ 他教科は、各学校予算で購入 R5文部科学省「学習者用デジタル教科書普及促進事業」を活用し、英語は全小・中学校、算数、数学は希望校に導入	R2:1名雇用 R3:2名雇用(ICT支援員)+GIGAスクールサポーター(3名) R4:1名雇用(ICT支援員) R5:2名雇用(ICT支援員)	家庭負担 ※Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は保護者負担)
諫早市 (小28、中14)	指導者用 小学校 各学校(国語、算数、社会、理科、外国語)を導入 中学校 各学校(国語、社会、数学、理科、英語)を導入 学習者用 ・小学校は算数、中学校は数学、英語のデジタル教科書を希望校に導入	令和5年度より1名 会計年度任用職員として任用	家庭内で使用する場合の通信料は家庭負担(就学援助世帯に対し、オンライン学習通信費を扶助)
大村市 (小15、中6)	【指導者用】 小:国語、算数(全学年)、英語(5、6年) 中:国語、数学、英語(全学年) 【学習者用】 〔外国語〕:全小学校(5・6年)と中学校 〔算数・数学〕:小学校(5・6年)7校と中学校3校 ※令和5年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」を活用 〔国語(書写含む)〕〔社会〕〔地図帳〕:小学校(5・6年)4校 〔理科〕〔地理〕〔歴史〕〔公民〕〔地図帳〕:中学校3校 ※令和5年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」を活用	R5年度:1名 時給1170円×6時間(市雇用)	・家庭負担 ・Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は保護者負担)
平戸市 (小15、中8)	【指導者用】 小:算数(1～6年生)、理(3～6年生)、社(5～6年生) 中:国語、社会、数学、理科、英語 【学習者用】 令和5年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」を活用	GIGAスクール運営支援センター設置	家庭負担 ※要保護・準要保護家庭のうち、Wi-Fi環境がない家庭にモバイルルータを貸与。
松浦市 (小9、中7)	【指導者用】 小:算数、理科 中:社会、数学、理科、英語 【学習者用】 令和5年度文部科学省「学習者用デジタル教科書普及促進事業」を活用	未配置	市負担(5G/月)
対馬市 (小16、中11)	小:英語(指導者用)導入済	ハードウェア、各アプリ、運用保守にサポートセンター設置(ICT支援員配置予定なし)	市負担
杵岐市 (小18、中4)	・令和4年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」を活用 小:英語(18校)、算数(12校)か理科(6校) 中:英語(4校)、数学(2校)か理科(2校)	未配置	未定
五島市 (小14、中11)	小:すべての小学校全学年に算数科デジタル教科書(指導者用)を配置済み 中:すべての中学校全学年に数学科デジタル教科書(指導者用)を配置済み ※他教科については、学校配当予算でも購入している。 実証事業の活用により全小中学校に英語の学習者用デジタル教科書を導入済み。また、各校プラス1教科を導入済み。	H29:2名(市雇用1名、業者委託1名) H30:1名(業者委託) R元:2名(市雇用1名、業者委託1名) R2:2名(市雇用1名、業者委託1名) R3:3名(市雇用1名、業者委託2名) R4:3名(市雇用1名、業者委託2名) R5:4名(市雇用1名、業者委託3名)	R4は基本的に各家庭の回線に接続する。 就学援助家庭への通信費補助を行う。(就学援助家庭、特別支援学級在籍児童生徒の家庭:14000円/年)
西海市 (小13、中6)	指導者用デジタル教科書 小:国語、社会、算数、理科、英語 中:国語、社会、数学、理科、英語	令和5年度は、GIGAスクールサポーター3人を市内15校に合計225回(各校15回)訪問で業務委託。	就学援助対象家庭に対して、「オンライン通信費」として、年額14000円を上限に補助する。
雲仙市 (小17、中7)	指導者用デジタル教科書 小:国語、社会、算数、理科、英語(令和2年度整備済) 中:国語、社会〔地理、歴史、公民、地図〕 数学、理科、英語(令和3年度整備済)	R5年度にICT支援員(会計年度任用職員)を1名配置予定。	家庭負担 ※Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は保護者負担)
南島原市 (小15、中8)	【指導者用デジタル教科書】 R2:小(算数・全学年) R3:中(英語・全学年) 【指導者用デジタル教科書(教師用指導書に付属)】 R2:小(書写・生活・外国語・道德) R3:中(音楽・器楽・技術・家庭・道德) 【学習者用デジタル教科書】 R4:小(英語・算数・理科) R4:中(英語・数学・理科) R5:小(英語・算数) R5:中(英語・数学) ※学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業を活用	H29～R3:ICT支援員(2～4名)を市で雇用 R4～:市内業者に業務委託	通信環境がある家庭 Wi-Fi端末を整備し、各家庭のWi-Fiに接続。 通信環境がない家庭 LTE端末を整備し、通信料については、市負担。 (1台につき5G/月)

長崎県中学校体育連盟に対する県補助金の推移

(単位:千円)

年度	全国・九州派遣費	県中総体開催費	離島派遣費	事務局運営費	合 計
S52	2,000	1,000	1,200	300	4,500
53	2,000	1,000	2,420	285	5,705
54	2,000	1,000	2,884	300	6,184
55	3,000	1,000	2,884	300	7,184
56	3,000	1,000	3,809	300	8,109
57	3,000	1,000	4,200	285	8,485
58	3,000	1,000	4,715	270	8,985
59	3,000	1,000	5,030	270	9,300
60	2,700	900	5,334	240	9,174
61	3,318	1,200	5,382	－	9,900
62	2,700	1,200	5,400	－	9,300
63	2,700	1,200	5,400	－	9,300
H元	2,700	1,300	5,400	－	9,400
2	2,700	1,300	5,400	－	9,400
3	2,700	1,300	5,400	－	9,400
4	2,700	1,300	5,400	－	9,400
5	2,700	1,300	6,880	－	10,880
6	2,700	1,300	6,880	－	10,880
7	2,700	1,300	6,880	－	10,880
8	2,700	1,300	6,880	－	10,880
9	2,700	1,300	6,880	－	10,880
10	2,700	1,300	6,880	－	10,880
11	2,700	1,300	6,880	－	10,880
12	2,700	1,300	6,880	－	10,880
13	2,700	1,300	6,880	－	10,880
14	2,700	1,300	6,880	－	10,880
15	2,700	1,300	6,880	－	10,880
16	2,200	1,100	6,880	－	10,180
17	2,200	1,100	6,880	－	10,180
18	2,200	1,100	6,880	－	10,180
19	2,200	1,100	6,880	－	10,180
20	1,980	990	6,192	－	9,162
21	1,980	990	6,192	－	9,162
22	1,980	1,100	6,192	－	9,272
23	1,980	1,100	6,192	－	9,272
24	2,280	1,100	6,192	－	9,572
25	2,280	1,100	6,192	－	9,572
26	2,280	1,100	6,192	－	9,572
27	2,052	990	6,192	－	9,234
28	2,052	990	6,192	－	9,234
29	2,052	990	6,192	－	9,234
30	2,052	990	6,192	－	9,234
R元	2,052	990	6,192	－	9,234
2	2,052	990	6,192	－	9,234
3	2,052	990	6,192	－	9,234
4	1,952	990	6,192	－	9,134
5	1,852	990	5,944	－	8,786

長崎県中学校文化連盟に対する県補助金の推移

(単位:千円)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
長崎県中学校総合文化祭 開催費補助事業	1,000	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	0	900	900	900	900	900
長崎県中学校総合文化祭 離島地区中学校参加費補 助事業	800	720	720	720	720	720	720	742	742	742	742	0	742	742	742	742	742
全国中学校総合文化祭派 遣費補助事業	1,000	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	0	900	900	900	900	900
長崎県中学校文化活動推 進校指定事業	1,350	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515
全国中学校総合文化祭長 崎大会開催事業補助金												4,332					
合 計	4,150	3,735	3,735	3,735	3,735	3,735	3,735	4,057	4,057	4,057	4,057	5,847	4,057	4,057	4,057	4,057	4,057

(3) 令和4年度長崎県市長会収支決算書(案)について

令和4年度長崎県市長会収支決算書(案)

収入額 24,852,493 円
 支出額 15,114,222 円
 差引残額 9,738,271 円(翌年度繰越額)

(収入の部)

(単位:円)

項目	予算額 ①	収入済額 ②	差引額 ②－①	摘要
負担金	12,325,000	12,325,000	0	
(内訳) 各市負担金	12,325,000	12,325,000	0	1 各市負担金 長崎市 1,454,000 12,325,000 佐世保市 1,166,000 島原市 858,000 諫早市 1,043,000 大村市 940,000 平戸市 858,000 松浦市 858,000 対馬市 858,000 壱岐市 858,000 五島市 858,000 西海市 858,000 雲仙市 858,000 南島原市 858,000
交付金等	7,040,000	6,659,068	△ 380,932	1 (公財)長崎県市町村振興協会助成金 1,820,000 団体助成金(地域活性化センター) 2 (公財)長崎県市町村振興協会助成金 3,488,208 3 全国市長会交付金 770,000 4 共済事業説明会開催補助金 580,860
諸収入	1,000	147	△ 853	1 預金利息(一般・管理費) 147
繰越金	6,058,000	5,868,278	△ 189,722	1 前年度繰越金 5,868,278
合計	25,424,000	24,852,493	△ 571,507	

(支出の部)

(単位:円)

項目	予算額 ①	支出済額 ②	差引額 ①－②	摘要
事務費	13,096,000	8,835,897	4,260,103	1 事務費 7,534,040 2 会議費 1,301,857
事業費	7,583,000	6,278,325	1,304,675	1 国への要請活動費 267,210 2 国・県への要望費 575,520 3 研究・研修費 3,614,825 4 補助費(地域活性化センター) 1,820,770
予備費	4,745,000	0	4,745,000	
合計	25,424,000	15,114,222	10,309,778	

監 査 報 告

長崎県市長会会則第5条第7項の規定に基づき、令和4年度会務報告及び決算報告の監査を関係書類、帳簿及び預金残高証明を基に実施しましたところ、収入・支出とも適正に処理されていると認めます。

令和5年6月26日

長崎県市長会監事

西海市長

杉澤泰彦



2 協議事項

* * *

(2) 長崎県市長会の予算について

1 翌年度繰越額の推移について

(単位:千円)

H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
4,111	2,490	4,442	5,868	9,738

(増減の主な理由)

◎H30 年度～R 元年度

九州市長会開催費補助金 2,000 千円を交付したことによる減

◎R2 年度～R3 年度

主に天候不良やコロナの影響により、会議、研修等について見合わせや開催方法を web 等に変更したことによる不用額の増

◎R4 年度

職員人件費について、事務局長が(公財)長崎県市町村振興協会の役員も兼務したことに伴い、同協会との費用負担割合が変更となったことによる不用額の増

2 繰越額の内容について

長崎県市長会の繰越額には、次の(1)～(3)の内容が含まれている

(1) 年度当初の負担金受領までの間の運営費の財源

(2) 予備費の財源

(3) 九州市長会総会開催費補助金の財源

3 今後の対応について

(1) 九州市長会総会開催費補助金の増額について

九州市長会総会開催費補助金について、九州市長会の交付額と同額の 350 万円程度へ増額する。

(2) 負担金の精算について

2の(1)～(3)を加味した上で必要と見込まれる繰越額と、年度末残高との差額については、年度末に各市負担金額に応じ、精算する。

* * *

3 報告事項

* * *

(1) 副市長会からの報告について

長崎県副市長会 正副会長の選任について

長崎県副市長会の正副会長の副市長任期満了による退任に伴い、正副会長選任の協議を行った結果、次のとおり、選任された。

会 長 島原市 金子 忠教 副市長

副会長 長崎市 柴原 慎一 副市長

(任期：令和5年7月31日～1年)

(2) その他

令和7年九州市長会総会の開催意向調査結果について

九州市長会総会の開催については、九州8県が持ち回りで開催することになっているが、次回の長崎県開催が令和7年春（原則5月中旬頃）に予定されていることから、全市に、開催市として希望するかについて意向調査を行ったもの。

調査結果

「開催市として希望する」 との回答があった市（2市）	長 崎 市 島 原 市
-------------------------------	----------------